

令和2年版

環境白書

(詳細版)

静岡県

令和3年1月

令和2年版環境白書 詳細版 目次

環境の現状及び施策の展開

第1章 ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

第1節 環境と経済の両立

- 1 環境に配慮した事業活動の促進1
- 2 環境配慮型製品の普及促進4
- 3 環境・新エネルギー分野への参入・技術支援5
- 4 環境に関する情報発信の強化6

第2節 環境にやさしい暮らし方の実践

- 1 環境にやさしい暮らし方を学ぶ9
- 2 県民や企業等との連携・機会の拡大12
- 3 環境教育を実践する人材育成の充実17

第2章 低炭素社会に向けた取組

第1節 低炭素型の地域づくり（スマートコミュニティの形成）

- 1 都市と交通の低炭素化20
- 2 新エネルギー等の導入促進21
- 3 二酸化炭素の吸収源対策23
- 4 フロン類対策の推進25

第2節 未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立

- 1 ライフスタイルの変革26
- 2 住まいの省エネ化28

第3節 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進

- 1 ビジネススタイルの変革30
- 2 事業所の省エネ化31
- 3 環境産業の創出32

第4節 低炭素社会を担う人づくり

- 1 低炭素化をマネジメントする人材の育成33
- 2 地球温暖化防止に向けた環境教育の推進33

第5節 気候変動による影響への適応

- 1 気候変動による影響への適応35

第3章 循環型社会に向けた取組

第1節 循環資源の3Rの推進

- 1 県民総参加による Reduce 発生抑制、Reuse 再使用の推進36
- 2 良質なリサイクル（Recycle 再生利用）の推進38

3	エネルギー回収の促進	42
4	未利用資源の利用促進	42
第2節 廃棄物の適正処理の推進		
1	事業者指導の強化と優良事業者の育成	43
2	適正処理推進体制の充実	44
3	有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進	45
4	不法投棄対策の推進	46
5	不用品回収業者対策の強化	47
6	災害廃棄物の適正処理の推進	47
第3節 循環型社会を担う基盤づくり		
1	環境教育等の推進	49
2	海岸漂着物等対策の推進	50
3	環境ビジネスの振興	50
4	関係機関との連携強化	50
第4節 森林資源の循環利用の促進		
1	県産材の需要拡大	52
2	県産材の安定供給体制の確立	52
3	ビジネス林業の展開	53
第5節 水循環の確保		
1	水資源の適正な管理と有効利用の促進	55
2	安全で良質な水道水等の安定供給	57
3	森林の持つ水源涵養機能の確保	58

第4章 自然共生社会に向けた取組

第1節 生物多様性の確保		
1	生物多様性戦略の策定	60
2	希少野生動植物の保全	60
3	外来動植物対策	61
4	有害鳥獣対策	62
5	世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の維持・保全	64
第2節 自然環境の保全		
1	森・川・海の保全と復元	66
2	自然環境に配慮した公共事業の推進	68
3	富士山の自然環境保全に向けた取組	69
4	自然公園等の適正な管理と利用の推進	71
5	美しい景観づくり	73
第3節 人と自然との関係を見つめ直す		
1	自然ふれあい施設等の利用促進	77
2	エコツーリズム等の支援	78

第4節 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮

1 里地・里山・里海の保全	79
2 環境保全型農業の促進	80
3 森林の多面的機能の発揮	82
4 環境保全型漁業の普及	83

第5節 良好な生活環境の確保

1 水・大気・土壌等の環境の保全	84
2 化学物質の適正管理	110
3 花と緑のうるおいある魅力的なまちづくりの推進	112
4 環境アセスメントの実施の指導	114
5 調査・研究の充実	114

第1章 ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

第1節 環境と経済の両立

(1) 環境に配慮した事業活動の促進

《現状》

- ・本県は、企業の環境保全意識が高く、環境マネジメントシステムの一つであるエコアクション21の認証事業者数が都道府県別で全国第1位。(令和元年度末時点)
- ・また、エコアクション21の認証事業者数は、前年度末に比べ23件減少。(図I-1-(1)-1)

【環境政策課】

《課題》

- ・企業の環境に配慮した事業活動をさらに促進するためには、消費者ニーズの拡大とともに、環境保全への投資が企業にとって企業価値を高め、魅力的なものであると感じる状況が必要である。
- ・今後はエコアクション21の認証の新規取得だけでなく、更新についても継続的な支援が必要。

【環境政策課】

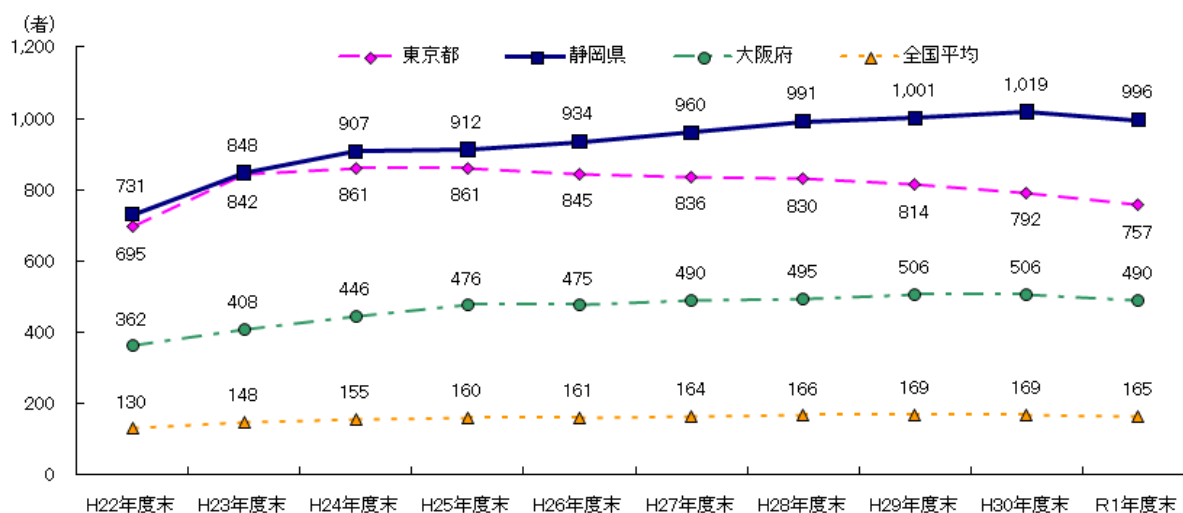
《施策の展開》

ア エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

- ・エコアクション21などの環境マネジメントシステムを普及するため、説明会を開催。
- ・エコアクション21認証の新規取得及び更新を支援するため、66事業者に対し支援員派遣を実施。
- ・県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場・事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目とすることによる、エコアクション21、ISO14001の認証取得を促進。

【環境政策課】

(図I-1-(1)-1) エコアクション21の認証事業者数の推移(上位都府県及び全国平均)



イ 事業者の先進事例の広報等による環境配慮型経営の促進

- ・ 県民や事業者の地球温暖化防止に対する意欲の向上を図るため、静岡県地球温暖化防止条例に基づき、知事が地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰。(表 I-1-(1)-1) 【環境政策課】

(表 I-1-(1)-1) 令和元年度静岡県地球温暖化防止活動知事褒賞受賞者

部門	受賞者	事例概要
温室効果ガス排出削減対策部門	大企業等の部 ローム浜松株式会社	業界初となるクリーンルーム全エリアでの熱回収ヒートポンプチラーのほか、高効率ターボ冷凍機等を導入し、大幅な温室効果ガス削減を達成。社員教育・地域連携や、地域での事例発表を通じた対策の波及にも努めている。
	中小企業等の部 山梨罐詰株式会社	メタン発酵を通じて食品廃棄物をエネルギーに変換するシステムを県と共同で開発。「静岡県小型メタン発酵プラント事業化推進協議会」会長として、実証実験、対応検討を担い、県内中小企業に対し未利用バイオマスの活用を促進。
地球温暖化防止普及・啓発部門	学校等の部 三島市立徳倉小学校	10年以上に渡り、教員と児童自身の実践による総合的な環境教育を推進。多様な主体と連携した、森林や水など地域資源に関する環境学習や資源回収を通じ、地域への波及も図られている。
	個人・団体の部 株式会社昭和自動車学校	イベント主催による収益を全額活用し「太陽光発電で灯る街灯」を事業所周辺の通学路に12年間で12本設置。多様な団体と協力したイベントには延べ約3万人参加し、地域の環境意識の向上に寄与。

ウ 温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行促進

- ・ 静岡県地球温暖化防止条例に基づき一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付け。
- ・ 平成30年度の温室効果ガス排出状況は、事業者が提出した平成30年度温室効果ガス排出削減報告書の総排出量では9,584千トン-CO₂で、基準年度(平成28年度)に対して144千トン-CO₂、1.5%減少。(表 I-1-(1)-2) 【環境政策課】

(表 I-1-(1)-2) 平成30年度温室効果ガス排出状況

[単位：千トン-CO₂、%]

該当要件	基準年度		H30実績 (B)	B-A (C) C/A
	(H28)	(A)		
1号 エネルギー管理指定工場		8,870	8,664	△ 207 △ 2.3
2号 24時間営業事業者		146	134	△ 12 △ 3.3
3号 運輸事業者		166	165	△ 1 △ 0.8
4号 その他		545	621	76 13.9
計		9,728	9,584	△ 144 △ 1.5

注1：「4号その他」はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出事業所。1号と重複する事業所の排出量を含む。

注2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

エ 自動車通勤環境配慮計画書制度の確実な履行促進 (表 I-1-(1)-3) 平成 30 年度マイカー通勤の状況

- ・静岡県地球温暖化防止条例に基づきマイカー通勤者が多い事業所に対して、自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書の提出を義務付け。
- ・平成 30 年度末時点のマイカー通勤率は 71.9%で、基準年度(平成 29 年度当初)に対して 2.3 ポイント減少。(表 I-1-(1)-3)

区分	基準年度 (H29 当初) (A)	H30 実績 (B)	B-A (C) C/A
事業所数	31 事業所	30 事業所	△ 1
従業員数(A)	67,832 人	70,491 人	2,659 人
マイカー通勤者(B)	50,309 人	50,671 人	362 人
マイカー通勤率(A/B)	74.2%	71.9%	△2.3

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【環境政策課】

オ J-クレジット等の省エネルギー対策制度の周知

- ・静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度において、J-クレジット制度をはじめとしたカーボン・オフセットの活用状況を記載し、自己評価に反映。

【環境政策課】

カ 省エネルギー対策に関する情報提供

- ・省エネルギー対策に関する国・自治体等の助成制度や企業の取組事例等について紹介する説明会を実施。

【環境政策課】

開催日	内容	場所	参加者数
平成 31 年 4 月 23 日	・経済産業省、環境省、県の省エネ関連支援策 ・企業の取組事例等	静岡県庁 別館 7 階第二会議室 A・B	103 人

キ 次世代自動車の普及促進

(表 I-1-(1)-4) 県内のEV・PHV・FCV・電動二輪の普及状況(台)

(平成 31 年 3 月末現在)

- ・「ふじのくにEV・PHVタウン構想」や県の「水素ステーション整備方針」に基づき、環境負荷の少ないEVやPHV、FCVなどの次世代自動車の普及を促進。(表 I-1-(1)-4)
- ・令和元年度は、充電器の位置情報の配信など、EVやPHVの利用環境向上に関する取組を実施。
- ・賀茂、東部、中部、西部の4地域局にPHVの公用車を導入し、ラッピングによりPRするとともに、防災訓練において家電製品への給電を実施。
- ・燃料電池バスの導入に向けた検討会を開催、試験走行を実施。

車種	台数
EV	4,574
PHV	3,805
FCV	60
計	8,439

【エネルギー政策課】

ク エネルギーの「見える化」の促進

- ・静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度において、基本対策の選択肢としてエネルギーの「見える化」等の運用対策を明示し、事業者の効果的な取組を促進。

【環境政策課】

ケ 利子補給など中小企業の取組支援

- ・中小企業者の新エネルギーや省エネルギーなどの設備導入を支援するため県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「新エネ・省エネ設備等導入促進資金」を実施。
- ・資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円(※)	10年以内	年1.4%以内又は1.6%以内	年0.3%～1.3%又は年0.98%

- ・令和元年度の実績：2億2,422万円。(11件) ※天然ガスコージェネレーション導入時/3億円

【商工金融課】

(2) 環境配慮型製品の普及促進

《現状》

- ・環境ビジネスの支援ツールである静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により、環境に配慮した製品、技術に関する情報発信や県内企業の先進的な取組を紹介。 【環境政策課】

《課題》

- ・環境製品の割高感や、環境ビジネスの提供者と利用者間で情報ギャップが見られるなど、市場は成長過程にあり、消費者の支持を拡大することが必要。 【環境政策課】

《施策の展開》

ア 静岡県リサイクル製品認定制度の周知

- ・静岡県では、廃棄物を原材料として、県内で製造・加工されたリサイクル製品のうち、品質等の認定基準を満たしたものを「静岡県リサイクル認定製品」として認定。
- ・リサイクル製品の安心・安全に関わる基準を設定し適正なりサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、パンフレットを作成し、関係機関・団体への説明会などで広報するとともに、産業支援機関と連携し、産業支援機関からも事業者へ制度の活用を周知。

【廃棄物リサイクル課】

イ リサイクル認定製品の公共工事等における利用促進

- ・県や市町の公共工事発注者、物品購入者等へパンフレットを配布したほか、担当者会議において制度の周知を図り、利用を促進。土木、農林、建築・営繕の担当者を対象に制度・認定製品の説明を行い、利用を促進。
- ・認定製品の公需・民需の拡大を図るため、平成30年1月に、庁内関係課と産業支援機関から成る利用推進委員会を設置。
- ・平成22年度から交通基盤部において「静岡県リサイクル認定製品」を使用するモデル工事を実施。令和元年度は、土木・農林・営繕を対象として9工事で使用。 【廃棄物リサイクル課、建設技術企画課】

ウ 循環型ビジネスの情報発信など企業の環境負荷低減の活動支援

- ・静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により新技術・新製品等の循環型ビジネスに関する情報発信を行っており、廃棄物の削減や各種のリサイクル事業等の取組事例を掲載。

- ・企業・事業所等において環境への負荷を低減するよう、静岡県環境ビジネス協議会と連携してバイオマス発電所やOA機器のリユース・リサイクルの拠点の視察会を開催。(表I-1-(2)-1)

【環境政策課】

(表I-1-(2)-1) 静岡県環境ビジネス協議会の概要(令和元年3月現在)

会員数	216 団体(企業:114、団体:55、大学・研究機関:20、行政:27)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連セミナーの開催 ・テーマ別研究会の開催 ・ホームページによる協議会の活動状況等環境情報の提供 ・環境情報交換システム(エコマート静岡)による製品・技術情報の発信

(3) 環境・新エネルギー分野への参入・技術支援

《現状》

- ・国は、「第5次エネルギー基本計画」で、新エネルギーを有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源と位置付け、導入を積極的に推進。
- ・新たなエネルギー関連の産業・雇用創出も視野に、経済性等とのバランスのとれた開発推進が必要。
- ・市場の拡大や新規雇用の拡大も期待され、県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援が必要。

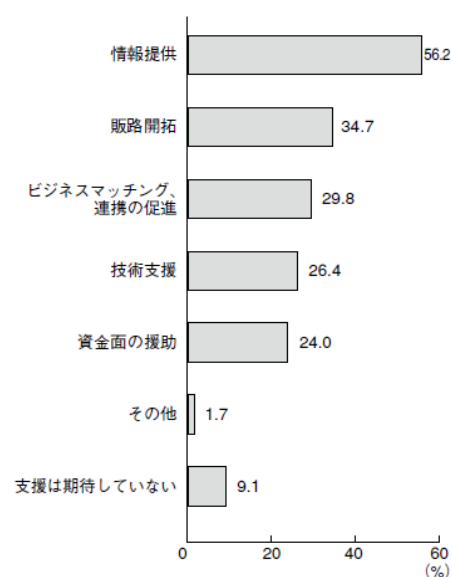
【新産業集積課】

《課題》

- ・企業が支援機関に期待する支援内容は、情報提供、販路開拓、資金面の援助など。(図I-1-(3)-1)
- ・県内企業の環境分野への参入に当たり、業界ニーズや最新の技術動向に関する情報提供、製品等の販路開拓、製品化に向けた研究開発費に対する助成などの総合的な支援が必要。

【新産業集積課】

(図I-1-(3)-1) 支援機関に期待する支援



《施策の展開》

ア 環境・新エネルギー分野への参入のための関係情報の提供

- ・次世代自動車について、低燃費化や高効率化に対応するため、小型・軽量化等の製品・技術開発を担う中核者となる人材を育成する「次世代自動車中核人材育成講座」を開催、電気自動車分解部品を「ふじのくに次世代自動車ライブラリー」として浜松工業技術支援センターに常設展示。

【新産業集積課】

- ・平成30年度に実施した水素関連製品製造分野への参入に向けたビジネスマッチングセミナーについて、令和元年度も開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催中止。
- ・産学官金の連携により、再生可能エネルギーや蓄電池等の創エネ・蓄エネに関する技術開発や実用化を促進し、地域企業によるエネルギー関連事業への参入促進やエネルギーを軸とした新たな次世代産業の創出を図るため、「静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会」を平成30年度に設立し、講演会やマッチング交流会、ワーキンググループ活動を実施。

【エネルギー政策課】

イ 技術コーディネータによる相談対応

- ・技術相談、製品企画や販路開拓において、県内中小企業が抱える課題や問題解決を支援するため、技術コーディネータ（民間企業OB等）が相談対応。環境分野をはじめ全分野で298件。【新産業集積課】

ウ 新技術の製品化に向けた開発等への助成

- ・県内中小企業が取り組む研究開発やその成果を活用した製品化を支援するための助成事業を実施。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所と県内企業の共同研究開発を支援する「先端企業育成プロジェクト推進事業費助成」では、環境・新エネルギー分野について3社に助成。
- ・研究開発成果を活用した製品化を支援する「事業化推進助成」では、環境分野について3社（内 次世代自動車分野2社）に助成。【新産業集積課】

エ 新技術製品等の販路開拓支援

- ・静岡県環境資源協会と浙江省環保産業協会の間で締結している、環境技術交流を目的とした友好交流協定に基づき、両県省の企業によるビジネスマッチング等を実施。
- ・小笠山総合運動公園(エコパ)で開催された「学生フォーミュラ日本大会」で県内企業が開発したEV等の次世代自動車を展示し、企業と学生の技術交流を促進。【新産業集積課】

(4) 環境に関する情報発信の強化

《現状》

- ・県ホームページ、各種環境イベントの開催、出展、メールマガジンの配信等により、県の環境事業に関する広報を実施。
- ・令和2年度の県政世論調査では、日頃から環境保全活動を実践している県民の割合は83.0%と、前年度の84.1%から1.1%減少した。全体の割合は8割以上と高いものの、20歳代以下の実施率が相対的に低いことから、マスメディアを通じた広報活動を展開するとともに、各種環境イベント等を活用し、若年層を中心とした県民に環境保全活動の実践を促していくことが必要。【環境政策課】

《課題》

- ・10代後半から20代をターゲットに、環境に関する情報発信を強化していくとともに、環境教育団体が環境教育を継続して実践できる体制の整備を図っていくことが必要。
- ・効果的な情報発信を行うため、まず、受け手側の感情や認識を正確に把握したうえで、効率的な手法を検討していく双方向の戦略的コミュニケーションを取り入れることが必要。【環境政策課】

《施策の展開》

ア イベント等による情報交換

- ・令和元年度は、中部地区所在の4大学（静岡大学、静岡県立大学、東海大学、常葉大学）の合同プロジェクトである「インカレecoカフェ」を実施。【環境政策課】

イ 低炭素社会の形成に向けた広報

- ・地球温暖化防止に向けた県民の自主的な行動を促進するため、温暖化対策アプリ「クルポ」について、県広報媒体やイベント等を通じて参加者募集。
- ・地球温暖化防止活動に貢献のあった個人・団体を対象に知事褒賞を実施。
- ・省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等について説明会やホームページ等を通じた情報提供。【環境政策課】
- ・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの省エネ性能に優れた建築物について、セミナーや県ホームページ等で情報提供。【環境政策課】
- ・「ふじのくにしずおか次世代エネルギーパーク」等の新エネルギー施設の見学や体験を通じて、再生可能エネルギーに対する理解促進やエネルギー教育の充実を図る。【エネルギー政策課】

ウ 循環型社会の形成に向けた広報

- ・県のホームページ「知ろう 使おう バイオマスWEB」により、県内のバイオマスに関する情報を発信。【農業戦略課】
- ・「静岡県リサイクル製品認定制度」の周知を図るとともに、認定製品の積極的利用を呼び掛け、利用を推進。
- ・県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促すため、ウェブサイト「Rのある暮らし」により、家庭におけるごみ削減のノウハウやイベント情報等を発信。【廃棄物リサイクル課】
- ・県のホームページ「エコマート静岡」により、新技術・新製品や企業の取組を紹介し、事業者間の連携や活発な情報交換を支援。【環境政策課】
- ・10月の「木使い推進月間」を中心に、イベントへの出展支援や木工工作コンクールの開催支援など、「しずおか木使い県民運動」を展開。
- ・県民に対し、東京2020オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザへの森林認証材の提供を通じたPRや、県ホームページ「しずおか木使いネット」などにより、県産材の情報を発信。【林業振興課】
- ・「水の週間記念作文コンクール」や小学生等を対象とした「水の出前教室」等、さまざまな啓発活動を実施し、水資源や水循環の大切さを周知。【水利用課】

エ 自然共生社会の形成に向けた広報

- ・県内各地に設置してある大気環境測定局で測定したデータをリアルタイムに県ホームページなどで公表。さらに、光化学オキシダントが高濃度になった時や、PM2.5の濃度が国の暫定指針値を超えると予測される時には、注意報の発令等により、県民へ注意喚起。【生活環境課】
- ・環境問題に関して、事業者から住民への情報開示や意見交換等を通じ、相互理解を深めるリスクコミュニケーションへの取組を推進。【環境政策課】
- ・柿田川を始めとした県内の多くの湧き水を県ホームページで紹介するなど、湧き水とふれあう機会を増やすことにより、水資源を守る意識の高揚を図る。
- ・県民の水資源を守る意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を展開。【水利用課】
- ・富士山憲章推進会議のグッズの作製にあたり、富士山憲章を印刷する等、その啓発に努める。

【富士山世界遺産課】

- ・富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、ビオトープ等を活用して、多様な動植物と触れ合う場の提供や環境啓発を促進。【空港管理課】
- ・将来を担う若い世代をターゲットとしたホームページやソーシャルネットワークにより、農山漁村地域の情報を発信。
- ・担い手に対し、荒廃農地の再生利用に活用可能な支援先を周知するとともに、農地所有者に対し荒廃農地の発生防止について啓発。また、優良な取組に対する表彰や事例発表等を開催し、農地の有効活用に対する意識の醸成を図った。【農業ビジネス課】
- ・学生や地域住民対象の治山セミナー等を開催し、森林の機能や事前防災・減災対策の重要性を伝える。【森林保全課】
- ・「しずおかアダプト・ロード・プログラム」、「リバーフレンドシップ」について、県ホームページで取組事例を紹介。【道路保全課・河川企画課】
- ・「森と湖に親しむ旬間（7月下旬）」や「県民の日（8月21日）」等に併せて、ダム等及び貯水池を活用し、施設や河川を広報するイベントを毎年開催。【河川企画課】
- ・魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図るため、都市、田園、農山漁村などを対象として、地域の個性を生かした良好な景観が形成されている地区や施設、住民が主体となっていて行っている景観形成活動などを表彰する「静岡県景観賞」を実施。【景観まちづくり課】
- ・「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度を展開し、県民や企業等の参加による森づくりを促進。
- ・企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度への企業参加を促し、各取組を紹介する「企業の森づくりCSR情報」を発行。【環境ふれあい課】

第2節 環境にやさしい暮らし方の実践

(1) 環境にやさしい暮らし方を学ぶ

《現状》

- ・ N P O等の団体による活発な環境保全活動、自治会や事業所におけるリサイクルや環境美化への取組事例多数。
- ・ 令和2年度の県政世論調査においては、「節電や節水、家庭ごみの分別、マイバッグの持参、低燃費車や省エネ家電への切り替え、エコドライブ、清掃活動への参加、緑化など」環境への配慮を実践している県民の割合が8割以上。 【環境政策課】

《課題》

- ・ 県民の環境への関心を一層高めるとともに、この関心が家庭、地域、職場等における県民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践に結びつくため、環境教育・環境学習や環境保全活動を進めていくことが必要。 【環境政策課】

《施策の展開》

ア 「ふじのくにCOOLチャレンジ」の展開

- ・ 企業、市町、関係団体と連携して、家庭部門や業務部門における地球温暖化防止に向けた取組を進める「ふじのくにCOOLチャレンジ」を展開。(表I-2-(1)-1) 【環境政策課】

(表I-2-(1)-1) 令和元年度「ふじのくにCOOLチャレンジ」事業内容

区分	メニュー	内 容	参加者等数 (CO ₂ 削減量)
実行委員会事業	クルポ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化対策のアプリを活用し、県民一人ひとりが地球温暖化防止のための活動を楽しみながら実践することを促す。 ・ 温暖化防止につながる活動をした際に、クールポイントを付与し、30ポイント貯まるごとに抽選に参加することができる。 	8,354人 86,571回 (51トン)
事業委託	KIDs	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町、県地球温暖化防止活動推進センター、小学校が協働。 ・ 小学校高学年を対象に実施。エネルギー使用量等を調べるとともに、家族と共にエコ生活をして二酸化炭素の排出を削減する。 	5,400人 (9トン)
連携事業	CHECK	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町、県温暖化防止活動推進センターが連携し実施。イベント会場、学校、事業所等で、日常生活でできる節電・省エネの取組を、CHECKシートで気軽に確認。 	772人 (111トン)
合 計			14,526人 (171トン)

ふじのくにCOOLチャレンジ実行委員会の構成

委員長	静岡県地球温暖化防止活動推進センター長 佐藤博明 (元静岡大学学長)
副委員長	静岡県くらし・環境部長 市川 敏之
構成員	県、全市町35団体、民間企業16社(県内民放テレビ局4社及び電力・ガス等エネルギー供給事業者を含む)、事業者団体6団体、市民団体等5団体 計63団体
事務局	静岡県地球温暖化防止活動推進センター

(ア) クルポ：楽しみながら取り組む地球温暖化対策アプリ

- ・温暖化対策のアプリを活用し、県民一人ひとりが地球温暖化防止のための活動を楽しみながら実践することを促す。
- ・温暖化防止につながる活動をした際に、クールポイントを付与し、30ポイント貯まるごとに抽選に参加することができる。(表I-2-(1)-2)

(表I-2-(1)-2) 令和元年度「クルポ」の主なアクションメニュー

区 分	内 容
クール/ウォームシェア	県市町の公共施設（図書館、美術館等）やふじのくに魅力ある個店において、家庭での空調利用を節減するクール/ウォームシェア
飲食店での食べきり	飲食店等で食事を食べきり食品ロスを削減する食べきり
リサイクルBOXの利用	店舗、公共施設等の分別場所で適切なごみ分別
環境イベントへの参加	県市町等が主催する環境イベントや、森づくりイベントに参加
公共交通機関の利用促進	マイカーの利用を低減し、公共交通機関を利用（一部市町）
再配達防止の取組	郵便局の宅配ロッカー「はこぼす」を利用し再配達を防止

(イ) COOLチャレンジKIDS事業：小学生を対象としたプログラムの実施

- ・小学生を対象に日常生活の中でできる地球温暖化などの環境問題を解決するための実践行動を促進する体験プログラムを実施。(表I-2-(1)-4)

(表I-2-(1)-3) 令和元年度COOLチャレンジKIDS事業の概要

参加数	小学校 94校 延べ5,400人	
実施内容	キックオフイベント	子供たちへの動機付けを目的とした講話、グループワーク、プログラムの例示
	チャレンジ	普段の家庭生活の自己診断と取組の実践 各1週間
	セレモニー	取組の認定書授与式

(ウ) COOLチャレンジCHECK事業：日常生活でできる取組をチェックシートで気軽に確認

- ・イベント会場、学校、事業所等で、家庭の日常生活でできる節電・省エネの取組を、記入の簡単なチェックシートを活用して情報提供、啓発。(表I-2-(1)-5)

(表I-2-(1)-4) 令和元年度COOLチャレンジCHECK事業の概要

実施市町	3市町（菊川市、小山町、川根本町）
参加者数	772人

イ 地域のリーダーの養成

(ア) 環境学習指導員のスキルアップ

- ・地域における環境教育推進のため、静岡県環境学習指導員の資質向上のための研修会を開催。(表I-2-(1)-3)

(表I-2-(1)-3) 平成30年度の環境学習指導員養成講座の概要

実施期間	令和元年9月～令和2年2月、8日間
参加者数	延べ79人

【環境政策課】

(イ) 「もったいない」の精神の普及

- ・「もったいない」の精神を高揚し、継承する機会を提供できるよう、体験型学習の指導法を習得できる講座を開催。(表I-2-(1)-6参照)

【廃棄物リサイクル課】

ウ 家庭における省エネルギー対策へのアドバイスの実施

- ・静岡県地球温暖化防止活動推進センターが、家庭で使用している機器や生活習慣を聞き取り、CO₂排出実態を確認後、コンピュータシミュレーションに基づく対策の提案と費用対効果の説明等を行う「うちエコ診断」を実施。 【環境政策課】

エ 環境学習の機会の充実

(ア) 「ふじのくに環境教育基本方針」に基づく環境教育・環境学習の推進

- ・県と県教育委員会は平成24年3月に策定した「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、地域に根差した総合的な環境教育・環境学習を推進。 【環境政策課】

(イ) こどもエコクラブ活動への支援

- ・「こどもエコクラブ」(令和元年度会員：74クラブ、3,010人)に対し、各クラブに参加する子供たちを初めとした小・中学生の学習会を開催。(表I-2-(1)-5) 【環境政策課】

(表I-2-(1)-5) 令和元年度こども環境学習会実績

年月日	場所	参加者数
令和元年12月26日	静岡市	57人

(ウ) もったいないの意識の高揚

- ・県民に対し、広く廃棄物・リサイクルに関わる正しい情報を提供し、日常生活における3Rの取組を促進。各地域の実情に即した啓発教室が行われるよう、市町等の職員を対象にした「廃棄物・リサイクル学習指導法講座」や、大学等の新入生を対象とした「大学生に教えた3R講座」を開催。(表I-2-(1)-6、7)
- ・3Rに関する教材や学習副読本を環境教育を実施する市町等に提供することにより、3Rの理解を深めるための支援の充実を図っている。また、チラシ、ポスター、県ホームページ、広報誌など各種媒体を活用して、食品ロス削減、ふじのくにエコショップ宣言制度、マイボトル・マイカップ運動、リサイクル製品認定制度、不法投棄防止等の広報を実施。 【廃棄物リサイクル課】

(表I-2-(1)-6) 令和元年度廃棄物・リサイクル学習指導法講座の概要

開催日	会場	内容	参加者数
令和2年1月28日	静岡県産業経済会館(静岡市)	海洋プラスチックごみ問題及び市民に向けた具体的な啓発方法について	35人
令和2年1月30日	プラザヴェルデ(沼津市)		21人

(表I-2-(1)-7) 令和元年度大学生に教えた3R講座の概要

開催日	実施状況		内容
平成31年4月	講座開催	3大学等 約1,580人	新入生を対象に、3Rの意味やその必要性、ごみの分別方法等を説明
	資料配布	15大学等 約4,590人	

(エ) COOLチャレンジKIDS事業

- ・第1章第2節(1)ア(イ)に掲載

(ウ) 環境に関する展示の実施

<常設展>

- ・“ふじのくに” 静岡の豊かな自然に育まれた動植物の標本等を展示するほか、地球家族会議（展示室 9、10）では「百年後の静岡が豊かであるために」を活動テーマに、未来の在り方を来館者と共に考える対話・交流型展示を実施。
- ・常設展示の拡充として、展示室 9 における SDGs 関連展示（企業寄付金の活用）及び展示室 10 における地球温暖化に関する展示（国立環境研究所連携）を地域（企業）連携の取組により実施。

<企画展>

企画展名	開催期間	概要	観覧者数
ミュージアム キャラバン展	4/6～5/26 (45 日間)	出張展示で好評の「ミュージアムキャラバン」。今回は「植物の世界」が新登場。「魚の世界」と合わせて展示	6,893 人
伊豆半島 驚異の環境	6/15～8/25 (63 日間)	伊豆半島の地形・地質や生息する動植物等を通して、同地環境の特性や希少性、魅力を紹介	11,391 人
みんなとつくる企画展 第 2 回ふじミュ写真展	9/7～11/4 (51 日間)	第 2 回写真コンテスト「水のある静岡の風景・自然」の入賞作品等を展示	5,861 人
大絶滅	11/30～4/5 (105 日間)	地球史上 6 回目の大量絶滅期とされる現代。かつての大量絶滅を最新の地球科学的知見や実物化石をもとに紹介	15,676 人

<教育普及>

区 分		開催数	観覧者数
移動ミュージアム※	ミュージアムキャラバン	43 か所	353,972 人
	ミニ博物館	16 か所	289,626 人
館内講座・イベント		434 回	23,737 人

※ H27.6 開始以降、移動ミュージアムの累計観覧者数は、3,158,481 人

【ふじのくに地球環境史ミュージアム】

オ エシカル消費の推進

- ・人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の推進は、SDGs の 12 番目の目標「つくる責任、つかう責任」の達成に有効であることから、「つくる」立場の事業者と、「つかう」立場の消費者の双方に向けた普及啓発を実施。

【県民生活課】

(2) 県民や企業等との連携・機会の拡大

《現状》

- ・県民参加による「森づくり県民大作戦」の森づくり活動が行われ、令和元年度は 28,149 人が参加。(図 I - 2 - (2) - 1)

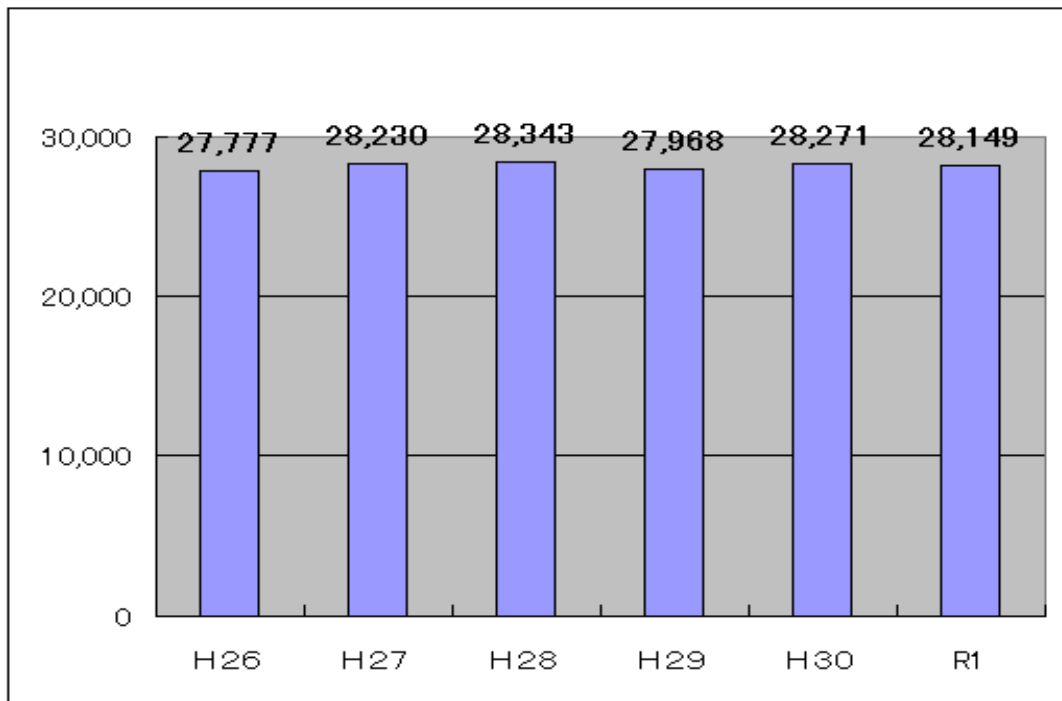
【環境ふれあい課】

《課題》

- ・森づくり活動の参加者の固定化・高齢化が進んでいることから、都市住民や企業等の新規参加者を取

り込んでいく必要があるため、森づくり団体の資質向上の支援や、ホームページやSNS等を通じた情報発信を促進。 【環境ふれあい課】

(図 I-2-(2)-1) 森づくり県民大作戦の実績



《施策の展開》

ア 「環境教育ネットワーク」の活用

(ア) 環境学習フェスティバルの実施

- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等が参加し、令和2年1～2月の間に58の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催。
- ・広報誌やホームページを通して多様な行事をPR。 【環境政策課】

(イ) 環境教育ネットワーク推進会議の開催

- ・「環境教育ネットワーク推進会議」を令和元年11月に開催し、企業やNPO、社会教育施設、行政等の多様な主体が連携する環境教育・環境学習の新たな体制づくりを支援。 【環境政策課】

イ 協働による環境保全活動の推進

(ア) しずおかアダプト・ロード・プログラム

- ・住民団体等が、ボランティアで道路の清掃等に取り組む仕組。
- ・平成13年度から始まり、令和2年3月末現在、177団体が道路の美化活動に参加。 【道路保全課】

(イ) リバーフレンドシップ制度

- ・住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、県管理河川における清掃や除草等の河川美化活動に対して県が支援を行う制度。
- ・平成15年度から始まり、令和2年3月末現在、635団体が河川美化活動に参加。 【河川企画課】

(ウ) ふじのくに美農里プロジェクト

- ・ 農業者を主体とした活動や、農業者に加え地域住民や自治会、学校等の多様な主体の参画を得た協働活動により、農地や農業用水路等の地域資源の保全や農村環境の維持・向上を図る取組を推進。 【農地整備課】

ウ 県民や企業等の参加による森づくりの促進

(ア) 企業の森づくり活動の支援

- ・ 企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度は、県が森づくり活動を希望する企業に森林所有者等と協定を締結し、森づくり活動を促進。令和2年3月末までに「しずおか未来の森サポーター」として45社と協定を締結。
- ・ 通常用の紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体などが購入し、上乗せした費用により間伐材を搬出し、森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」に令和2年3月末で85の企業や団体が参加。(表I-2-(2)-1) 【環境ふれあい課】

(表I-2-(2)-1) しずおか未来の森サポーター企業の一覧

サポーター企業	協定年月	活動内容
ヤマハ(株)	平成19年3月	海岸松林の整備
本田技研工業(株)	平成20年2月	県有林の整備
東芝キャリア(株)	平成20年3月	市有林の整備
朝日住宅(株)	平成20年6月	財産区有林の整備
NTN(株)磐田製作所	平成20年7月	財産区有林の整備
静岡トヨペット(株)	平成21年3月	森づくり団体への支援
中村建設(株)	平成21年6月	学校林の整備
(株)水野組	平成21年7月	県有林の整備
(株)静岡リビング新聞社	平成21年9月	森づくり団体への支援
米久(株)	平成21年10月	市有林の整備
(株)清水銀行	平成22年6月	県有林、市有林の整備
(株)フジヤマ	平成22年7月	県有林の整備
「小さな親切」運動静岡県本部	平成22年9月	森づくり団体への支援
しずおか信用金庫	平成22年10月	民有林(谷津山)の整備
東海ガス(株)	平成23年5月	県有林の整備
静岡県立大学環境サークル	平成23年8月	民有林(大内)の整備
テルモ(株)	平成23年9月	民有林(麓っぱら)の整備
プラントイジヤパン(株)	平成23年11月	市有林の整備(資金援助)
テイ・エステック(株)	平成24年3月	県有林の整備
イオンリテール(株)東海カンパニー	平成24年6月	森林環境教育の提供
(株)ブリヂストン	平成24年8月	財産区有林の整備
静岡巽ライオンズクラブ	平成24年10月	市有林の整備
(株)静岡銀行	平成25年3月	森づくり団体への支援
(株)アイジーコンサルティング (静岡県西部森づくりCSR協働推進協議会)	平成25年10月	市有林の整備
遠鉄システムサービス(株) (静岡県西部森づくりCSR協働推進協議会)	平成25年10月	市有林の整備
不二総合コンサルタント(株) (静岡県西部森づくりCSR協働推進協議会)	平成25年10月	市有林の整備
(株)丸山コーポレーション (静岡県西部森づくりCSR協働推進協議会)	平成25年10月	市有林の整備
(株)リサイクルクリーン	平成25年10月	市有林の整備

(静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)		
㈱技研測量	平成 26 年 11 月	林道清掃等
㈱エンチャー	平成 27 年 2 月	森林整備等
ヤマハモーターパワープロダクツ (株)	平成 27 年 12 月	県有防災林の整備及び支援
ブリヂストンケミテック (株)	平成 28 年 10 月	県有林の整備
㈱大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店	平成 29 年 6 月	森づくり団体への支援
㈱エー・エル・シー	平成 30 年 3 月	森林整備等
公益財団法人 北海道環境財団	平成 30 年 11 月	森づくり団体への支援
㈱アデランス	平成 31 年 4 月	県有林の整備
㈱NTTドコモ東海支社	令和 2 年 2 月	県有林の整備
合計 38 社		

(イ) 県民参加による森づくり

- ・ 県民参加の森づくりを促進するため、森づくり体験の場と機会の提供、普及啓発、情報提供、森づくりグループの育成・支援等を実施。(表 I-2-(2)-2) 【環境ふれあい課】

(表 I-2-(2)-2) 県民参加による森づくりの推進に向けた事業の実施状況

目的事業	事業名称	事業内容
県民理解と参加の促進	森づくり県民大作戦	年間を通じて植栽や竹林整備、自然観察会など様々な森づくりイベントを県内全域で展開。令和元年度は、755 行事、28,149 人が参加。国際機関である“国連生物多様性の 10 年日本委員会”から連携事業等の認定を受ける。
	森林環境教育の推進	静岡市駿河区中日本平にある「遊木の森」では、里山をテーマにした森林環境教育を実施。令和元年度は、約 2 万人が来園し、その内 1,577 人に森林環境教育を実施。
森づくり参加者等の養成・支援	緑の少年団活動の推進	森林での学習活動やレクリエーション活動を通じて、心豊かな人間形成を図ることを目的に、県内各地で緑の少年団が活動。令和元年度は、53 団体、約 3,500 人の団員が活動。
森林の新たな管理・整備主体等への支援	企業の森づくりの推進	森づくりへの企業参加を促進するため、企業と森づくり活動を仲介するための制度として「しずおか未来の森サポーター」制度を推進。令和 2 年 3 月末までに、130 社の企業や団体がしずおか未来の森サポーターとして活動。長年優れた森づくり活動を実施している企業・団体への功労表彰(実績 10 年以上・3 社)、知事褒章(実績 5 年以上・2 社)の授与式を開催。
	森づくり団体への支援	森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、森づくり団体に取り組む地域の森林管理等の活動を支援。安全技術に対する意識や技術・知識等を各団体へ普及させるため、「森づくり安全技術研修会」を県内 2 箇所で開催し、22 人が参加。森づくり団体の新たな活動の展開を促進するため、“森と自然を活用した保育・幼児教育”に関する講演会や事例紹介を開催し、60 人が参加。

エ 企業の森づくり CSR 情報のパンフレット作成

- ・ しずおか未来の森サポーター制度やサポーター企業の取組を広く発信する手段の一つとして、サポーター企業の当年度の取組をまとめた情報誌を発行。
- ・ 令和元年度は、協定を締結して活動している 35 社のサポーター企業や団体の取組を報告。
- ・ しずおか未来の森サポーターとして、長年優れた森づくり活動をしている企業・団体の表彰制度を創設し、令和元年度は、活動期間が 10 年以上の実績のある企業・団体 3 社が功労表彰を、活動期間 5 年以上の実績のある企業・団体 2 社が知事褒章を受賞したことを報告。 【環境ふれあい課】

オ 越境する環境問題の隣県等との連携

(ア) 産業廃棄物の不適正処理の防止

- ・広域化、悪質・巧妙化する産業廃棄物の不適正処理事犯等に対応するため、関東甲信越・福島・静岡地区の自治体がくみする通称「産廃スクラム」を発足（平 12）。エリア内で年 1 回、産業廃棄物収集運搬車輛の一斉路上調査を行うなど相互に連携。
- ・不法投棄防止対策の連携強化を図るため、山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議や三県合同によるパトロールを実施し、不法投棄の未然防止、住民意識の普及啓発等を実施。
- ・悪質な廃棄物事犯への迅速かつ的確な対応を行うため、県、政令市、警察本部生活安全部、同刑事部組織犯罪対策局、海上保安本部警備救難部、（公社）静岡県産業廃棄物協会が相互情報交換を行う産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置。【廃棄物リサイクル課】

(イ) 希少野生動植物保護対策

- ・静岡県希少野生動植物保護条例（平成 22 年条例第 37 号）に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ（ハクロバイを含む。）、オオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ、ヤリタナゴ及びヒメヒカゲの 11 種類の動植物を「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取等を規制。
- ・指定希少野生動植物の保護対策の推進にあたっては、隣接県にも生息・生育しているものがあることから、情報交換等を促進。【自然保護課】

(ウ) 鳥獣被害対策

- ・自然生態系や農林業の被害が深刻な問題となっているニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、伊豆地域及び富士地域を中心に個体数を削減。
- ・研究機関の調査結果から、ニホンジカは山梨県との間を季節移動していることが確認されたため、国、両県、市町、関係猟友会等と対応に向けた協議を実施。
- ・広域に移動するカワウについては、国と関東及び中部・近畿の各都府県で構成する広域協議会（関東カワウ広域協議会、中部近畿カワウ広域協議会）に参加し、情報共有を行うなど、連携した取組みを実施。【自然保護課】

(エ) 水環境対策

- ・公共用水域における有害物質や油の流出等の水質事故については、他県との連絡体制を整え、県境を越えて事故の影響が及ぶおそれがある場合でも迅速な情報共有ができるよう連携。【生活環境課】

(オ) 大気環境対策

- ・光化学オキシダントは広域的な汚染であるため、周辺自治体の情報等を共有し、的確な監視、迅速な情報の発信等の取組を実施。
- ・微小粒子状物質は、大陸からの越境移流が観測されていることから、地域特性や大気挙動を把握するため、関東地方の各都府県と連携して粒子状物質に係る広域的な解析調査を実施。【生活環境課】

(3) 環境教育を実践する人材育成の充実

《現状》

- ・環境教育・環境学習を推進するためには、地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境教育・環境学習を指導する人材を育成することが必要。平成令和年度末現在、約500人が「静岡県環境学習指導員」に登録。
- ・学校等で実施される環境学習や教職員の研修等の機会にも環境学習指導員を講師として活用されるよう市町や教育機関と連携。

【環境政策課】

《課題》

- ・環境教育・環境学習は内容が広範囲にわたり総合的であることから、体験を重視し地域に根ざした環境教育・環境学習に繋げていくことができる人材を養成していくことが必要。
- ・養成した人材がその活躍の場を広げていくことにより、子どもたちや教職員が積極的に環境学習に関わる機会を提供することを、学校・地域等と連携しながら推進していくことが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 環境リーダーの養成及び団体マネジメントの能力向上支援

- ・身近な地域で環境学習を推進する環境学習指導員のスキルアップのため、「環境学習指導員スキルアップ講座」を開講。
- ・継続的に地域で環境学習プログラムを提供できる団体を育成するため、上記講座の一部を団体向けに公開し、組織の人材や予算等の管理・経営能力向上を目指す「マネジメント力向上講座」を実施。

【環境政策課】

イ 環境学習コーディネーターや環境学習指導員等の情報公開

(ア) 静岡県環境学習コーディネーターの活用

- ・地域や学校、家庭などでの環境学習における要望に対して、環境保全活動に関する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策などの多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材である「静岡県環境学習コーディネーター」（令和2年3月末現在11人）が環境教育・環境学習の様々な相談に対応。

【環境政策課】

(イ) 環境学習指導員の情報公開

- ・地域に根ざした環境学習指導員活動を一層推進するため、同意を得た環境学習指導員の活動情報を県ホームページで公開。

【環境政策課】

ウ 若年者の環境リーダーの育成と活用

(ア) こどもエコクラブ活動への支援

- ・第1章第2節(1)エ(イ)に掲載 【環境政策課】

(イ) こども環境作文コンクールの開催

- ・県の主催により、県内の小中学生を対象に環境をテーマとした作文コンクールを開催。（表I-2-(3)-1）

【環境政策課】

(表I-2-(3)-1) 令和元年度
こども環境作文コンクールの応募状況

区分	参加校数	作品数
小学校	53校	454作品
中学校	63校	656作品

エ 「環境教育ネットワーク」の活用

- ・第1章第2節(2)イに掲載 【環境政策課】

オ 学校における環境教育の推進

- ・児童生徒等の発達の段階に応じ、NPO等の外部人材も活用して、環境に関する学習を行うことが必要。小・中学校及び義務教育学校では、各教科、「総合的な学習の時間」及び「特別活動」等で、高等学校では、各教科や「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」、「特別活動」及び部活動で、特別支援学校では、各教科や「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」のほかに、「生活単元学習」、「作業学習」、「特別活動」等で、環境に関する学習を横断的に実施。

【教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

カ 各事業の人材育成

- ・県民が様々な環境学習会等の選択肢の中から自由に選び、参加できる機会を創出。
- ・COOLチャレンジKIDS事業（第1章第2節(1)ア(イ)に掲載） 【環境政策課】
- ・行政や団体と連携して地域の緑化活動の核となって活動できる人材を育成するため、緑化コーディネーター養成研修等を実施。 【環境ふれあい課】
- ・ニホンジカの管理捕獲や被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)等の担い手を育成するため、初心者や中級者を対象とした捕獲技術研修を実施。 【自然保護課】
- ・環境に配慮した消費行動やライフスタイルにより持続可能な社会を目指す「消費者市民社会」の理念を普及するため、担い手となる地域人材や教員に対し、消費者教育に関する知識や指導ポイントを学ぶ研修を実施。 【県民生活課】
- ・浄化槽の保守点検を行う浄化槽管理士を対象に、最新の浄化槽の保守点検や関係法令に関する知識・技能習得を目的とした再教育研修を実施。 【生活環境課】
- ・「水の週間記念作文コンクール」や小学生等を対象とした「水の出前教室」等、さまざまな啓発活動を実施し、水資源や水循環の大切さを周知。 【水利用課】
- ・周辺地域と調和した魅力あふれる富士山静岡空港を目指して、地元NPO法人との協働による自然環境活用や景観形成の取組を実施。 【空港管理課】
- ・農山村地域の持続的な発展を推進するため、農山村地域のリーダー的な人物や、今後活躍が期待される人物を対象とした研修会の開催や情報誌の発行、地域活動のよろず相談のための「むらづくりワンストップ窓口」の設置・運営等を行うことにより、活発で発展的な活動を主体的に実施する人材を育成。 【農地保全課】
- ・河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を基本とし、治水の安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンド等現存する良好な環境を保全、再生すること等により、生きものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。 【河川海岸整備課】
- ・社会総がかりの景観形成の必要性が高まる中、県民の景観意識の醸成を図るため、景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催し人材を育成。 【景観まちづくり課】
- ・国交付金との協調助成により荒廃農地の再生利用を促し、担い手の規模拡大や、新規就農者及び農業参入した企業の農地確保を支援。
- ・荒廃農地等を活用した景観作物の栽培や農業体験など、地域活性化に取り組む団体等の活動を支援。

【農業ビジネス課】

- ・就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」や就業希望者が林業の現場を見学する「現場見学会」等を開催し、新規就業者を確保。
- ・新規就業者を森林技術者として育成するための技術研修や、現場管理やコミュニケーション能力等に関する指導者養成研修を実施し、森林管理を担う森林技術者を育成。

【林業振興課】

第2章 低炭素社会に向けた取組

第1節 低炭素型の地域づくり（スマートコミュニティの形成）

(1) 都市と交通の低炭素化

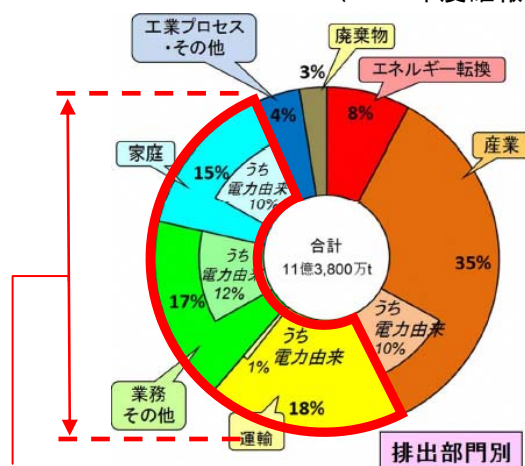
《現状》

- ・高度経済成長期の人口増加や産業の発展、さらにモータリゼーションの進展等を背景として、大規模集客施設や公共施設等の郊外立地が進み、都市機能の拡散が進行している。これにより、自家用車の利用が増加することで、二酸化炭素排出量が増加し、環境に負荷をかける。
- ・都市部では様々な活動が展開され、大量のエネルギーが消費されており、都市活動に起因するCO₂排出量は、全体の約5割を占める。（図Ⅱ-1-1-1）

【都市計画課】

（図Ⅱ-1-1-1）

わが国におけるCO₂排出量と都市活動
（2018年度確報値）



都市活動に起因するものが約5割

出典：2018年度（平成30年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）

《課題》

- ・都市機能の拡散に歯止めをかけ、多くの人々にとって暮らしやすい、都市機能がコンパクトに集約した都市構造の実現。
- ・都市部における交通渋滞を解消させるための、ボトルネック箇所への集中的対策の推進や、陸・海・空の輸送モードごとの省エネルギー化や信号制御の高度化、物流効率化に資するモーダルシフト等の促進。

【建設政策課、都市計画課】

《施策の展開》

ア スマートコミュニティの形成促進

- ・スマートコミュニティ推進の課題や先進事例等の情報収集、関係市町との意見交換を実施。

【環境政策課】

イ 集約型で暮らしやすい市街地の形成

- ・持続可能なまちづくりを進めるため、都市機能がコンパクトに集積した集約連携型都市構造の観点を踏まえて、都市計画区域マスタープランの定期見直しに向けた都市計画基礎調査を実施。また、岳南都市圏及び東駿河湾都市圏の都市交通マスタープランの策定に向け、パーソントリップ調査を実施。
- ・都市計画区域広域連絡協議会等を活用し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に取り組む市町の支援を実施。

【都市計画課】

ウ 緑化関係団体と連携した公共的空間の緑化の推進

- ・県民参加により公共的空間の緑化を推進するため、（公財）静岡県グリーンバンクと連携し、緑化ボ

ランティアへの活動費支援(128 団体)や、緑化資材(延べ4,194 団体)を配布。

- ・芝生のある豊かな暮らしと美しい街なみの形成を目指す芝生文化創造プロジェクトとして、県芝草研究所による常緑で管理しやすい芝生の研究調査や、(公財)静岡県グリーンバンクと連携した保育園などの公共的施設の芝生化の支援(5件)、芝生管理を行う人材養成のための研修(4回)を実施。
- ・県民参加による緑化を推進するには、県民の緑や芝生に対する理解を深める必要があるため、(公社)静岡県造園緑化協会と連携して、緑化相談所の開設など啓発活動を実施。 【環境ふれあい課】

エ 都市公園・緑地の整備の推進

- ・官民一体となって都市における緑とオープンスペースの保全・創出を推進するため、市町が作成する「緑の基本計画」の策定に対する技術的な支援を実施。
- ・県民がゆとりと憩いを感じる身近な緑の空間を創出するため、市町に対する助成等により、都市公園の整備を推進。
- ・令和元年度は、富士市の南町公園など、2市3公園の整備に対して助成。 【公園緑地課】

オ 次世代自動車の普及促進

- ・第1章第1節(1)キに掲載 【エネルギー政策課】

カ 公共交通機関の利用促進

- ・鉄道やバス等の利便性向上を図り、通勤・通学等の日常生活や観光における公共交通の利用を促進。 【地域交通課】

キ 道路の渋滞対策の推進

- ・道路と鉄道との立体交差化やバイパス整備など、自動車交通の円滑化を推進。 【道路企画課、街路整備課】

ク 市町が行う地域公共交通網形成計画の策定への参画

- ・利用率が低い路線バスのデマンド型バスへの転換、過疎地域等における自家用有償運送の実施や自動運転など、新たな交通手段の導入を市町とともに検討 【地域交通課】

ケ 港湾のグリーン物流促進(貨物輸送のモーダルシフト)

- ・県内港湾の利用において、トラック輸送から海上輸送(RORO船の利用)への切り替えによるモーダルシフトの取組を促し、二酸化炭素排出量を削減。 【港湾振興課】
- ・清水港新興津地区国際海上コンテナターミナルにおいて、電動式トランプアークレーンに対応したコンテナヤード整備を行い、民間事業者の低炭素クレーンの導入を促進した。 【港湾整備課】

(2) 新エネルギー等の導入促進

《現状》

- ・東日本大震災と福島第一原子力発電所における事故により、我が国のエネルギーを取り巻く環境は大きく変化。エネルギーは国民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤であることから、

早期に安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築することが必要。

- ・これまで県は、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」と「静岡県エネルギー地産地消推進計画」に基づき、エネルギーの地産地消の推進に取り組んできた。これらの計画に、地域経済の活性化につながる具体策等を盛り込みながら、「創エネ」、「省エネ」、「経済活性化」の3つの視点でエネルギーに関する施策を総合的に整理、一本化した「ふじのくにエネルギー総合戦略」を平成29年3月に策定した。(表Ⅱ-1-(2)-1) 【エネルギー政策課】

(表Ⅱ-1-(2)-1) 新エネルギー等の導入目標

項 目		平成30年度(現状)		令和3年度(目標)	
		原油換算(万kl)	設備容量(万kW)	原油換算(万kl)	設備容量(万kW)
新 エ ネ ル ギ ー	太陽光発電	47.3	193.2	51.4	210.0
	太陽熱利用	7.1	—	10.0	—
	風力発電	7.9	17.7	8.6	20.0
	バイオマスエ ネルギー	3.6	5.0	6.2	6.0
	熱利用	5.3	—	6.0	—
	中小水力発電	1.5	1.2	2.3	1.9
	温泉熱発電	0.02	0.01	0.06	0.04
計	72.7	—	84.5	—	
ガスコージェネレーション		43.9	50.0	74.6	85.0
新エネルギー等計		116.6	—	159.1	—

※ガスコージェネレーションは、天然ガスコージェネレーションと燃料電池の合計。

《課題》

- ・新エネルギー等の導入に当たっては、太陽や水、森林、温泉など本県が有する豊かな自然資源を生かし、新エネルギーの特性や普及の状況を踏まえた最大限の活用を図ることが必要。
- ・新エネルギー等を活かした分散型エネルギー供給体制の構築と定着化を図ることが必要。

【エネルギー政策課】

《施策の展開》

ア 新エネルギーの特性をふまえた最大限の導入

- ・全国トップクラスの日照環境に恵まれた本県の地域特性を活かし、太陽エネルギーの地産地消を推進。
- ・令和元年度は、住宅用太陽熱利用設備の導入に対する助成を実施。また、低利貸付制度を継続して中小企業等への太陽光発電設備導入を支援。
- ・市町や中小企業者等が行う小水力発電、バイオマス発電・熱利用に加え、平成28年度からは温泉エネルギー利用設備の導入に係る可能性調査や設備導入に対する支援を実施。
- ・「ふじのくにエネルギー総合戦略」に掲げるエネルギーの地産地消の具体策の一つとして、新たな電力需給調整システム「ふじのくにバーチャルパワープラント」の構築に向け、平成29年度に民間事業者、市町とふじのくにバーチャルパワープラント構築協議会を立ち上げ、令和元年度は、ふじのくにバーチャルパワープラント構築協議会において、企業が行っている実証事業の事例紹介、先進事例の視察、意見交換を実施。 【エネルギー政策課】

イ 新エネルギー等を活かした分散型エネルギーの有効活用の促進

- ・平成25年9月に「ふじのくにしずおか次世代エネルギーパーク計画」が経済産業省の認定を受け、これに基づき、県民を対象とした次世代エネルギーパークの見学・体験を通じ、地域の自然資源等を活用した多様な新エネルギー等への理解を促進。令和元年度は6施設にて見学会を実施。

- ・工業団地や住宅団地などの中で電気や熱などを融通し、新エネルギー等を面的に利用する取組を県内各地で実施。【エネルギー政策課】

ウ 将来のエネルギー利用を見据えた取組

- ・令和元年度は、平成 30 年度に引き続き水素関連製品製造分野への参入に向けた水素ビジネスマッチングセミナー及び展示を計画（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）。
- ・水素エネルギーの利活用を図るため、国の補助金を受けて行う水素ステーション整備事業に対し、費用の一部を助成し、御殿場市内への水素ステーション設置を支援。
- ・幅広い世代に対する水素エネルギーの普及啓発を図るため、現在県内に設置されている 2 箇所の水素ステーションを活用し、小学 5・6 年生の親子を対象とした水素エネルギーの体験教室を開催。【エネルギー政策課】

エ エネルギーの技術開発支援

- ・第 1 章第 1 節(3)ウに記載 【新産業集積課】

オ 間伐材等を利用した木質バイオマスエネルギー利用施設の導入促進

- ・間伐材等を主な原料とした木質ペレット製造工場が、平成 23 年度から県内 2 か所で稼動。令和元年度は、小山町で、間伐材等を利用した木質バイオマス熱利用・発電併用施設が稼動。【林業振興課】

カ 農業用水を活用した小水力発電の導入促進

- ・再生可能エネルギーの利用拡大と農業用水を活用した小水力発電の導入を促進。
- ・県が実施する事業により小水力発電所の整備を推進。
- ・平成 28 年度から 3 箇所で運用を開始。平成 30 年度は 2 箇所の測量設計を行った。
- ・行政と民間の取組で令和 3 年度までの発電設備容量の整備目標 3,000kw に対し、平成 30 年度までに 2,098kw の整備を実施。【農地保全課】

キ 地下水を活用した熱交換システムの普及

- ・地下水熱交換システムの普及を図るため、令和元年度は、県内で導入された施設を事例集として取りまとめ、ホームページ等で紹介した。【環境政策課】

(3) 二酸化炭素の吸収源対策

《現状》

- ・2020 年度の我が国の森林吸収量目標（2005 年度総排出量比 2.7%以上）の達成に向け、2013 年から 2020 年までの 8 年間に年平均 52 万 ha の間伐等を実施する必要があるとあり、本県においても年間 10,000ha を目標に間伐等の森林整備を促進している。【森林整備課】

《課題》

- ・木材生産を通じた森林整備の促進と、保安林や荒廃森林の整備の推進が必要。【森林計画課】

《施策の展開》

ア 路網の整備と低コストな植林・育林システムの構築

- ・木材の増産に向けて、効率的に木材を搬出できる路網の整備を進めるとともに、低コストな主伐・再造林の普及促進に向けた実証事業を実施。 【森林計画課・森林整備課】

イ 保安林機能の向上推進

(ア) 治山事業

- ・山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養等森林の持つ公益的機能の保全・形成等を図るため、森林の維持造成等を通じた荒廃地の復旧整備を計画的・効率的に実施。

【森林保全課】

(イ) 民有林直轄治山事業

- ・国土保全上重要かつ事業規模が著しく大きい大井川地区及び小山地区の民有林区域内の荒廃地の復旧整備を林野庁関東森林管理局大井川治山センター及び静岡森林管理署が実施。 【森林保全課】

(ウ) 県単独治山事業

- ・公共事業の採択基準を満たさない小規模な荒廃地の復旧整備を県営又は市町営で実施。

【森林保全課】

(エ) 災害関連緊急治山事業

- ・豪雨等により新たに発生した荒廃地で、その後の降雨により人家等保全対象等に被害を与える恐れがある箇所を早期に復旧整備。

【森林保全課】

ウ 森の力再生事業の実施

- ・土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難な森林で、緊急に整備が必要な荒廃森林について、森林(もり)づくり県民税を充当し、「森の力」の回復に必要な森林整備を促進。
- ・平成28年度から10年間で11,200haの森林整備を計画、令和元年度は1,164haを整備。 【森林計画課】

エ 民間・公共部門における県産材の利用拡大

- ・「しずおか優良木材」や県産材のJAS製品などを使用した住宅の新築・増改築、住宅のリフォームに対して支援。
- ・設計者の木材・県産材利用に関する基礎知識の習得と、設計者と木材供給者の情報交換の場として「ふじのくに木使い建築カレッジ」を開催。
- ・設計者や施工者を対象に、県産材利用に関する講習会や新たな木質部材を普及するセミナーを開催。
- ・「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、全庁的に公共部門における県産材の利用拡大を推進。
- ・市町は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律36号）に基づく「市町村方針」を踏まえ、学校や保育所、公民館などの木造化、内装木質化を推進。
- ・森林環境譲与税を活用して建築施設の木造化・木質化等の木材利用に取り組む市町への支援として研修会、見学会、相談対応を実施。 【林業振興課】

(4) フロン類対策の推進

《現状》

- ・ 県内の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量は順調に増加し、平成 15 年度に 71.0 トンであった回収量が平成 30 年度は 205.3 トンに増加。【環境政策課】

《課題》

- ・ フロン類（CFC、HCFC、HFC）は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因になることから、大気中への排出を抑制することが必要。冷凍空調機器の冷媒として使用される HFC が急増しており、さらに、経済産業省の調査により、業務用冷凍空調機器の廃棄時の漏えいと同程度の機器使用中の漏えいが判明し、フロン類の適正な管理が必要。【環境政策課】

《施策の展開》

ア フロン類の漏えい防止

(ア) 業務用冷凍空調機器の管理者に対する情報提供

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」）に基づき、新たに点検等の義務が課せられた業務用冷凍空調機器の管理者等に対して周知。
- ・ 令和 2 年 4 月 1 日に施行された改正フロン排出抑制法により違反時の罰則強化、第一種特定製品廃棄時に行程管理票の写しの交付、建物解体時に用いた事前確認説明書の保管を義務付け。関係部局と連携し研修会や連絡会議を通じて内容を周知。【環境政策課】

(イ) 静岡県フロン排出抑制連絡会議の設置

- ・ 令和元年 10 月に関係団体や業務用冷凍空調機器を多く有する管理者の団体等で構成される静岡県フロン排出抑制連絡会議を開催。県内のフロン類漏えいの現状や、フロン対策在り方検討の現状などの情報共有等を実施。【環境政策課】

(ウ) 立入検査の実施

- ・ 業務用冷凍空調機器の管理者に対する立入検査を実施し、実施状況の確認とともに関係業種への波及効果を見込んだ周知を実施。【環境政策課】

イ 事業者における適正な回収と処理の促進

- ・ フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填及び回収を行う事業者の登録事務及びフロン類の回収量報告の取りまとめや、必要に応じた立入調査等の実施。【環境政策課】

ウ ノンフロンマークの周知

- ・ オゾン層保護月間である 9 月を中心にポスターの掲示等による広報活動を実施。【環境政策課】

第2節 未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立

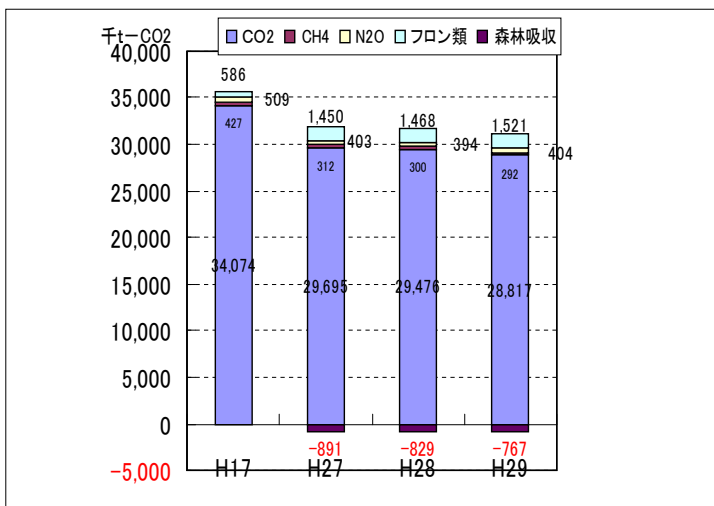
(1) ライフスタイルの変革

《現状》

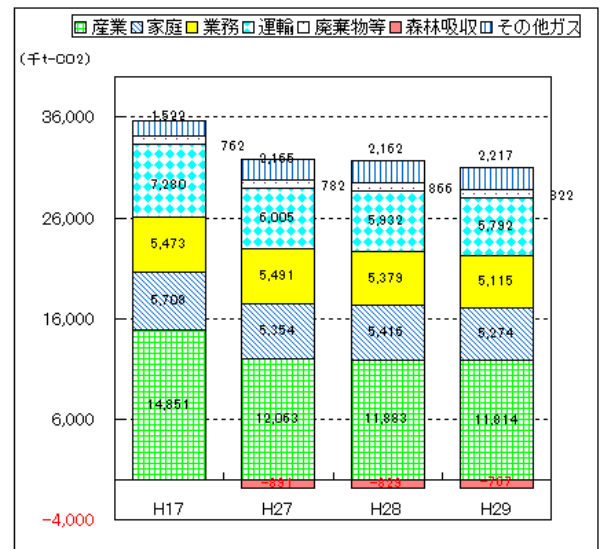
- ・平成29年度（速報値）における県内の温室効果ガスの排出量は、30,267千トン-CO₂で、基準年度である平成17年度に比べ15.0%の減少。ただし、冷蔵・空調機器の冷媒として用いる代替フロン類（HFCs）の増加により、その他ガスは45.6%増加。（図Ⅱ-2-(1)-1）
- ・排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は平成17年度に比べると全体では約15.4%減少。民生業務部門は6.5%、民生家庭部門は7.6%の減少となっており、より積極的な対策が必要。（図Ⅱ-2-(1)-2）
- ・＜改定版＞ふじのくに地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を推進している。

【環境政策課】

（図Ⅱ-2-(1)-1）温室効果ガスの物質別排出量の推移



（図Ⅱ-2-(1)-2）二酸化炭素の排出量の推移



《課題》

- ・省エネルギーや温暖化防止の視点を取り入れたライフスタイルの変革を促すため、具体的な行動を起こすきっかけとなる県民運動を展開。
- ・二酸化炭素排出量の見える化を推進し、日常生活におけるエネルギーの使用量や二酸化炭素排出量を認識することにより、県民一人ひとりの意識を改革するとともに、県民運動の展開と合わせ、具体的な行動が個人から家庭全体、地域全体へと広がることを目指す。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 「ふじのくにCOOLチャレンジ」の展開

- ・第1章第2節(1)アに掲載

【環境政策課】

イ エコドライブの普及

- ・自動車からの排出ガスの発生を抑制するため、不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛、適正

なタイヤ空気圧の保持など、エコドライブ(環境に配慮した自動車の運転等)を推進。

【生活環境課】

ウ 地産地消の推進

(ア) 地産地消運動の実施

- ・地産地消に取り組む企業や団体に対して、しずおか地産地消推進協議会の後援や地産地消シンボルマークの提供等を行うことで、取組を支援した。
- ・2月23日の「富士山の日」と8月21日の「県民の日」を中心に、県内のスーパーマーケットや直売所等に共通ののぼり旗やポスター等の広報素材を提供し、「地産地消フェア」の開催を促進した。

【地域農業課】

(イ) 学校給食における県産農産物の利用拡大

- ・県内7地域で、地場産品を利用した小学生向け和の給食コンテストを開催した。受賞作品は、栄養士らによる検討会を踏まえて、地元の小学校で給食メニューとして提供された。【地域農業課】

(ウ) 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進

- ・平成28年12月に制定した「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」に基づき、県民会議を開催するとともに、児童生徒への静岡茶の提供や静岡茶講座を開催した。

【お茶振興課】

エ 衣・食・住の視点でごみ削減運動の展開

- ・第1次静岡県循環型社会形成計画(平成18年度～22年度)では「まずは1割」ごみ削減運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量10%削減を達成。第2次静岡県循環型社会形成計画(平成23年度～27年度)では、一步進めて「さらに1割」ごみ削減運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物排出量10%削減を達成。
- ・第3次静岡県循環型社会形成計画(平成28年度～令和3年度)では、3Rについて、生活のステージである「衣・食・住」に着目してごみ削減を図り、更なる発生抑制、減量を推進。
- ・平成28年度から、外食店における食品ロス削減の啓発として「ふじのくに食べきりやったね!キャンペーン」を実施。さらに、平成29年度と30年度に、家庭における食品ロス削減の実践を促す「ふじのくに食べきりやったね!チャレンジ」を実施。平成30年度から「ふじのくに食べきりやったね!キャンペーン」の取組を地球温暖化防止アプリと連携し実施。
- ・循環型社会の形成に向け、3R推進月間である10月に、市町のほかごみ減量・リサイクル推進委員会と連携して3Rに関する取組を呼び掛け、県民、事業者、行政が一体となった普及啓発を実施。
- ・プラスチックごみによる地球規模での海洋汚染が懸念される中、従来の3Rに「リフューズ、リターン、リカバー」の3Rを加えて6Rとし、使い捨てプラスチックの使用自粛や海岸・河川の清掃活動への参加など、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける「静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」を展開。清掃活動の参加者数は延べ約40万人(令和元年度末)。6Rの県民意識の高揚及び実践活動の活性化を図ってフォーラムを開催し、講演等を実施。(表Ⅱ-2-(1)-1)

(表Ⅱ-2-(1)-1) 令和元年度海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」推進フォーラムの概要

開催日	会場	講演内容	参加者数
10月19日	静岡市民文化会館中ホール	「6R実践事例発表」 (藤枝市、株式会社静鉄ストア、NPO法人富士山クラブ、チームつながり) 「海洋プラスチックごみ削減のために私たちができること」((一社)JEAN事務局長 小島 あずさ氏)	約400人

- ・5月30日(ごみゼロの日)を中心に、市町や関係機関・団体に一斉清掃等の環境美化活動や3R推進の啓発活動を呼びかけ、ごみ削減推進キャンペーンを実施。(表Ⅱ-2-(1)-2)

【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅱ-2-(1)-2) 令和元年度ごみ削減推進キャンペーンの実績

実施市町数	参加人員	ごみ回収量
27	約170,000人	約248トン

オ 小学生を対象としたプログラムの実施

- ・第1章第2節(1)ア(イ)に掲載

【環境政策課】

カ 家庭における省エネルギー対策へのアドバイスの実施

- ・第1章第2節(1)ウに掲載

【環境政策課】

キ 家庭における省エネ行動や環境にやさしい消費行動の促進

- ・地球温暖化防止条例に基づき、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座を5台以上陳列して販売する事業者在省エネラベルなど環境負荷の少ない商品の情報提供を義務付け、環境にやさしい消費行動を促進。

【環境政策課】

(2) 住まいの省エネ化

《現状》

- ・県内の民生家庭部門の温室効果ガス排出量は、基準年度比で7.6%減少(H29速報値)。
- ・民生家庭部門の世帯当たりのエネルギー消費量は、節電の定着、家電製品の省エネ化により、減少。

【環境政策課】

《課題》

- ・さらなる温室効果ガス削減のため、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量等の見える化を促進することで、削減に向けた自主的な取組を進めるとともに、省エネ性能に優れた住宅や機器の普及を図ることが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 省エネ機器への買替の促進

- ・地球温暖化防止条例に基づき、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座を5台以上陳列して販売する事業者在省エネラベルなど環境負荷の少ない商品の情報提供を義務付け、買替を促進。【環境政策課】

イ 住宅における再生可能エネルギー導入促進

- ・第2章第1節(2)アに掲載 【エネルギー政策課】

ウ 省エネ性能に優れた住宅の建築やリフォームについての情報提供

- ・県HPや、住宅に関する公的な支援や税制優遇について掲載した、「静岡県住まいづくり支援ガイド」により、広く県民に対して情報提供を実施。 【住まいづくり課】

第3節 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進

(1) ビジネススタイルの変革

《現状》

- ・本県は産業部門の二酸化炭素排出量の割合がやや高く、温室効果ガス排出量全体の約4割を占める。
- ・中小企業は省エネ等の企画・実行に人員を割くことが難しく、自社の電力使用量や節電可能な作業工程の把握などノウハウに乏しい場合が多い。 【環境政策課】

《課題》

- ・産業部門全体の排出量の約6割を占めている大規模排出事業所に対しては、引き続き、静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度により自主的な取組を促進する必要がある。
- ・中小企業の省エネルギーの取組を総合的に支援するとともに、事業者の自主的な取組を促進するため、経済的、社会的インセンティブとなる仕組みの活用する必要がある。 【環境政策課】

《施策の展開》

ア エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

- ・第1章第1節(1)アに掲載 【環境政策課】

イ 事業者の先進事例の広報等による環境配慮型経営の促進

- ・第1章第1節(1)イに掲載 【環境政策課】

ウ 地域企業の環境関連事業の販路開拓の支援

- ・第1章第1節(3)エに掲載 【新産業集積課】

エ 温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行促進

- ・第1章第1節(1)ウに掲載 【環境政策課】

オ 自動車通勤環境配慮計画書制度の確実な履行促進

- ・第1章第1節(1)エに掲載 【環境政策課】

カ 省エネルギー対策に関する情報提供

- ・第1章第1節(1)カに掲載 【環境政策課】

キ 環境マネジメントシステムの導入促進

- ・第1章第1節(1)アに掲載 【環境政策課】

ク J-クレジット等の中小企業における省エネルギー対策制度の周知

- ・第1章第1節(1)オに掲載 【環境政策課】

ケ 県における地球温暖化対策の率先取組

- (ア) 温室効果ガス排出量の削減

- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(略称「省エネ法」)に基づき、県自らエネルギーの適正な管理を実施。
- ・「しずおかスマートオフィス実践プラン」により、県庁から排出される温室効果ガス排出量の削減を推進。 【環境政策課】

(イ) 環境に配慮した物品の調達

- ・県は環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、「静岡県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づいた調達を実施。(表Ⅱ-3-(1)-1) 【環境政策課、出納局用度課】

(表Ⅱ-3-(1)-1) 令和元年度環境物品等の調達実績

品 目	令和元年度 目標	令和元年度 目標達成率	品 目	令和元年度 目標	令和元年度 目標達成率
用 紙 類	100%	99.80%	エアコンディショナー等	100%	100%
納 入 印 刷 物	100%	89.98%	温 水 器 等	100%	100%
文 具 類	100%	99.38%	照 明	100%	91.60%
雑 貨 類	100%	99.98%	公 用 車 等	100%	87.83%
オフィス家具等	100%	99.83%	消 火 器	100%	100%
木製受注家具	100%	100%	制 服 ・ 作 業 服	100%	99.34%
画像機器等	100%	99.09%	インテリア・寝装	100%	100%
電子計算機等	100%	99.50%	作 業 用 手 袋	100%	100%
オフィス機器等	100%	99.84%	その他の繊維製品	100%	100%
移動電話等	100%	100%	防 災 備 蓄 用 品	100%	100%
家電製品	100%	98.45%			

※知事部局、各種委員会、教育委員会、企業局、がんセンター局及び警察本部の本庁・出先分

(2) 事業所の省エネ化

《現状》

- ・民生業務部門(店舗やオフィス等)の二酸化炭素排出量は、延床面積の増加等の要因により平成17年度比6.5%減に留まっている(H29速報値)。 【環境政策課】

《課題》

- ・エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の見える化を促進することで、削減に向けた自主的な取組を進めるとともに、引き続き、条例に基づく建築物環境配慮制度により、新築や増改築の際の建物の省エネ化を促進することが必要。 【環境政策課、建築安全推進課】

《施策の展開》

ア エネルギーの「見える化」の促進

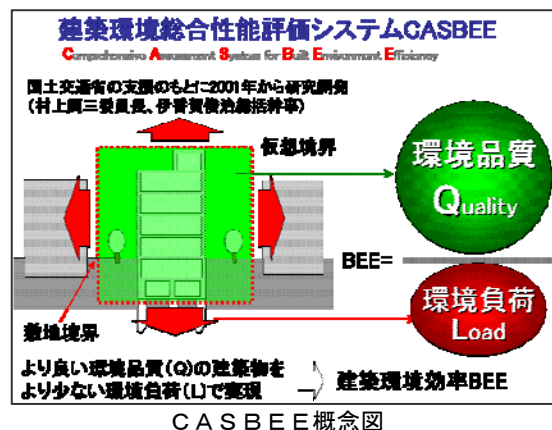
- ・第1章第1節(1)クに掲載 【環境政策課】

イ 利子補給など中小企業の取組支援

- ・第1章第1節(1)ケに掲載 【商工金融課】

ウ 環境性能が優れた建築物の整備促進

- ・建築物による地球温暖化その他環境への負荷の低減を図るため、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に対し、建築物環境配慮計画書の提出を義務付ける「静岡県建築物環境配慮制度」を制定。
- ・建築物環境配慮計画書の評価結果を公表することで、建築主等への環境配慮への意識啓発を図り、環境性能に優れた建築物の整備を促進。
- ・建築物環境配慮計画書における環境配慮措置の評価が特に優れている建築物の表彰制度を実施。



【建築安全推進課】

(3) 環境産業の創出

《現状》

- ・県内中小企業が環境産業分野に参入する上で必要な情報の提供、技術力の向上、研究開発やその成果を活用した製品化を支援するための助成事業を実施。

【新産業集積課】

《課題》

- ・環境関連産業のさらなる高度化を目指し、総合的・一体的に支援を実施していくことが必要。

【新産業集積課】

《施策の展開》

ア 地域企業の新たな製品開発の促進

- ・第1章第1節(3)ア、イ、ウに掲載 【新産業集積課】

イ 次世代自動車産業の中核を担う人材育成

- ・第1章第1節(3)アに掲載 【新産業集積課】

ウ 環境技術等を活用した製品化・事業化への助成

- ・第1章第1節(3)ウに掲載 【新産業集積課】
- ・環境技術関連を含む9つの成長産業分野への中小企業者の取組を支援するため、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「成長産業分野支援資金」を実施。
- ・資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
10億円	10年以内	金融機関所定金利のうち1/2を県利子補給 (ただし利子補給上限0.67%)	金融機関が必要と認めた場合のみ 県保証協会保証付(年0.3%~1.3%)

- ・令和元年度の実績：2,000万円。(1件) 【環境分野】

【商工金融課】

エ 地域企業の環境関連事業の販路開拓の支援

- ・第1章第1節(3)エに掲載 【新産業集積課】

オ 県内中小企業の海外展開支援

- ・第1章第1節(3)アに掲載 【新産業集積課】

第4節 低炭素社会を担う人づくり

(1) 低炭素化をマネジメントする人材の育成

《現状》

- ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生源は多岐に渡り、また、急速に省エネルギー化の技術が進展しているため、地球温暖化対策について正しい情報の収集や手法の選択が難しくなっている。

【環境政策課】

《課題》

- ・家庭や事業所の省エネ化を支援する人材を育成するとともに、事業所で環境経営を実践する人材を育成することにより、家庭や事業所の省エネ化を促進することが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

- ・第1章第1節(1)アに掲載

【環境政策課】

イ 学校における環境教育の推進

- ・第1章第2節(3)オに掲載

【教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

(2) 地球温暖化防止に向けた環境教育の推進

《現状》

- ・地球温暖化問題が深刻化する中で、低炭素社会に向けた生活を実践するための環境教育は重要であり、学校や地域の様々な場面を通じて地球温暖化防止について学ぶ機会を提供している。

【環境政策課】

《課題》

- ・「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人づくりを進めるとともに、静岡県地球温暖化防止活動推進員や環境関係団体が行う、地域に密着した地球温暖化防止に向けた啓発等の活動を支援することが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

- ・第1章第1節(1)アに掲載

【環境政策課】

イ 高校生のエネルギーに関する学習活動の充実

- ・自然エネルギー等を利用する発電設備や放射線測定機器等を学校に設置して、高校生のエネルギーに関する学習活動の充実を図るとともに、近隣の学校との連携を図り、エネルギー教育の裾野を広げ、児童・生徒のエネルギーに関する知識と理解を深める「エネルギー関連教育充実事業」を実施。

(ア) 指定校

- ・県立高校2校を指定校としている（指定期間1年）。

(イ) 取組内容

- ・得られた電力を効率よく充電・供給する研究
- ・放射線を理解するための基礎的な実験

【高校教育課】

ウ 特別支援学校における自然環境保全学習

- ・地域の自然や特色に対する関心を高めるとともに、地域社会に貢献する意欲、態度等を育むため、各教科や「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」のほかに、「生活単元学習」、「作業学習」、「特別活動」等で、環境に関する学習を横断的に実施。地域社会の一員として社会作りへの参画、人々や自然とのつながり、NPO等の外部人材の活用などを盛り込み、自然環境保全に関する学習を行う。特別支援学校においては児童生徒等の発達の段階や障害の状態等の個々の実態を十分に考慮するとともに、効果的な学習集団の編成、興味関心を持ちやすい題材、体験的な活動を取り入れるなど活動しやすい学習方法の工夫が必要。

【特別支援教育課】

エ 小学生を対象としたプログラムの実施

- ・第1章第2節(1)ア(イ)に掲載

【環境政策課】

オ 地球温暖化防止活動推進員

- ・地球温暖化対策推進法に基づき 113 人の地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及推進を図るための活動を促進。

【環境政策課】

カ 地球温暖化対策地域協議会との連携強化

- ・地球温暖化対策地域協議会に出席し、県民、市、関係団体等とともに日常生活に関する温室効果ガス排出量の抑制等を促進。

【環境政策課】

第5節 気候変動による影響への適応

《現状》

- ・地球温暖化等による気候変動の影響は既に現れ始めており、今後、世界全体で厳しい温室効果ガスの削減が実施されたとしても一定程度の気温上昇は避けることはできない。気候変動は、農林水産業・水環境・自然生態系・自然災害・健康・都市生活など、様々な分野で影響を及ぼす可能性が高い。

【環境政策課】

《課題》

- ・影響は地域ごとに大きく異なることから、地域ごと適応を推進することが必要。
- ・平成30年6月に成立した気候変動適応法では、全ての地方公共団体に適応計画策定の努力義務が課せられ、平成30年11月に策定された国の「気候変動適応計画」では、基本戦略の一つとして「地域での適応の推進」を掲げている。

【環境政策課】

《施策の展開》

- ・本県の気候変動の影響による被害を可能な限り軽減し、環境・経済・社会の持続的向上を図るため、平成31年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定し、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、提供等を行う拠点として、県環境衛生科学研究所内に「静岡県気候変動適応センター」を確保。
- ・適応取組方針に基づき適応を推進するとともに、ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける常設展示、パネル、リーフレットの作成などの普及啓発や、県気候変動適応センターによる調査、情報提供等を実施。

【環境政策課】

第3章 循環型社会に向けた取組

第1節 循環資源の3Rの推進

(1) 県民総参加による Reduce 発生抑制、Reuse 再使用の推進

《現状》

ア 一般廃棄物

(ア) ごみ

- ・本県の一般廃棄物排出量は、平成30年度が1,205,477トン(平成29年度1,200,491トン)で、これは県民(外国人を含む)が1人1日当たり886グラムのごみを排出したことに相当し、前年度と比べて、総量で約4,986トン、1人1日当たり8グラム増加。(図Ⅲ-1-(1)-1)

(イ) し尿

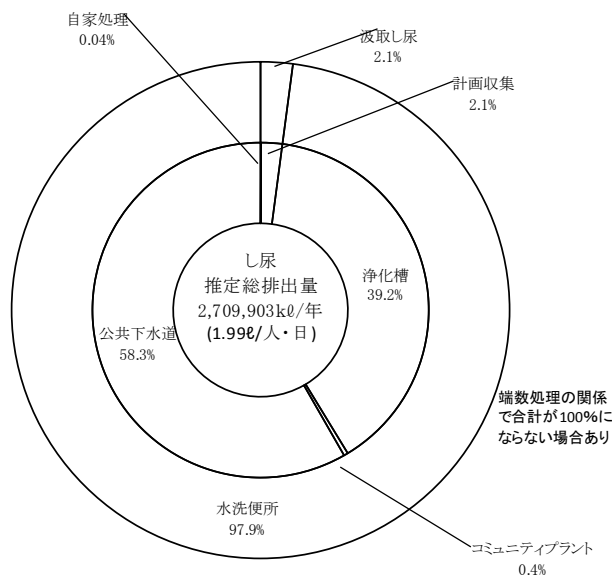
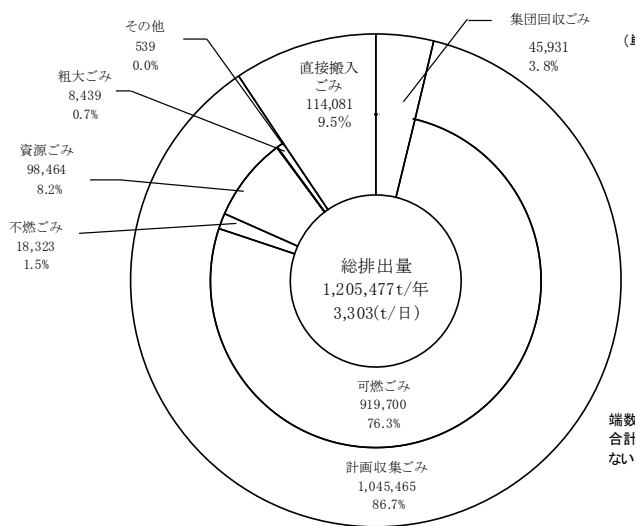
- ・平成30年度におけるし尿の推定排出量は、2,709,903kℓ(平成29年度2,614,318kℓ)で、前年度に比べて95,585kℓ増加。(図Ⅲ-1-(1)-2) 【廃棄物リサイクル課】

イ 産業廃棄物

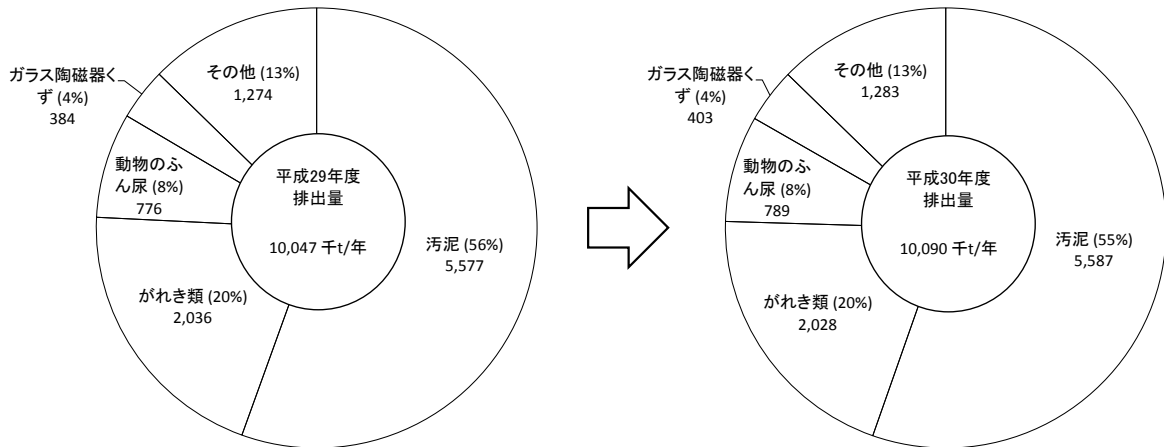
- ・平成30年度における産業廃棄物の排出量は1,009万トンであり前年度の1,004万7千トンに比べて43千トン増加。(図Ⅲ-1-(1)-3) 【廃棄物リサイクル課】

(図Ⅲ-1-(1)-1) 平成30年度ごみ(一般廃棄物)の種類別排出状況

(図Ⅲ-1-(1)-2) 平成30年度し尿の排出状況



(図Ⅲ-1-(1)-3) 平成29年度・平成30年度産業廃棄物の種類別の排出量



《課題》

- ・一般廃棄物、産業廃棄物ともに排出量は増加した。循環型社会の形成に向け、3Rのうち優先順位の高い2R（Reduce 発生抑制、Reuse 再使用）について、実際の行動に結び付ける具体的な取組を促すことが必要。 【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 衣・食・住に着目した取組

- ・第2章第2節(1)エに掲載 【廃棄物リサイクル課】

イ 廃棄物の再資源化の推進

- ・「静岡県における特定建設資材に係る分別解体等及び 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」及び「静岡県における建設リサイクル推進計画 2015」に基づき、分別解体・再資源化の推進及び建設廃棄物の排出抑制の推進等の施策を実施。
- ・県内で施工された建設工事（官民）から発生した建設副産物の再資源化は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は高い再資源化率を維持。
- ・建設発生木材の再資源化・縮減率は85.2%（平成30年度実績）。 【建設技術企画課】
- ・食品工業等において副産されたものや家畜排泄物などを原料とした肥料の品質の安定・安全性を確保するため、「肥料取締法」（昭和25年法律第127号）に基づき肥料登録、届出を受理。 【地域農業課】
- ・食品工業等において副産されたものを原料とした飼料の品質の安定・安全性を確保するため、「飼料安全法」（昭和28年法律第35号）に基づき飼料の製造・販売業者の届出を受理。 【畜産振興課】
- ・立入検査による品質の安定・安全性の確認・指導を実施。 【畜産振興課、地域農業課】
- ・水産加工残さの飼肥料化による再資源化を推進。
- ・「水産業振興事業費補助金」や「漁業近代化資金利子補給金」により、環境負荷の低減に資する設備の導入等を支援。 【水産振興課】

ウ エコショップ宣言制度の拡大

- ・3Rや環境配慮につながる商品・サービスを提供する販売店等を登録し、ホームページで紹介する

ことで環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの普及を図る「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成 23 年から実施。

- ・ウェブサイト「暮らしのごみ削減ナビ「Rのある暮らし」」（平成 29 年度末公開）で店舗情報を発信。令和元年度末のエコショップ登録店舗数は 689 件。【廃棄物リサイクル課】

エ 多量排出事業者への指導

- ・前年度の産業廃棄物発生量が 1,000t 以上、または前年度の特別管理産業廃棄物発生量が 50t 以上の排出事業所に対して、廃棄物処理計画の策定を指導。令和元年度は 484 事業所が計画書を提出。
- ・産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進のため、廃棄物処理法の制度や産業廃棄物の適正な処理方法等について、排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象に研修会を 4 回開催。

【廃棄物リサイクル課】

オ 産廃 3 R キャンペーンの実施

- ・「産廃 3 R キャンペーン」などにより、産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減に自ら取り組む事業者を支援。【廃棄物リサイクル課】

カ 県による率先行動

- ・平成 17 年度から、県の本庁全館では、事務室内に設置されていたごみ箱を撤去し、フロアごとに専用ダストカートを設置するなどの「ごみ削減作戦」を実施。
- ・平成 22 年度から平成 26 年度までは、私物ごみ持ち帰り運動を実施し、職員一人ひとりのごみ削減やリサイクル意識の向上や、庁内統一の分別表示の掲示などにより、ごみ分別を周知・徹底。
- ・文書リサイクルについては、文書リサイクルシステムの導入により、庁内の機密文書の処理を自ら行い、再生原料として売却。
- ・平成 27 年度から、取組の重点を私物ごみ持ち帰り運動から分別の徹底に移行し、特に可燃ごみに混入しやすい紙類やプラスチック類の分別徹底を展開。
- ・上記取組の結果、県庁の関係課で構成する「ごみ削減ワーキンググループ」が目標として掲げた「可燃物排出量を平成 25 年度（基準年度）以下に削減」に対し、令和元年度実績は平成 25 年度比で 25.6% 削減した。【廃棄物リサイクル課】
- ・県立静岡がんセンターでは、微生物により発酵分解を行う生ごみ処理機を構内に設置し、病院給食などから発生する生ごみを土壌改良材にリサイクルしている。令和元年度には、約 73 トンの生ごみの処理を行い、生成された土壌改良材は、静岡がんセンター内の庭園管理などに活用。

【がんセンター局】

(2) 良質なリサイクル（Recycle 再生利用）の推進

《現状》

- ・リサイクルは資源確保の点で重要な意味を持つことを広く県民に周知するとともに、排出者及び生産者に対して適正なリサイクル推進のための費用負担についての理解を求め、各種リサイクル法の円滑な推進を図っている。（図Ⅲ-1-(2)-1～5、表Ⅲ-1-(2)-2）
- ・県内の平成 30 年度の産業廃棄物の処理状況は、排出量 1,009 万トンのうち、428 万トン（42%）が再生利用、559 万トン（55%）が焼却や脱水などの中間処理による減量化、22 万トン（2%）が埋立による最終

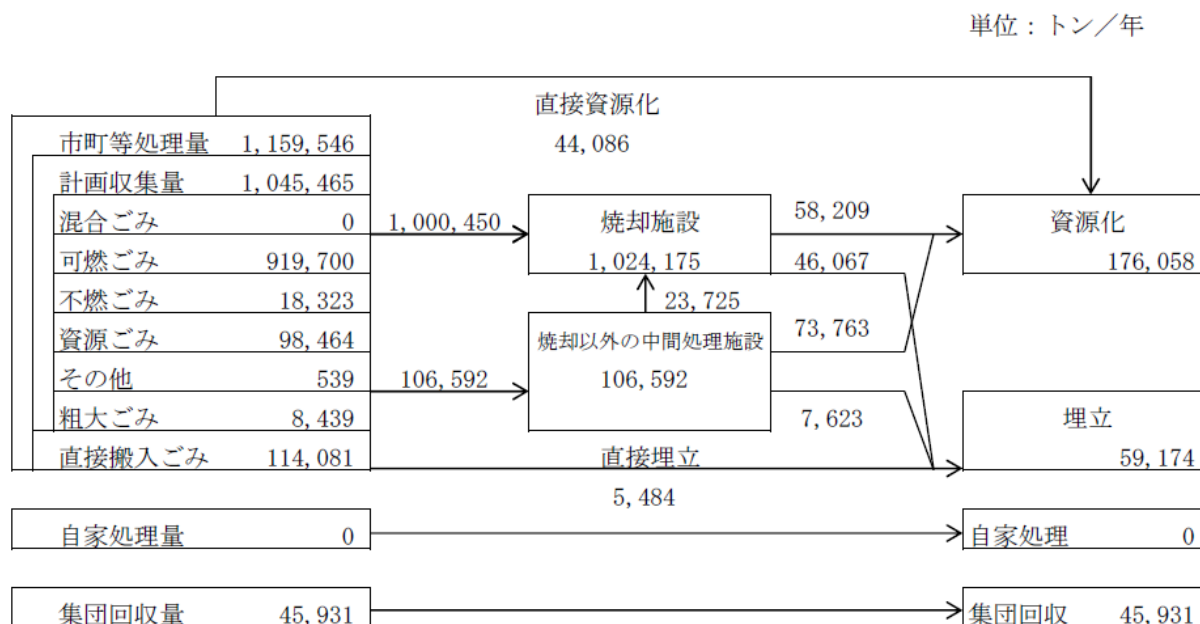
処分。(図Ⅲ-1-(2) 4 参照)

- 各産業分野では、形体の揃った、ある程度まとまった量の廃棄物が発生しており、再生利用量はほぼ横ばいの状態。(表Ⅲ-1-(2)-1) 【廃棄物リサイクル課】

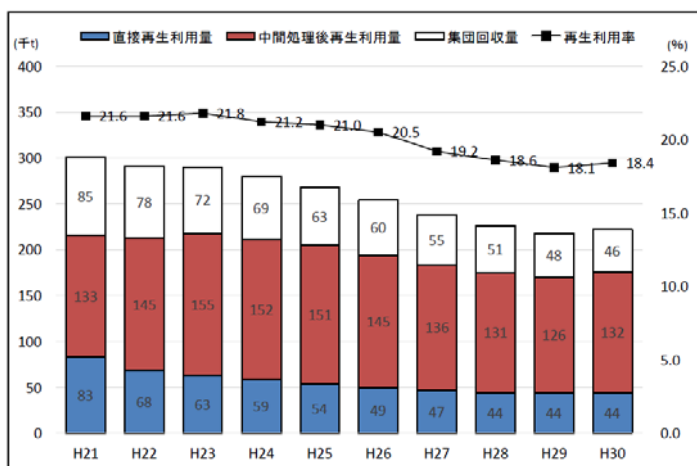
(表Ⅲ-1-(2)-1) 産業廃棄物の再生利用率

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
再生利用率 (%)	44.2	41.3	42.8	42.4	42.4

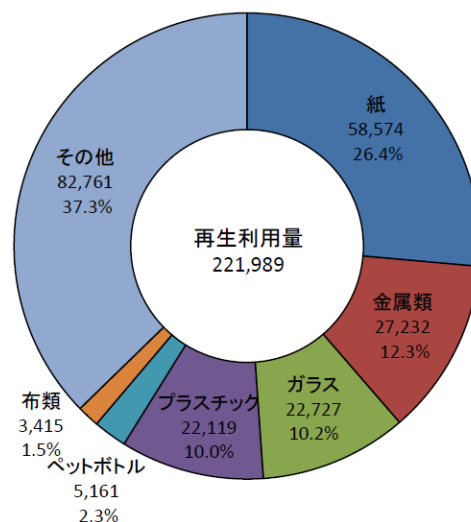
(図Ⅲ-1-(2)-1) 平成 30 年度ごみ処理の状況 (流れ)



(図Ⅲ-1-(2)-2) 平成 30 年度一般廃棄物の資源化量とリサイクル率の推移



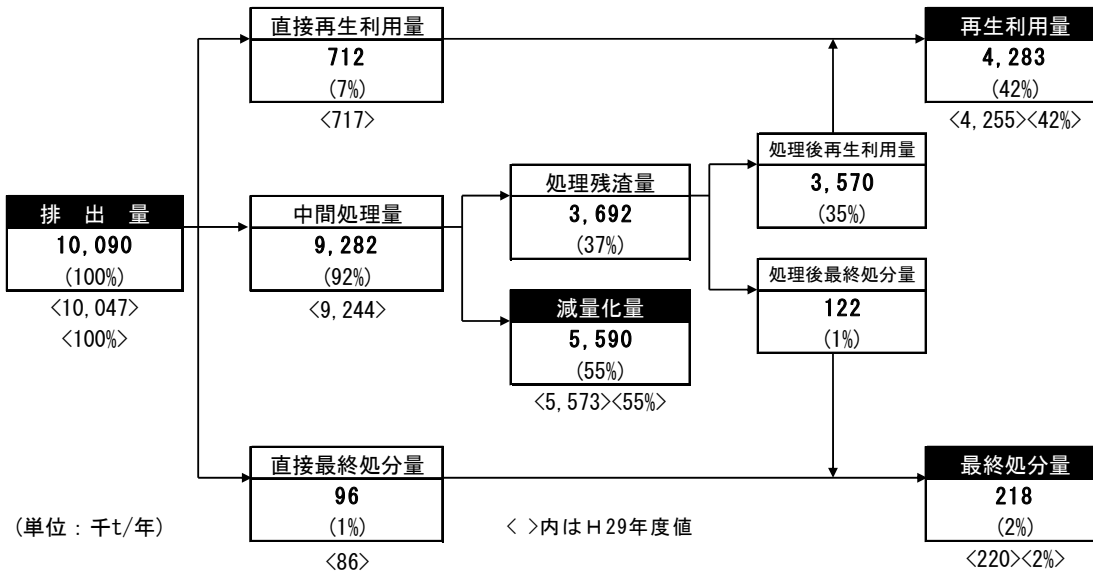
(図Ⅲ-1-(2)-3) 平成 30 年度一般廃棄物の再生利用の品目別割合



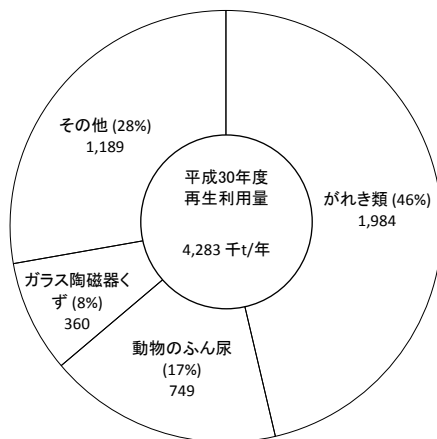
(表Ⅲ-1-(2)-2) 平成30年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施状況

	分別収集計画 策定市町数	分別収集実施 市町数	収集計画量 (トン)	収集量 (トン)	達成率 (%)
無色ガラス	35	35	10,479	9,891	94.4
茶色ガラス	35	35	6,578	6,046	91.9
その他ガラス	35	35	4,779	4,673	97.8
紙製容器包装	13	5	2,217	371	16.7
ペットボトル	35	35	5,046	5,276	104.6
プラスチック製容器包装 (うち白色トレイ)	31 (20)	30 (14)	21,899 (161)	20,208 (96)	92.3 (59.6)
スチール缶	34	34	6,483	6,021	92.9
アルミ缶	35	34	2,490	2,319	93.1
段ボール	31	27	12,579	6,785	53.9
飲料用紙パック	26	19	314	144	45.9

(図Ⅲ-1-(2)-4) 平成30年度産業廃棄物の排出・処理の概要



(図Ⅲ-1-(2)-5) 平成30年度産業廃棄物の再生利用量



《課題》

- ・一般廃棄物のリサイクル率は減少から増加に転じ、産業廃棄物のリサイクル率は前年度と同値となった。各種リサイクル法の円滑な推進や商品化されたリサイクル製品の普及を図るとともに、廃棄物リサイクルを行う循環型ビジネスの育成と振興を図るなど、リサイクルを一層推進していくことが必要。
- ・農林水産省の推計によると、我が国における平成 29 年度の食品由来の廃棄物は年間約 2,550 万トン発生し、このうち食品ロスは約 612 万トンである。食品ロスの内訳は、事業系が約 328 万トン、家庭系が約 284 万トンという状況であり、事業者や県民に対する食品ロス削減の啓発が必要。
- ・廃棄物の有効活用を促進し資源循環型モデルを構築するため、新しいリサイクル技術の研究開発が必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 各種リサイクルの推進

(ア) 小型家電リサイクルの促進

- ・小型家電リサイクル法の制度にできるだけ多くの市町が参加するよう促し、使用済小型電子機器等に利用されているレアメタルを含む有用金属の再生利用を促進。

【廃棄物リサイクル課】

(イ) 食品リサイクルの推進

- ・食品ロス(食品廃棄物)の削減を進めるため、市町等へ情報提供を実施。

(ウ) 容器包装リサイクルの推進

【廃棄物リサイクル課】

- ・容器包装については、「静岡県分別収集促進計画」に基づき市町の容器包装のリサイクルシステムの確立を支援。

【廃棄物リサイクル課】

(エ) 家電リサイクルの推進

- ・家電リサイクル法の対象となる 4 品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)について適正に回収及び再資源化するよう普及啓発。また、買替えではなく、過去に購入した小売業者が特定できないような場合で小売業者に引取り義務が課されない「引取義務外品」に係る回収体制の構築を目指し、市町等を支援。

【廃棄物リサイクル課】

(オ) 再生事業者登録の活用

- ・廃棄物再生事業者登録制度の活用により、古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の適正な再生を促進。

【廃棄物リサイクル課】

イ リサイクル製品認定制度の普及推進

- ・リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し、適正なりサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会や産業支援機関との連携により幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに、積極的な利用を呼びかけ。
- ・こうした関係機関と連携した取組により、県公共工事等での認定製品の積極的利用をさらに推進し、適正なりサイクルを推進。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 市町におけるバイオマス活用推進計画の策定支援

- ・バイオマスタウン構想の策定済み市町やバイオマスの利活用を進めている市町を訪問し、今後の取組やバイオマス活用推進計画の策定に向けた支援を実施。

【農業戦略課】

(3) エネルギー回収の促進

《現状》

- ・循環型社会形成推進基本法で定められている、①Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、②Recycle 再生利用、③エネルギー回収という優先順位を踏まえて取組を促進。【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・焼却せざるを得ない廃棄物について、熱や発電によるエネルギー回収を行うごみ焼却施設の普及を図り、市町の廃棄物処理における発電を促進することが必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

- ・高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備を支援する交付金の活用により、焼却せざるを得ない廃棄物から得られるエネルギーの有効活用を促進。【廃棄物リサイクル課】

(4) 未利用資源の利用促進

《現状》

- ・バイオマスの利活用向上を目指し、平成 24 年 3 月に策定した「静岡県バイオマス活用推進計画」において、県民や事業者、行政が取り組むべき基本的な方向性を明示。
- ・平成 29 年 3 月に「静岡県バイオマス活用推進計画」を改定し、利活用の進んだ食品廃棄物や林地残材（間伐材）の利活用目標値を引き上げ。【農業戦略課】

《課題》

- ・バイオマスの利活用向上のための、効率的な収集・運搬、販売体制の構築。
- ・バイオマスを資源として最大限に利用するための、経済性やライフ・サイクル・アセスメントを考慮した、資源として価値の高い順での利用。
- ・バイオマスの各段階における利用技術の確立と、バイオマス製品の需要創出。【農業戦略課】

《施策の展開》

ア 下水汚泥の利用促進

- ・下水処理場から発生した下水汚泥は、有用な資源としての有効利用及び埋立処分量の抑制のため、セメント、コンポスト（肥料）等へのリサイクルを推進し、近年は高いリサイクル率で推移。（表Ⅲ-3-(3)-1）【生活排水課】

（表Ⅲ-3-(3)-1）下水汚泥の発生量とリサイクル率の推移

（脱水汚泥換算量）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発生量(千 m ³)	171	154	186	234	200
リサイクル量(千 m ³)	157	149	181	223	194
リサイクル率(%)	92	96	97	97	97

（注）県生活排水課調べ

イ 未利用水産物の有効利用の促進

- ・未利用水産物の有効利用を推進するため、生産者と実需者とのマッチング支援を実施。【水産振興課】

第2節 廃棄物の適正処理の推進

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

《現状》

- ・産業廃棄物処理業者の優良化を進めるため、平成23年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」について、研修会等の実施により周知を実施。
- ・優良認定は、令和元年度末現在、産業廃棄物収集運搬業が182件、特別管理産業廃棄物収集運搬業が79件、産業廃棄物処分業が32件、特別管理産業廃棄物処分業が4件の合計297件。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任の徹底や処理業者への指導の強化を行い、併せて優良事業者の育成を図ることが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 法令遵守の指導

- ・産業廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の形成を目指す施策の一環として、法改正の周知や、委託基準、処理基準等について理解を深め、その資質の向上を図るため、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者を対象に研修会を実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 排出事業者等への指導や監視

- ・令和元年度は、健康福祉センター及び産業廃棄物特別監視員により、排出事業者に対する立入検査を1,399件実施。
- ・県内に搬入される県外産業廃棄物が適正に処理されるよう県外の排出事業者と事前協議を行っており、令和元年度の事前協議件数は995件。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 産業廃棄物処理業者による不適正処理の防止

- ・令和元年度は、健康福祉センター及び産業廃棄物特別監視員により、処理業者等に対する立入検査を2,544件実施。
- ・違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を実施。(表Ⅲ-2-(1)-1)

【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅲ-2-(1)-1) 令和元年度行政処分件数

(件)

許可取消	事業停止	措置命令	改善命令
7	0	0	0

エ 優良な廃棄物再生事業者の育成

- ・古紙、金属等の廃棄物の再生事業を営む優良な事業者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2に基づき廃棄物再生事業者の登録を実施。(表Ⅲ-2-(1)-2)

【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅲ-2-(1)-2) 過去3年間の廃棄物再生事業者登録事業者数

年度	登録事業所数(所)
H29	81
H30	79
R1	79

オ 産業廃棄物処理システムの透明化

- ・ 廃棄物の不適正処理を抑止するとともに、廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、排出事業者や処理業者への研修会を開催し、電子マニフェストの普及をより一層促進。
- ・ 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理をより促進するため、自動車解体業者や破砕業者等関連事業者への監視・指導等を実施。
- ・ 建設工事における更なる産業廃棄物の取扱いの透明性を図るため、関係機関との連携によるパトロール等監視・指導等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

カ 事業者表彰の実施

- ・ 産業廃棄物の減量化、再生利用の促進、中間処理施設の設置、最終処分場の確保等、産業廃棄物の適正処理の推進に貢献し、他の模範となる者の表彰を行うことで県民や事業者等の意識の高揚を図り、産業廃棄物の一層の適正処理を推進。

【廃棄物リサイクル課】

(2) 適正処理推進体制の充実

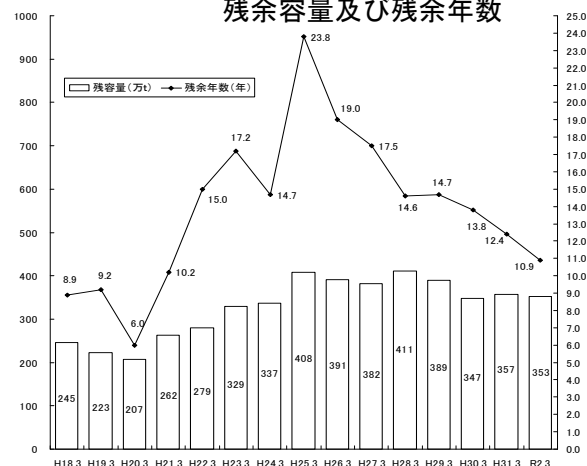
《現状》

- ・ 一般廃棄物の適正処理を図るため、市町等処理施設の維持管理指導等を実施。一般廃棄物処理施設の円滑な施設整備の促進を図るため、建設・改修に係る指導等を実施。
- ・ 県内の平成 30 年度の産業廃棄物の処理状況は、排出量 1,009 万トンのうち、428 万トン(42%)が再生利用、559 万トン(55%)が焼却や脱水などの中間処理による減量化、22 万トン(2%)が埋立による最終処分。(図Ⅲ-1-(2)-4 参照)
- ・ 産業廃棄物の処理業に係る許可件数は、令和元年 3 月末現在で 8,081 件。(表Ⅲ-2-(2)-1)
- ・ 令和 2 年 3 月末現在で、産業廃棄物の焼却や脱水等を行う中間処理施設の設置許可は 475 件あり、また、埋立処分を行う最終処分場の設置許可は、53 件。
- ・ 最終処分場の残余容量は 353 万トンで、残余年数は 10.9 年。(令和 2 年 3 月末) (図Ⅲ-2-(2)-1) 【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅲ-2-(2)-1) 産業廃棄物処理業の許可状況 (県知事許可、令和 2 年 3 月末現在)

産業廃棄物処理業	収集運搬業	7,177
	処分業	503
特別管理産業廃棄物処理業	収集運搬業	388
	処分業	13
計		8,081

(図Ⅲ-2-(2)-1) 産業廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



《課題》

- ・ 更なる廃棄物の 3R 及び適正処理を推進することが必要。
- ・ 廃棄物処理業者等においては、依然として不適正な処理が行われる例があることから、電子マニフェストの導入促進などを推進することが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 一般廃棄物処理施設における技術管理者の資質向上

- ・毎年開催される一般廃棄物処理施設管理技術者講習会への参加を市町へ呼び掛け、技術管理者の一層の能力向上を支援。【廃棄物リサイクル課】

イ 産業廃棄物処理施設への支援、指導

- ・施設から生ずる生活環境保全上の支障の発生を未然防止又は拡大防止するために、焼却施設と最終処分場等の廃棄物処理施設について、法に基づく定期的検査を実施。【廃棄物リサイクル課】

ウ 県外排出事業者との事前協議の実施

- ・県内に搬入される県外産業廃棄物が適正に処理されるよう県外の排出事業者と事前協議を行っており、令和元年度の事前協議件数は 995 件。【廃棄物リサイクル課】

エ 産業廃棄物の処分・再利用の実態調査

- ・産業廃棄物処理業者及び排出事業者から提出される産業廃棄物の排出・処理状況に関する報告書を基に、排出・処理の状況を解析し、産業廃棄物の実態を推定。【廃棄物リサイクル課】

(3) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進

《現状》

- ・PCB廃棄物については、保管期間が長期間に及んでいることから、適正保管が継続されないおそれや紛失等による環境汚染の進行も懸念される状況。
- ・期限内処理の達成に向け、平成 28 年 8 月に改正 PCB 特別措置法が施行。
- ・有害使用済機器の保管や処分を行う事業者に対する規制を実施する改正廃棄物処理法が平成 30 年 4 月から施行。【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・有害物質を含む廃棄物等の適正処理に向けた事業者指導及び正しい保管・廃棄方法に関する普及啓発等を行うことが必要。
- ・県内の PCB 廃棄物について、『静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画』に基づき、法定の処理期限である令和 9 年 3 月までに確実に処分することが必要。
- ・有害使用済機器の保管や処分を行う事業者への制度周知が必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア PCB 廃棄物の適正処理

- ・事業者等への周知を徹底するとともに、未届事業者の掘り起し等を行い、計画的かつ適正な処理を推進。【廃棄物リサイクル課】

イ 使用済みの水銀製品の適正な保管・廃棄に関する普及啓発

- ・市町や関係機関に対し、適正な保管・廃棄方法に関する普及啓発を行うことにより、適正な回収・処理ルートの確立を支援。【廃棄物リサイクル課】

ウ 有害使用済機器の適正処理

- ・事業者への制度周知を図るとともに、平成30年7月に市町等と設置した静岡県不用品回収拠点対策協議会と連携し、パトロールや立入検査を実施し、適正な保管や処理を推進。

【廃棄物リサイクル課】

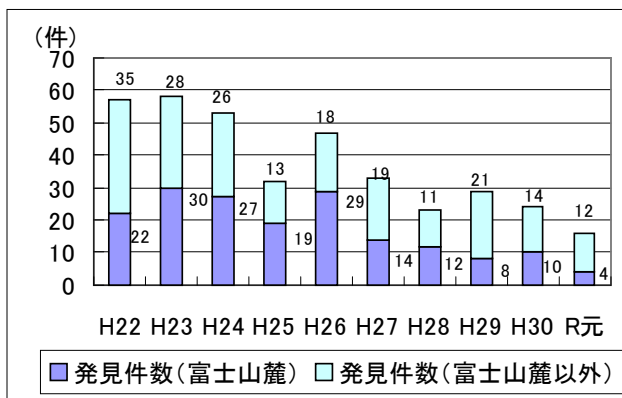
(4) 不法投棄撲滅対策

《現状》

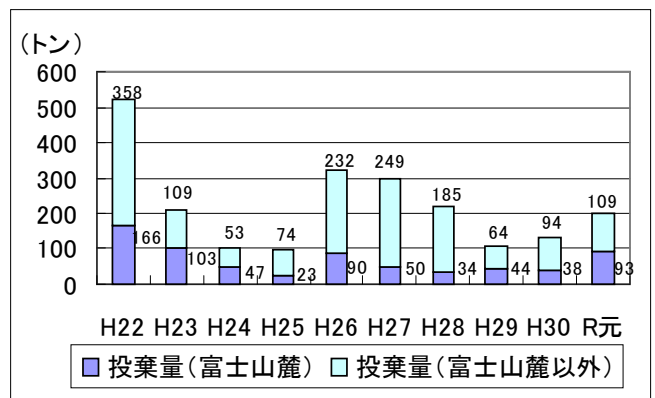
- ・令和元年度における産業廃棄物の不法投棄の発見件数及び発見量（静岡・浜松両政令市を除く。）は、16件、202トン。（図Ⅲ-2-(4)-1）

【廃棄物リサイクル課】

(図Ⅲ-2-(4)-1) 産業廃棄物の不法投棄の状況 (発見件数)



(図Ⅲ-2-(4)-2) 産業廃棄物の不法投棄の状況 (投棄量)



※富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・長泉町・小山町・沼津市(狩野川以南を除く。)の件数

《課題》

- ・原因者の特定、関係する者への指導を徹底して不法投棄や不適正処理の拡大（未然）防止。
- ・違法行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生じる事態を招くことがないよう巡回・監視を実施。
- ・悪質業者の淘汰と優良業者の育成を図り、法令に基づく産業廃棄物の適正処理を促進。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 県内の市町や関係機関との連携

- ・街頭キャンペーン等を通じ、不法投棄110番「さんぱいゼロ」を啓発し、有効な通報者に報償。
- ・国・県の機関に加え、富士山周辺の市町や民間団体が参画する「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」において富士山麓の不法投棄の早期発見・未然防止に向けた取組を推進。
- ・県内の市町、警察機関、海上保安庁と連携した不法投棄統一パトロールのほか、産廃スクラムによる産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等の実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 早期発見・未然防止に向けたパトロール等の実施

- ・行政機関による「監視の目」が届きにくい休日や夜間早朝における巡回・パトロール活動を民間警備会社に委託し、不適正処理等の早期発見・拡大防止を図る。
- ・県内の関係機関と協力して環境月間（6月）と不法投棄撲滅月間（12月）にあわせて年二回、県内一斉「不法投棄防止統一パトロール」を実施。

- ・監視カメラなど不法投棄を防止する設備を設置する市町に対し助成して、不法投棄防止対策を充実。
令和元年度は県内4市が4か所で監視カメラ、車止め、林道ゲート、フェンスを設置。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 越境する環境問題の隣県等との連携

- ・第1章第2節(2)オに掲載

【廃棄物リサイクル課】

エ 「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」の締結

- ・不法投棄の未然防止、早期発見を図るため県内全域で活動している団体・企業と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、官民の連携による「監視力」を強化。
- ・令和元年度は、静岡県漁業協同組合連合会、一般社団法人静岡県解体工事業協会及び一般社団法人静岡県猟友会と協定を締結。

【廃棄物リサイクル課】

(5) 不用品回収業者対策の強化

《現状》

- ・近年、一般家庭や事業所等から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等する者（不用品回収業者）が増加。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・一般家庭や中小の事務所から排出される使用済みとなった家電製品等を収集、運搬する「不用品回収業者」の中には一般廃棄物収集・運搬業の許可等を受けておらず、廃棄物処理法に抵触する違法な行為を行っていると考えられるため、対策強化が必要。
- ・使用済家電製品等の廃棄物該当性の判断が困難なこと、複数市町をまたぐ形で事業を行っていることなどから市町では対応に苦慮。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

不用品回収業者の監視、指導

- ・市町職員向けセミナーの開催や指導強化期間の設定等により、県内各市町を支援するとともに、複数市町にまたがる広域的な事案の調整を図ることにより、違法な不用品回収業者への指導を徹底。

【廃棄物リサイクル課】

(6) 災害廃棄物の適正処理の推進

《現状》

- ・想定される大地震により発生する膨大な量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平成27年3月に静岡県災害廃棄物処理計画を策定。また、県計画を踏まえ、処理の主体となる市町計画の策定を支援し、平成31年3月までに、県内全市町で計画の策定が完了。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・災害時の廃棄物処理は、平常時から事前の対策を講じておくことが必要。このため、県及び市町計画の実効性の向上、市町担当職員のスキルアップ、市町の区域を越えた広域処理体制の構築に向けた取組を引き続き実施していくことが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 災害廃棄物処理計画の見直し

- ・災害廃棄物担当者連絡会を開催し、国の動向や市町同士の情報共有を図るとともに、情報伝達訓練等の実施により県及び市町計画の実効性の検証及び見直しを継続的に実施。【廃棄物リサイクル課】

イ 災害時における適正な廃棄物処理

- ・有識者や被災地の職員等を招いたセミナーを開催し、処理主体である市町担当職員のスキルアップを支援。【廃棄物リサイクル課】

ウ 広域処理連携体制の構築

- ・市町の区域を越えた広域処理体制の構築に向けた検討会を開催するとともに、災害廃棄物対策ブロック協議会（関東、中部）に参画し、広域処理のためのルールづくりや関係団体との連携を促進。【廃棄物リサイクル課】

第3節 循環型社会を担う基盤づくり

(1) 環境教育等の推進

《現状》

- ・食品ロスの量は、国内で年間約 612 万トン（平成 29 年度推計）と言われており、国や地方自治体が食品ロス削減に向けた取組を推進。【環境政策課、廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・循環型社会の形成のために、行政のみならず、廃棄物に関わる全ての県民、地域住民組織、ボランティア団体、NPO 法人、団体、企業等が、できる限りの取組を進めることが必要。
- ・将来を担う子どもたちへの教育が重要であり、さらなる環境教育の推進が必要。
- ・食品ロス削減など 3 R 推進の普及啓発や、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成が必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 循環型社会形成に向けた環境教育の推進

- ・第 1 章第 2 節(1)カに掲載。【廃棄物リサイクル課】

イ 食品ロス削減に向けた普及啓発

- ・県民の食品ロスに関する意識の高揚を図り、外食時における食品廃棄物の削減を進めるため、「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を展開し、民間の情報サイトや SNS を活用して、啓発を実施。また、食品ロス削減の啓発教材を作成し、家庭における食品ロス削減の実践を促すことにより、食品ロスを生まないライフスタイルの定着を推進。（表Ⅲ-3-(1)-1）

【廃棄物リサイクル課】

（表Ⅲ-3-(1)-1）食品ロス削減の取組

ターゲット	外食店を利用する県民	家庭
内 容	<p>【食べきりやったね！キャンペーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力店で食べきったら、専用アプリ「クルポ」でポイント獲得 ・ポイントをためて、景品が当たる抽選に参加 ・重点期間にポスターによる周知 <p>○参加状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力店舗数：646 店舗 ・ポイント付与回数：13,363 回 	<p>【啓発資材の作成】</p> <p>家庭における食品ロス削減に資する具体的な実践を促すポイントを記載した啓発冊子と動画を作成した。</p> <p>【子ども向けの啓発】</p> <p>小学校で全校児童を対象に啓発講座を実施した。（1回）</p> <p>【イベントによる啓発】</p> <p>大学の文化祭や商業施設でパネル展示やチラシ配布による啓発を実施した。</p>

ウ 学校における環境教育の推進

- ・第 1 章第 2 節(3)オに掲載【教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

(2) 海岸漂着物等対策の推進

《現状》

- ・本県は豊かな自然や景観に恵まれており、その多くで全国有数の観光スポットとなっているが、海岸線では、漂着した流木やごみ等が集まり、海岸環境の悪化を懸念。【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・美しい海岸等は次世代に継承すべき財産でもあることから、各関係者と連携し環境保全に努めていくことが必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 静岡県海岸漂着物対策地域計画の推進

- ・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、平成 27 年 7 月に静岡県海岸漂着物対策地域計画を策定し、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に対する助成を実施。

【廃棄物リサイクル課】

(3) 環境ビジネスの振興

《現状》

- ・環境省によると、我が国の平成 29 年の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模は、それぞれ約 105 兆円、約 278 万人となり、市場規模、雇用規模ともに過去最大。
- ・環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たしている。【環境政策課】

《課題》

- ・環境製品の割高感や、環境ビジネスの提供者と利用者間で情報ギャップが見られるなど、市場は成長過程にあり、消費者の支持を拡大することが求められている。【環境政策課】

《施策の展開》

ア エネルギーやバイオマスをテーマとした視察等の事業支援

- ・循環型社会の構築に向けた環境ビジネスの振興を図るため、企業の枠にとらわれない情報交流等を実施する静岡県環境ビジネス協議会の活動を支援。
- ・平成 30 年度は、静岡県環境ビジネス協議会の主催により、視察会を 2 回、講演会を 1 回開催。

【環境政策課】

イ 環境ビジネスに関する情報発信

- ・第 1 章第 1 節(2)ウに掲載【環境政策課】

(4) 関係機関との連携強化

《現状》

- ・循環型社会の形成に向け、行政のみならず、廃棄物に関わる全ての県民、地域住民組織、ボランティア団体、NPO 法人、団体、企業等が取組を展開。【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・循環型社会の形成に向け、行政のみならず、団体や企業等の多様な主体と連携を図ることが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 市町・団体・他県との情報交換

- ・一般廃棄物の処理を所管する市町等との連携を強化するため、廃棄物・リサイクル推進連絡会を開催し、情報交換、助言等を行い、一般廃棄物の削減を推進。
- ・経済団体や業界団体と連携して、事業規模や業種の特性に応じた3Rの方策の周知を図り、廃棄物削減等の取組を促進。

【廃棄物リサイクル課】

第4節 森林資源の循環利用の促進

(1) 県産材の需要拡大

《現状》

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連施設での積極的な木材利用や公共部門での利用を契機に、福祉施設や店舗などの民間の非住宅分野でも県産材の利用が広がりつつあり、建築基準法の改正や技術開発などにより、今後さらに需要の増加が期待される。【林業振興課】

《課題》

- ・供給体制の強化や販路の開拓、民間の非住宅分野における利用拡大などにより、県産材の需要拡大を図ることが必要。【林業振興課】

《施策の展開》

ア 民間・公共部門における県産材の利用拡大

- ・第2章第1節(3)エに掲載【林業振興課】

イ 県産材製品の販路拡大

- ・木材製品マーケットの現状と今後の需要動向、県産材製品の供給体制を把握・分析する調査を実施し、ターゲットを定め、将来を見据えた取組の方向性を整理。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザへの県産森林認証材の提供を通じて品質と供給力をPR。
- ・「WOODコレクション（モクコレ）令和元年」等の首都圏展示会への出展を支援。
- ・輸出に意欲ある企業で構成する県産材輸出研究会を開催。【林業振興課】

ウ 県産材製品の供給体制強化

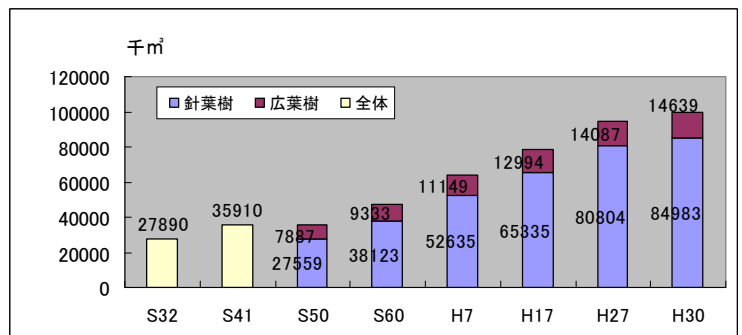
- ・木材加工流通施設の整備等を行う木材関連事業者や団体を支援。【林業振興課】

(2) 県産材の安定供給体制の確立

《現状》

- ・静岡県の森林のうち、民有林(国有林以外の森林)面積の約6割は植林され、育てられた人工林。スギ、ヒノキ人工林の約9割は、製材等の原料として利用可能となる40年生を超え、その蓄積(立木の幹の体積)は、人工林のスギ、ヒノキを中心に年々増加している。(図Ⅲ-4-(1)-1)
- ・製材工場の規模拡大や合板工場の新設などにより、丸太の受入体制が整い、近年、生産量は増加。(図Ⅲ-4-(1)-2)

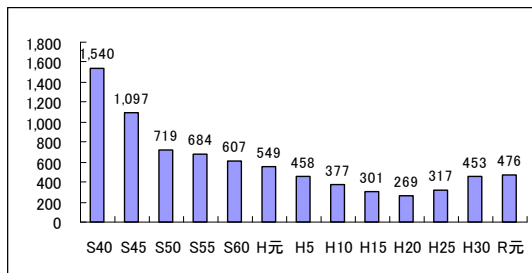
(図Ⅲ-4-(1)-1) 民有林の蓄積の推移



- ・低コスト丸太生産を実現する高性能林業機械の導入セット数は着実に増加基調。(図Ⅲ-4-(1)-3)

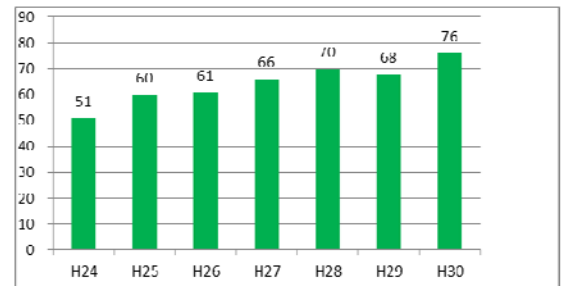
【森林計画課、林業振興課】

(図Ⅲ-4-(1)-2) 素材(丸太)の生産量の推移



出典：森林整備課調べ

(図Ⅲ-4-(1)-3) 高性能林業機械導入セット数の推移



出典：林業振興課調べ

《課題》

- ・森林所有者の過半数は、3ha未満の零細所有者で自ら木材生産を行うことが難しいことから、一体的・効率的に施業を行えるよう地域を集約化することが必要。
- ・森林内の路網の整備、高性能林業機械等の導入や、技術者の育成などを進め、木材を低コストで安定的に生産できる体制づくりが必要。
- ・製材加工工場等の需要に応じ、県産材の安定した生産・供給体制の構築が必要。

【森林整備課、林業振興課】

《施策の展開》

ア 安定供給体制の整備

- ・計画的な間伐材の伐出を行う林業事業体に対し、間伐材の伐出・搬送経費の一部を補助。
- ・令和元年度は合計で約28万m³の間伐材の伐出を支援。
- ・平成30年度から低コスト主伐・再造林に取り組む林業経営体を支援。

【森林整備課】

イ 計画的・効率的な森林整備や木材生産の支援

- ・森林整備と間伐材等の木材利用を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、令和元年度は、10,144haの森林を整備。
- ・計画的・効率的な森林整備や木材生産を進めるため、森林施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入促進等により、木材生産コストの低減を推進。
- ・高性能林業機械を導入しやすい道路から200m以内の森林面積は、平成29年度末で約21万9千ha。
- ・民間事業者が行う大規模工場などへの間伐材の直送について、木材集出荷施設の整備を支援するなど、県産材の流通の効率化を促進。

【森林整備課、林業振興課】

(3) ビジネス林業の定着

《現状》

- ・令和元年の木材生産量は47.6万m³と、目標50万m³(令和元年年)の95%となっている。

【林業振興課】

《課題》

- ・木材生産量の増大に向け、ビジネス林業の定着や木材生産における労働生産性の向上などの林業経営

体における経営改革の促進や、低コストで効率的な施業を担う森林技術者の育成確保が必要。

【林業振興課】

《施策の展開》

ア 経営改革の促進

- ・林業経営体の経営改革に向けて、ICTを活用した効率的な生産システムの導入や経営コンサルタントによる経営診断など重点的に支援。

【林業振興課】

イ 森林技術者の育成確保

- ・林業の基本的な技術と知識を有する者に対し、現場技術や現場管理能力の習得等を支援し、適正な森林管理を担う森林技術者を育成。

【林業振興課】

第5節 水循環の確保

(1) 水資源の適正な管理と有効利用の促進

《現状》

- ・近年、全国的な傾向として渇水の発生頻度が上昇。
- ・本県では、主要水源を表流水に依存している天竜川水系、大井川水系でしばしば渇水が発生。
- ・発電用水、農業用水、水道水、工業用水の水利使用が時代とともに多様化。
- ・中央新幹線環境影響評価書に基づく事後調査報告書が提出され、南アルプストンネル工事の影響により大井川の流量が減少すると予測。
- ・昭和30、40年代に、県内で地下水位の異常低下、塩水化等の地下水障害が発生したため、「静岡県地下水の採取に関する条例」（昭和52年8月）に基づき、地下水揚水量等を規制。
- ・その結果、昭和55年に5,730千m³/日であった地下水採取届出量(条例指定5地域合計量)は、令和元年に3,658千m³/日まで減少。 【水利用課】

《課題》

- ・森林や農地などの荒廃や、都市化の進行などにより、自然の持つ水源かん養機能や洪水調節機能などが低下。
- ・気候変動により、降水量や降雨時期に偏りが発生。
- ・水利利用の多様化に対応し、限りある水資源を有効かつ適切に活用する水利調整が必要。
- ・中央新幹線南アルプストンネル工事の影響による大井川の流量減少を回避するため、事業者恒久的かつ確実な対策を求めることが必要。
- ・水の大切さや健全な水循環の重要性について、県民の水に関する意識の高揚が必要
- ・上下流（流域）を包括的かつ一体的に捉えて、水資源を総合的に管理していく取組が必要。 【水利用課】

《施策の展開》

ア 適正な水利調整

(表Ⅲ-5-(1)-1) 節水対策実施日数 (単位:日)

(ア) 渇水時の水利調整

- ・利水間の合意調整を行い、平成30年12月末から令和元年5月にかけて、天竜川水系で132日間、大井川水系で147日間の節水対策を実施。(表Ⅲ-5-(1)-1)
- ・天竜川、大井川水系の発電用水使用者に対し、使用水量の抑制を要請し、協力を得て節水対策実施日数を縮減。 【水利用課】

年度 水系	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
天竜川	32 (7)	0 (0)	44 (0)	116 (96)	16 (16)
大井川	0 (0)	35 (0)	97 (0)	95 (0)	52 (0)

(注) () 内は、第2段階の取水制限(一次節水対策)以上の日数

(イ) 平常時の水利調整

- ・長島ダムの運用、新規利水者の取水に伴う赤松発電所の発電使用水量への影響について検証するための会議開催や関係者間で取交す確認書締結に向けた調整を実施。
- ・東遠工業用水道の今後の使用計画を踏まえ、水利権、施設使用に係る関係者との調整を実施。 【水利用課】

(ウ) 中央新幹線建設工事に伴う水資源減少回避措置に関する調整

- ・大井川利水者への影響を回避するための課題の整理、大井川利水関係協議会関係者への情報提供、事業者に対する協議調整等を実施。 【水利用課】

イ 流域水循環計画の検討

- ・国は、水循環基本計画（平成27年7月決定）の改定を検討している。今後、計画改定に関する情報収集に努める。 【水利用課】

ウ 地下水位や塩水化などの監視

(ア) 地下水位観測調査

- ・地下水の適正な利用を図るため、昭和43年から地下水位観測調査を開始。
- ・令和元年度は155か所で実施。
- ・ここ10年は、浜名湖西岸地域で上昇傾向、その他の地域は横ばい傾向。 【水利用課】

(イ) 地下水塩水化調査

- ・令和元年度は、県内312か所で地下水の塩水化調査を実施。
- ・その結果、塩水化（イオン濃度が200mg/l超）が観測された井戸は32か所。
- ・うち12か所では1,000mg/lを超える高い濃度を観測。
- ・塩水化が観測される井戸は、全体的には減少傾向にあるものの、解消には至っていない。 【水利用課】

(ウ) 地盤沈下調査

- ・沼津三島、岳南、静清、大井川、中遠、西遠の6地域について、継続して地盤沈下調査を実施。
- ・令和元年度は、静清地域で調査を実施した結果、最大沈下量は8.9mm/年。（環境省の公表基準は、年間20mm以上の沈下） 【水利用課】

エ 地盤沈下・塩水化等の地下水障害の防止

(ア) 静岡県地下水の採取に関する条例

- ・「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水採取量等を規制。 【水利用課】

(イ) 地下水取水基準の改正

- ・地下水の採取に関する取水基準について、地下水採取量の現状や平成25年度から平成27年度までに実施した地下水賦存量調査の結果等を踏まえ、平成30年度末に一部改正。 【水利用課】

オ 小中学生を対象とした啓発活動の推進

- ・県内の小・中学生を対象に、「水の週間記念作文コンクール」を実施。
- ・県内の小学校を対象に「水の出前教室」を実施。（表Ⅲ-5-(1)-2） 【水利用課】

（表Ⅲ-5-(1)-2）令和元年度小中学生を対象とした啓発活動の概要

水の週間関係 (8/1~8/7)	水の週間記念 作文コンクール	県内の小中学校15校(小学校7校、中学校8校)から277点(小学校29点、中学校248点)の応募
学校訪問 水資源啓発教室	県職員が小学校77校で3,772人を対象に、「水の出前教室」を実施	

カ 県民全体に向けた幅広い啓発活動

- ・他団体主催の各種イベントに参加し、事業説明やパネル展示等、水の啓発活動を実施。(表Ⅲ-5-(1)-3)
- ・「静岡県の湧き水」情報を県のホームページから発信。 【水利用課】

(表Ⅲ-5-(1)-3) 令和元年度県民全体に向けた幅広い啓発活動の概要

水の週間関係 (8/1~8/7)	水の啓発 キャンペーン	静岡市上下水道フェアで、「水の大切さ」、「節水の必要性」を訴えるキャンペーン活動を実施 (静岡市と協働)
イベントへの 出展	「県民の日」環境衛生科学研究所施設公開 (静岡市)	

キ 農業用水利施設の計画的な保全管理

- ・基幹的な農業用水利施設について、施設の長寿命化計画に基づく整備・更新により機能を維持。 【農地整備課】

ク 河川の正常流量の確保

- ・生物の営み、河川景観、流水の清潔などを維持し、水利使用を行うために必要な河川の正常流量を確保するため、利水者の取水量の監視、既設の多目的ダムからの適切な補給を実施。 【河川企画課】

(2) 安全で良質な水道水等の安定供給

《現状》

- ・人口減少の進行や節水機器の普及による給水量の減少から水道事業の料金収入が減少。
- ・施設の老朽化の進行による更新費用の増大や水道担当職員の減少。
- ・本県における水道普及率(平成30年度)は99.0% (平成30年度の全国平均は98.0%)。
- ・水道の水質検査結果適合率は99.9%(令和元年度)。
- ・水道施設の耐震化率(平成30年度)は、浄水施設(能力)47.2%、配水池(容量)66.7%、基幹管路(距離)41.9%。
(表Ⅲ-5-(2)-1) 【水利用課】

(表Ⅲ-5-(2)-1) 水道施設の耐震化の現状

対策施設	浄水施設(能力)			配水池(容量)			基幹管路(距離)		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県	39.7%	40.8%	47.2%	65.5%	64.9%	66.7%	37.1%	38.3%	41.9%
全国平均	27.9%	29.1%	30.6%	53.3%	55.2%	56.9%	38.7%	39.3%	40.3%

《課題》

- ・料金収入減少、施設の更新費用の増大、職員数の減少という課題に対応し、安定経営を持続するためには、水道事業の基盤強化が必要。
- ・計画的な水道施設の維持管理や、適正な水質管理が必要。
- ・災害時における断水等の被害を最小限にするため、施設の耐震化や災害に強い施設整備が必要。 【水利用課】

《施策の展開》

ア 水道事業者に対する適正な維持管理の指導

- ・水道水源から給水栓までの水質管理や、水道施設の維持管理を適切に行うよう各水道事業者を指導。

【水利用課】

イ 水道施設の耐震化、水道施設の更新

- ・震災時の給水確保に向け、耐震診断により耐震性能を把握した上で、計画的に耐震化を実施するよう各水道事業者を指導。
- ・水道事業の統合や老朽化した水道施設の更新に向け、国の補助事業などを活用して計画的に行うよう各水道事業者を指導。
- ・企業局の経営する、3つの水道用水供給事業と、7つの工業用水道事業では、適切な点検と修繕により老朽化施設の長寿命化を図る。
- ・平成29年3月に策定した「水道施設更新マスタープラン」により、将来の水需要に見合う適正な規模に縮小した管径での更新工事のための設計を順次行う。

【水利用課】

【企業局水道企画課】

ウ 水道事業の基盤強化

- ・水道事業の広域連携等による経営基盤の強化を推進するため、水道広域化推進プランの策定を進める。
- ・市町等水道事業者が、新水道ビジョンに対応した水道事業ビジョンへの改定を行うよう指導。
- ・水道事業者が持続的に安定経営を行うため、経営戦略の策定を指導。

【水利用課】

(3) 森林の持つ水源涵養機能の確保

《現状》

- ・森林は、土壌がスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川に流すことにより洪水を緩和し、併せて水質を浄化する水源涵養機能を持つ。
- ・林業の低迷等により、間伐等の森林整備が遅れ、こうした機能の低下が危惧される。

【森林計画課】

《課題》

- ・森林の荒廃を防ぎ、水源涵養機能を維持するためには、木材生産を通じた継続的な間伐等の森林整備が必要。
- ・また、特に水源の涵養を高度に発揮させる必要のある森林については、水源涵養保安林等に指定し、開発等を制限するとともに、治山事業により機能の維持向上を図っていくことが必要。

【森林計画課】

《施策の展開》

ア 森の力再生事業の実施

- ・第2章第1節(3)ウに掲載 【森林計画課】

イ 森林所有者等の計画的な森林整備の促進

- ・効率的かつ計画的な森林整備を推進するためには「森林経営計画」を作成し、面的にまとまりのあ

る森林を確保することが必要。

- ・ 県では、森林経営計画の樹立促進を通じて、森林施業の集約化を推進しており、令和元年度末現在、81,113haの計画が認定。 【森林計画課】

ウ 治山事業の推進

- ・ 第2章第1節(3)イに掲載 【森林保全課】

第4章 自然共生社会に向けた取組

第1節 生物多様性の確保

(1) 生物多様性地域戦略の策定

《現状》

- ・本県は日本最高峰の富士山から日本一深い駿河湾まで幅広い標高差があり、地域によってそれぞれ異なる地形や地質等が存在。多様な環境が育む植物相の豊かさは日本有数。【自然保護課】

《課題》

- ・本県の豊かな生物多様性を保全、活用し、後世に継承していくためには、本県の生物多様性に関する取組を計画的かつ総合的に推進することが必要。【自然保護課】

《施策の展開》

ア 生物多様性地域戦略の策定

- ・生物多様性基本法に基づき平成30年3月に策定した本県の地域特性に応じた生物多様性地域戦略の普及・啓発を図るため、令和2年1月にふじのくに生物多様性地域戦略推進会議、令和2年2月にふじのくに生物多様性地域戦略シンポジウムを実施した。【自然保護課】

(2) 希少野生動植物の保全

《現状》

- ・本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では、全国約160種のうち51種の、鳥類では、全国約700種のうち414種の生息が、植物でも、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約7,000種のうち、3,419種の生育が確認。
- ・県内の主に陸域・淡水域に生育・生息する動植物10分類群を対象とした県版レッドリスト（令和2年3月改訂）では、評価対象とした県産種13,445種のうちの4.6%に当たる618種の絶滅が危惧。

【自然保護課】

《課題》

- ・国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する生物多様性基本法（平成20年法律第58号）の制定や、同法に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」により、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進。
- ・県は、平成22年8月、静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年県条例37号）を制定、捕獲や採取等を規制する希少野生動植物を指定するなどの生物多様性の保全等に係る対策を推進しているが今後は条例に基づく指定種の保護回復事業計画の策定など長期的な視野に立った体系的な取組の推進が必要。【自然保護課】

《施策の展開》

ア 指定希少野生動植物の保護

- (ア) 指定希少野生動植物の指定

・県では、これまで、「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)、オオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ、ヤリタナゴ及びヒメヒカゲの計 11 種類の動植物を「指定希少野生動植物」として指定。

(イ) アカウミガメの保護・増殖への支援

・遠州灘海岸において、環境保護団体に委託してアカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などのアカウミガメの保護事業を実施。【自然保護課】

イ 静岡県レッドデータブック等の改訂

・平成 30 年度に静岡県レッドデータブック動物編、令和元年度に静岡県レッドデータブック(植物・菌類編)、野生生物目録を公表。一連の改訂に併せて静岡県レッドデータブック普及版を出版。

【自然保護課】

ウ 生態系等に悪影響を与えるおそれのある野生鳥獣の個体数調整

・生息数が増えすぎたニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、平成 16 年度から第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数を適正な数まで減らすための個体数調整を実施。

・伊豆地域においては、平成 30 年度は県が行う管理捕獲 6,128 頭と狩猟、市町の被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)で合計 12,656 頭のニホンジカを捕獲し、富士地域では管理捕獲 2,242 頭と狩猟、被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)で合計 4,764 頭のニホンジカを捕獲して、被害を軽減。

・富士川以西地域においては、生息頭数の多い地域において管理捕獲を実施。また、南アルプスの高山植物を食害しているニホンジカを、冬期に越冬地において捕獲を実施。【自然保護課】

エ 自然保護団体等との協働

・南アルプスの高山植物をニホンジカの採食圧から守るため、防鹿柵の設置等の植生保護対策及び復元活動をボランティア団体との協働により実施。【自然保護課】

オ 富士山静岡空港周辺の動植物の生息・生育環境の維持

・空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づき適切な管理を実施。

・ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の維持管理などを実施。【空港管理課】

(3) 外来動植物対策

《現状》

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下、「外来生物法」)に基づき、令和 2 年 3 月 31 日現在 148 種類の特定外来生物(明治時代以降、人間活動によって海外から入ってきた外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼしているもの、又は、及ぼすおそれのあるもの)が指定。

・特定外来生物に指定されたものは、外来生物法が施行される以前に、ペットや観賞用の植物、釣り、食用のために持ち込まれたものや、物資などに付着してきたものも含まれているが、全て飼育・栽培・保管・運搬・

販売・譲渡・輸入などが原則禁止。

- ・国は平成 27 年 3 月に、我が国の外来動植物対策の中期的な総合戦略として「外来種被害防止行動計画」を、また、様々な主体に対して外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで外来種対策の一層の進展を図ることを目的として「生態系被害防止外来種リスト」を策定。【自然保護課】

《課題》

- ・外来生物は、人間生活と密接に関わりを持っていることが多く、日常生活に密着した問題であるため、県民一人ひとりの理解と適切な対応が必要。
- ・特定外来生物については、県内における生息の動向の把握と、国（環境省）、市町、関係者等と連携した対応などによる生態系への影響や農林水産物等の被害防止が必要。【自然保護課】

《施策の展開》

ア 特定外来生物対策

- ・県では、タイワンリス、ハリネズミ及びアライグマの生息状況調査（平成 15～23 年度）、特定外来生物全般の生息分布に係るアンケート調査及び現地調査、国による現地調査の結果や、確認情報等から、県内において動物 27 種、植物 10 種、計 37 種が確認されている。（令和 2 年 3 月末現在）。
- ・上記の調査結果や平成 30 年 1 月末に作成したリーフレット「ストップ！特定外来生物」及びヒアリ等確認時の対応等についてのマニュアルなどについては、県ホームページで公表し、県民に対し注意喚起及び普及啓発を図っている。
- ・特に、ヒアリ・アカカミアリについては、国や関係市町と連携し、専門家の指導のもと、早期発見・駆除・定着防止に努めている。【自然保護課】

イ 外来生物防除計画の策定支援

- ・平成 24 年度にアライグマ防除指針を策定し、市町等が策定するアライグマ防除計画の策定や捕獲の支援を実施。【自然保護課】

ウ 世界遺産富士山への外来植物の侵入防止対策

- ・平成 26 年度、27 年度に実施した外来植物の分布状況を把握する調査の結果、多数の外来植物が確認されたことから、外来植物の侵入を防止するためのマットを登山道の入り口に設置。
- ・植物の専門家の指導のもとボランティアとの協働による外来植物駆除活動を実施。【自然保護課】

(4) 有害鳥獣対策

《現状》

- ・令和元年度の農林産物への鳥獣被害額は 3 億 5 百万円（速報値）で、ピークであった平成 21 年度の半分以下に減少。【地域農業課】

《課題》

- ・農林産物への被害金額は減少しているが、被害は依然として多い状況にある。令和 3 年度の農林産物被害額 2.9 億円以下という目標に向け、引き続き、市町の侵入防止柵の整備や被害防止目的の捕獲（有害捕獲）など

への支援を強化していくことが必要。

【地域農業課】

《施策の展開》

ア 第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定

- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区の指定、捕獲者の許可基準など、県の鳥獣保護管理事業の指針となる「第12次鳥獣保護管理事業計画」を平成29年3月に策定。また、第12次鳥獣保護管理事業計画の策定に合わせ、生息頭数が著しく増加し、生態系への影響が懸念される鳥獣（ニホンジカ、イノシシ及びカモシカ）に対し、長期的な視点から管理を図るための「第二種特定鳥獣管理計画」を策定。

【自然保護課】

イ 有害鳥獣捕獲の新たな担い手の育成

- ・農林業者の自衛手段のためのわな猟免許の取得を促進させるため、また、減少傾向にある銃猟者を確保するため、8月（網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟）及び2月（わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟）に狩猟免許試験を実施したところ、新たに424人がわな猟免許を、132人が銃猟免許を取得。
- ・経験の少ない狩猟者等を対象に、捕獲に係る知識・技術の向上を図るための研修を実施。

【自然保護課】

ウ 安全な狩猟等の促進

- ・狩猟や被害防止目的の捕獲（有害鳥獣捕獲）を行う者に対し、関係法令を遵守し、事故や違反がないよう、指導・取締りを実施。
- ・経験の少ない狩猟者等を対象に、安全な捕獲の知識や技術の向上を図るための研修を実施。
- ・狩猟者に狩猟可能な区域を分かりやすく示すため、狩猟地図をGISにより提供。

【自然保護課】

エ 市町への交付金事業活用による支援

- ・市町の被害防止計画の施策の実施に対して、農林水産省の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し支援。
- ・1市が食肉処理施設、3市が侵入防止柵を整備するとともに、29市町が捕獲機材の導入や有害捕獲活動への支援、被害防止講習会等を実施。

【地域農業課】

オ 鳥獣被害防止対策の推進

- ・深刻化している野生鳥獣被害防止に向け、関係部局を横断した総合的・効果的な鳥獣被害防止対策を推進。
- ・副知事をトップとした「静岡県鳥獣被害対策推進本部」を設置し、「野生鳥獣緊急対策アクションプログラム（平成30年度～令和3年度）」に基づき、市町による「被害防止計画」の策定と実施に向けた支援事業等の活用を促進。
- ・侵入防止柵の整備支援や地域の鳥獣被害対策の指導者である静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成、農業者自らによる被害防止対策の実施に向けた技術支援などを推進。

【地域農業課、自然保護課】

カ 鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた取組支援

- ・市町の被害防止計画の施策を適切に実施する鳥獣被害対策実施隊の設置を推進するため、各農林事務所が主体となり、意見交換等を実施。【地域農業課】

キ 鳥獣被害対策総合アドバイザーの育成

- ・各地域の被害状況に即した総合的な被害防止対策を指導できる「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」を養成。
- ・令和元年度までに 500 人以上を養成し、各地域で被害防止活動を実施。【地域農業課】

ク カワウ対策

- ・アユ等に深刻な漁業被害をもたらしているカワウについて、生息状況の把握に努めるとともに、有識者、漁協、保護団体、行政等で構成する「静岡県カワウ食害防止対策検討会」において、より効果的・効率的な対策のあり方を検討。（表Ⅳ-1-(4)-1）

（表Ⅳ-1-(4)-1）カワウ生息数調査結果（単位：羽）

	調査箇所数	7月	12月	3月
平成24年度	34か所	3,106	6,469	7,132
平成25年度	34か所	4,547	12,562	7,766
平成26年度	30か所	4,699	9,130	4,512
平成27年度	29か所	4,325	8,122	4,887
平成28年度	29か所	4,066	10,121	6,720
平成30年度	30か所	2,695	5,424	5,175

【水産資源課・自然保護課】

※平成28年度以降は隔年実施

ケ 捕獲獣肉の活用

- ・県が策定した「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン（ニホンジカ、イノシシ）」に基づく食肉加工を推進。
- ・ガイドラインに沿った衛生的な食肉利用を推進するため、研修会を開催するとともに、「県内産のジビエ施設情報をまとめたチラシ「静岡県産ジビエ」を作成し、関係機関等へ配布するとともに、HPへ掲載。【地域農業課】

(5) 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の維持・保全

《現状》

- ・「茶草場農法」とは、秋冬期に茶園周辺のススキやササなどの草を刈り、茶畑に敷く伝統的な農法。農業生産活動が生物多様性や景観を保全していることの重要性が評価され、平成25年5月にFAOの世界農業遺産に認定された。
- ・認定地域の茶草場周辺では、絶滅危惧種であるハイタカ、ヒクイナ、カヤネズミ、ニホンアカガエルや、固有種であるカケガワフキバッタの生息が確認されている。
- ・令和2年3月末現在、414戸の農家が1,013haの茶園、378haの茶草場で本農法を実践している。



（図Ⅳ-1-(5)-1）カケガワフキバッタ

(表Ⅳ-1-(5)-1) 茶草場農法の実践状況の推移 (令和2年3月末時点)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
実践認定農家戸数 (戸)	515	583	589	496	493	495	414
茶草場面積 (ha)	496	445	447	423	422	422	378
茶園面積 (ha)	1,017	1,208	1,234	1,188	1,185	1,190	1,013

【お茶振興課】

《課題》

- ・近年、実践農業者の高齢化と茶の価格低迷等によって実践認定農家、茶草場面積、茶園面積の全てが減少傾向となっている。世界遺産に認定された農業システムの維持・継承のため、世界農業遺産としての知名度向上に加え、経済的にも労働力の確保の面からも対策が必要となっている。【お茶振興課】

《施策の展開》

ア 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会の運営

- ・茶草場農法の魅力に係る情報発信等、茶草場農法認知度向上のための事業を実施。
- ・茶草場農法実践認定農家等に対する助成事業の実施。

【お茶振興課】

イ 生物多様性の多面的評価

- ・茶草場農法の茶の付加価値を向上するため、生物多様性評価を継続的な現地調査や多面的な深堀、伝統技術の調査分析を実施。

【お茶振興課】

ウ 世界農業遺産認定地域の連携による首都圏等へのPR

- ・農業遺産の認知度向上及びブランド化の推進と消費者への訴求力を高めるため、他県の認定地域と連携した首都圏でのイベント及び東アジア農業遺産学会におけるPRを実施。

【お茶振興課】

第2節 自然環境の保全

(1) 森・川・海の保全と復元

《現状》

- ・変化に富んだ地形を有する本県には、県土の約3分の2を占める森林をはじめ、貴重な緑が多く残されている。また、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれるなど、全国に誇ることができる自然環境を有している。

【環境政策課】

《課題》

- ・自然の中には、人間が関わることにより、その機能を維持しているものがある。例えば「里山」は、集落周辺の雑木林や竹林のほか棚田、畑などを含めたエリアで、人々の生活と密接な関係を保ちながら、生物多様性に富んだ環境が維持されてきた。しかし、近年、生活様式の変化から放置・荒廃が進み、社会問題となっている。
- ・都市住民の保健休養の場あるいは、豊かな動植物の生息の場としての里山の機能の大切さが再認識されている。また、里山は比較的市街地近郊にあり、活動の場として取り組みやすく、森づくりグループの組織化や技術的な研修の場としても適しているため、各地で保全活動が取り組まれている。この保全活動を、定着、拡大していくことが必要。

【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 県民との協働・連携による荒廃森林の整備促進

- ・第2章第1節(3)ウに掲載 【森林計画課】

イ 県民や企業等の参加による森づくりの促進

- ・第1章第2節(2)ウに掲載 【環境ふれあい課】

ウ 林地開発許可制度の適切な運用

- ・公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図るため、1haを超える森林を開発する場合には、「森林法（昭和26年6月26日法律第249号）」に基づく許可が必要。
- ・ただし、国や地方公共団体等が行う場合は、法の趣旨に則り、連絡調整により対応。
- ・令和元年度の許可件数は13件（134ha）、連絡調整件数は8件（111ha）。（表IV-2-(1)-1）

（表IV-2-(1)-1）令和元年度林地開発許可状況

（単位：件・ha）

開発の目的	許可		連絡調整	
	件数	面積	件数	面積
レジャー施設	1	7	1	16
農用地			1	8
土石の採掘	5	46		
道路			1	2
残土処分場	1	4	1	2
その他（鉄道）			1	1
工場、事業場	5	74	4	84
住宅団地				
産廃処理施設	1	3		
計	13	134	8	111

【森林保全課】

エ 干潟や湿地・砂浜などの多様な自然環境の保全・再生の促進

- ・海岸の整備に当たっては、環境の保全と復元に配慮し、砂浜の保全と回復を目的に養浜を主体とした整備を推進。
- ・周辺の自然環境や景観との調和を図り、海浜レクリエーションなどの海浜利用者の増加にも配慮。

【河川海岸整備課】

オ 保安林機能の回復

- ・第2章第1節(3)イに掲載

【森林保全課】

カ 藻場・干潟の保全

- ・榛南海域では磯焼けが発生し、平成10年前後にはカジメ・サガラメなどの有用な海藻群落がほとんど消失。伊豆地域などでも磯焼けが発生。
- ・海藻群落の回復は、環境保全、漁業振興のほか、海の二酸化炭素吸収機能の確保の面からも重要。
- ・榛南海域ではカジメを着生させたブロックの移植により、相良地先などの海域においてカジメ群落が順調に回復。
- ・榛南、稲取、伊浜の各地区で漁業者が取り組んでいるアイゴ等藻食性魚類の駆除や雑藻刈りなどの活動を継続して支援。

【水産資源課、水産振興課】

キ 海岸漂着物の的確な処理

- ・県東部・中部・西部地区にそれぞれ「出水による漂着物対策調整会議」を設置し、国、県、市町の関係機関により、漂着物の減少方策等について協議。
- ・「出水による漂着物対策調整会議」では、毎年5月、6月に「河川・海岸統一美化運動」を実施。
- ・中部地区調整会議及び西部地区調整会議では、漂着流木等が大量で当該市町のみでは処分しきれない際の広域処理を可能とする「出水による漂着物処理に関する相互援助協定」を締結。
- ・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、「海岸漂着物等対策事業費補助金交付要綱」に基づき、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う15市町に対して助成。

【河川砂防管理課、廃棄物リサイクル課】

(表IV-2-(1)-2) 温泉に関する都道府県別順位(平成31年3月末現在)

ク 温泉の保護

- ・本県の温泉は、総源泉数2,252井(枯渇・埋没除く。)で、そのうち、利用源泉数は1,175井、総湧出・揚湯量は、毎分116,004ℓ。
- ・県では、温泉実態調査等による温泉の実態把握と温泉資源の変動状況の調査を行うとともに、法令に基づき、適切な保護を推進。(表IV-2-(1)-2)

源泉総数			湧出量(ℓ/分)		
順位	都道府県	源泉数	順位	都道府県	湧出量
1	大分県	4,445	1	大分県	279,253
2	鹿児島県	2,755	2	北海道	198,022
3	静岡県	2,252	3	鹿児島県	160,132
4	北海道	2,173	4	青森県	147,259
5	熊本県	1,352	5	熊本県	133,158
6	青森県	1,081	6	静岡県	166,004
7	長野県	931	7	岩手県	113,077
8	福島県	798	8	長野県	110,890
9	宮城県	743	9	秋田県	86,229
10	栃木県	629	10	福島県	82,572

【衛生課】

出典：環境省自然環境局自然環境整備課温泉地利用推進室調べ

注) 源泉総数については、枯渇、埋没泉を除いた数値。

(2) 自然環境に配慮した公共事業の推進

《現状》

- ・公共事業の推進に当たっては、環境にやさしい低炭素・循環型社会の構築が求められている。
- ・県では、平成30年3月に「美しい“ふじのくに”インフラビジョン（2018年度～2021年度）」を策定。
- ・「環境・景観」の分野において、環境に配慮した快適な社会の形成、豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成を目指し、5つの指標を設定し、取組を実施。 【建設政策課】

《課題》

- ・地球温暖化の緩和策に取り組むとともに、環境負荷の小さい社会の構築を推進し、持続可能な環境共生社会の実現を目指す必要がある。 【建設政策課】

《施策の展開》

ア うるおいある道路空間の創出

- ・「大気を浄化し、大気汚染の影響を緩和」、「うるおい空間の創出」、「道路交通により生ずる騒音の軽減」などの効果を期待し、街路樹の整備、植樹帯の歩道部への整備や法面緑化等により、沿線の良好な環境の確保や景観形成を推進。

【道路企画課、街路整備課】



整備された植樹帯

イ 生物の生息・生育環境や多様な景観の保全に配慮した河川整備

- ・自然環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」を推進。
- ・巴川麻機遊水地においては、学識者・地元住民等と連携し、協働による自然再生に取り組む。

【河川海岸整備課】

ウ 生物の生息・生育環境や多様な景観の保全に配慮した海岸整備

- ・第4章第2節(1)エに掲載 【河川海岸整備課】

エ 豊かな自然環境の保全・創出と美しい港湾空間の形成

- ・沿岸域の豊かな自然環境を保全・再生・創出しながら港湾整備を推進。
- ・親水性を有し、自然環境と共生する緑地の整備など、人が集う美しい港湾空間を形成。

保全活用推進協議会メンバーによる希少種ミズアオイの再生（麻機遊水地）

【港湾企画課】

オ 住民等と連携した豊かな自然環境が確保された農村地域の整備

- ・農家数の減少、条件不利地での営農規模縮小等により荒廃農地が増加する中で、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等の多様な主体の参画により、農村環境と地域資源の保全に取り組む「ふじのくに美農里プロジェクト」の活動組織を支援。
- ・令和2年3月末現在、県内232地区において、活動を展開。

【農地整備課】

カ 計画的な治山事業の推進

- ・第2章第1節(3)イに掲載

【森林保全課】

(3) 富士山の自然環境保全に向けた取組

《現状》

- ・静岡県と山梨県は、平成10年11月に、富士山の豊かな自然環境、美しい景観を守り、育み、その恵みを後世に引き継いでいくための行動規範として「富士山憲章」を共同で制定。
- ・平成21年12月には、富士山憲章の理念に基づき、富士山を後世に引き継ぐことを期する日として2月23日を「富士山の日」と規定。
- ・県では、①環境負荷の軽減、②富士山保全意識の高揚、③生物多様性の確保を柱として、富士山の環境保全対策を推進。
- ・「富士山憲章」の主旨に賛同する団体等を組織化した「ふじさんネットワーク」の活動推進をはじめ、環境にやさしい山小屋トイレの整備、ボランティア等との協働による清掃活動や自然林・自然植生の復元等により、富士山の自然環境は向上。
- ・富士山周辺の市町や民間企業、関係機関が参画する「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」において、不法投棄の早期発見と未然防止対策に向けた連携などを協議。
- ・これらの取組の結果、平成25年6月の第37回ユネスコ世界遺産委員会において、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産一覧表に登録。
- ・原因者が不明、死亡などの理由により撤去見込みのない産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対して助成し、世界文化遺産区域内に残存する不法投棄廃棄物の撤去を進めている。令和元年度には、2団体により、建設混合廃棄物など16.35トンを撤去。
- ・平成27年3月、静岡県と山梨県は、世界遺産富士山の後世への継承に向けて、基本理念や関係者の役割、富士山の保全に関する基本的施策を定めた世界遺産富士山基本条例を制定。

【自然保護課、廃棄物リサイクル課、富士山世界遺産課】

《課題》

- ・富士山の登山者数は、夏期の2か月間に10万人前後（静岡県側3登山口合計）であり、特に、週末やお盆時期に集中。※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、富士山の登山道を閉鎖し、開山を中止。
- ・富士山の世界文化遺産登録に伴う来訪者の多様化と多国籍化により、環境負荷の増大も懸念され、富士山を後世に継承するための取組が必要。

【自然保護課、富士山世界遺産課】

《施策の展開》

ア 多様な主体との協働による自然環境保全対策の推進

(ア) し尿対策

- ・富士山では、し尿の浸透・放流をなくすために山小屋等にオガクズやかき殻等を利用した環境にやさしいトイレを整備。
- ・県では、山小屋事業者へのアンケートにより維持管理状況を把握するとともに、山小屋事業者からの要望に応じ、トイレの改修に対する富士山保全協力を原資とした助成を実施。
- ・トイレの維持管理経費には、「富士山保全協力金」とは別に各山小屋事業者がトイレ利用時のチップ（1回当たり100～500円）を充て、自然環境保全意識を醸成。【自然保護課、富士山世界遺産課】

(イ) ごみ対策

- ・登山者に対しごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、富士山麓周辺道路沿いの山林や駐車場の投げ捨てごみを清掃する「富士山ごみ減量大作戦」を公募ボランティアの協力を得て実施。
- ・さらに、富士山周辺地域の事業者、団体、地元市町で組織する「富士山をいつまでも美しくする会」の「富士山一斉清掃」への支援などにより、富士宮、御殿場、須走の3登山口の五合目周辺や登山道のクリーンアップを推進。
- ・ふじさんネットワークでは「富士山エコレンジャー」による来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー啓発や、会員団体が五合目以下のすそ野におけるごみの実態調査や回収をする「富士山みがきあげ作戦」を実施。
- ・世界文化遺産区域内に残存する撤去見込みのない産業廃棄物の撤去に自主的に取り組む非営利団体等の活動に助成。 【自然保護課、廃棄物リサイクル課】

(ウ) 豊かな植生の保全

- ・御殿場口新五合目において、ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹などを実施。
- ・富士山麓の周辺道路において、外来植物等の分布状況等を調査したほか、専門家による指導のもとボランティアとの協働により、外来植物の除去を実施。 【自然保護課】

イ 富士山の日を中心とした自然環境保全意識の高揚

(ア) 「ふじさんネットワーク」の活動

- ・富士山憲章の周知・定着を図るため、富士山を愛する多くの人々の連携組織である「ふじさんネットワーク」では、環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会、富士山ピンバッジ募金活動等を実施。
- ・ふじさんネットワーク会員有志15人で組織する「富士山エコレンジャー」は、富士山来訪者へのマナー啓発や情報提供、自然解説等のボランティア活動を実施。 【自然保護課】

(イ) 富士山環境学習の推進

- ・「ふじさんネットワーク」では、子どもたちの自然を守り大切に育てるため学習リーフレット「富士山からの挑戦状」の電子書籍版を公開。 【自然保護課】



多言語マナーガイドブック
「富士山へ登る人のために」

(ウ) 外国人登山者等へのマナー啓発

- ・急増する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック電子書籍版及びウェブサイトにより、5か国語で提供。 【自然保護課】

(表Ⅳ-2-(3)-1) 出前講座の開催実績
(平成31年4月～令和2年3月)

(エ) 県民の認識を深めるための出前講座等の実施

- ・富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体からの依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施。(表Ⅳ-2-(3)-1)

対 象	回数及び参加者数
学 校 等	32回、1,991人
一 般	58回、4,266人

【富士山世界遺産課】

ウ 乗り入れ規制の実施

- ・富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、マイカー規制を実施。
- ・令和元年度は、富士山スカイライン（富士宮口）及びふじあざみライン（須走口）で開山期間全日の連続63日間実施。

【道路企画課】

エ 世界遺産富士山への外来植物の侵入防止対策

- ・第4章第1節(3)ウに掲載

【自然保護課】

(4) 自然公園等の適正な管理と利用の推進

《現状》

- ・自然環境が優れた状態を維持している地域等を自然環境保全地域や自然公園に指定。
- ・県内の「自然環境保全地域」は、国が指定した本州唯一の「原生自然環境保全地域」のほか、県の条例に基づき7か所を指定。(表Ⅳ-2-(4)-1)
- ・優れた自然の風景地の保護と利用を図ることを目的とした「自然公園」は、国立公園2か所、国定公園1か所、県立自然公園4か所を指定。(表Ⅳ-2-(4)-2)
- ・自然環境保全地域・自然公園の指定面積は令和元年度末現在90,347ha、県土の約11%。【自然保護課】

(表Ⅳ-2-(4)-1) 自然環境保全地域の指定状況
(令和元年度末現在)

名 称	面 積	指 定 者
大井川源流部	1,115ha	国(自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域) 県(県自然環境保全条例)
気田川	857ha	
渋川	195ha	
明神峠	431ha	
愛鷹山	3,198ha	
京丸・岩岳山	353ha	
桶ヶ谷沼	51ha	
函南原生林	102ha	
計	6,302ha	

(表Ⅳ-2-(4)-2) 自然公園の指定状況
(令和元年度末現在)

分 類	名 称	面 積
国 立 公 園	富士箱根伊豆	46,693ha
	南アルプス	3,387ha
国 定 公 園	天竜奥三河	4,835ha
県立自然公園	浜名湖	16,708ha
	日本平・三保松原	1,995ha
	奥大井	8,798ha
	御前崎遠州灘	1,629ha
	計	84,045ha

《課題》

- ・自然環境保全地域や自然公園の区域の多くは私有地であり、開発行為等の影響により豊かな自然環境が損なわれるおそれがあることから、生物多様性の確保をはじめ、自然環境の保護と適正な利用を図り、人と動植物が共生できる環境づくりが希求。

【自然保護課】

《施策の展開》

ア 自然公園等の保護と適正な利用の推進

(ア) 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導

- ・自然公園及び自然環境保全地域の維持、保全のため、国や県が委嘱した自然公園指導員、自然環境保全管理員が域内巡視、指導、自然環境の状況報告等の活動を展開。 【自然保護課】

(イ) 許認可等の規制による自然公園及び自然環境保全地域の保全

- ・自然公園や自然環境保全地域は、土地の所有形態に関係のない地域制の公園として指定されており、民有地であってもそれぞれ公園計画、保全計画で区域が定められており、特に保全を図る必要性の高い特別地域内における各種行為は許可制、それ以外の普通地域内は届出制が適用。（表IV-2-(4)-3）

- ・自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して、順次見直しを実施。令和元年度は、平成28年度から進めていた明神峠自然環境保全地域及び函南原生林自然環境保全地域の保全計画の変更案を環境審議会に諮問した。

- ・オフロード車等による植生の踏み荒らしを防止するため、富士山中腹部以上（おおむね標高1,600m以上）、湖西市の海浜地及び牧之原市の海浜地の一部を車両等の乗入れ規制区域として指定し、周知看板等の設置や自然公園指導員等によるパトロールを実施 【自然保護課】

（表IV-2-(4)-3）自然公園及び自然環境保全地域の許可届出件数（単位：件数）

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国立公園	497	502	499	510
国定公園	53	61	49	71
県立自然公園	263	238	226	210
公園小計	813	801	774	791
自然環境保全地域	5	9	6	5
計	943	818	780	796

（注） 県自然保護課調べ

(ウ) 自然環境保全協定の締結

- ・自然環境保全の観点から、県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施。
- ・静岡県自然環境保全条例(昭和48年条例第9号)に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクリエーション施設用地の造成、墓地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取で面積5ha以上の規模のものについては、自然環境の保全のため特に必要がある場合に、事業者と自然の保全・緑化等を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導。 【自然保護課】

イ 南アルプスにおける自然環境保全とユネスコエコパークの推進支援の取組

(ア) 南アルプス高山植物等保護対策

- ・高山植物に対するニホンジカの食害対策として、防鹿柵の設置等による高山植物保護対策を実施。
- ・静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図る活動を実施。 【自然保護課】

(イ) 南アルプスユネスコエコパークの推進支援

- ・南アルプス国立公園を核とした静岡、山梨、長野の3県にわたる南アルプス地域が、平成26年6月、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークに登録されたこと

から、管理運営主体の関係 10 市町村の取組を、国、山梨、長野両県と連携して支援。

【自然保護課】

(5) 美しい景観づくり

《現状》

- ・地域固有の文化や歴史に根差した景観は、地域への愛着、誇りなど心の豊かさを感じることができる地域づくりにつながるものであるとともに、観光資源として地域の活性化にも重要であり、県民の景観への関心も高まっていることから、良好な景観の形成と保全が求められている。
- ・良好な景観形成を図るためには、住民に最も近い自治体である市町が中心的な役割を果たすことが望ましいことから、県内の市町に景観行政団体になるよう働き掛けを行った結果、令和 2 年 4 月からすべての市町が景観行政団体に移行することとなり、このうち 25 市町が景観計画を策定。（表Ⅳ-2-(5)-1）
- ・富士山周辺、大井川流域・牧之原大茶園、伊豆半島、浜名湖といった市町をまたぐ主要な広域景観については、関係市町等と広域景観協議会を設立し、景観施策を総合的に推進。
- ・県が公共事業を実施するに当たり、公共空間の質を向上させ、県土の景観形成の先導的な役割を果たしていくために策定した「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」に基づき、公共空間の高質化を推進。
- ・景観形成における県が果たすべき役割（けん引・調整・支援）及び戦略を確実に実施するための体制、仕組み、ルール等を整える景観マネジメントを重視した「ふじのくに景観形成計画」（平成 29 年 3 月）に基づき施策を推進。

【景観まちづくり課】

（表Ⅳ-2-(5)-1）県内の景観行政団体及び景観計画策定団体

景観行政団体	全 35 市町（令和 2 年 4 月 1 日から）
景観計画策定団体	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町

《課題》

- ・良好な景観の形成・保全のため、景観法や屋外広告物条例に基づき、引き続き適正に指導・規制していくことが必要。
- ・市町に対し景観計画の策定や見直しを働き掛けていくことが重要。
- ・県が実施する公共事業における景観形成の指針について、市町、国の出先機関等に指針の普及を図ることが重要。

【景観まちづくり課】

《施策の展開》

ア 地域の景観と調和した公共施設の整備

- ・県本庁舎及び総合庁舎において改修等を行う際には、周辺景観との調和のため、デザインや色彩、素材等に配慮するとともに、常時、庁舎敷地内の緑化を推進。
- 【資産経営課】
- ・平成 25 年 4 月から全庁運用を開始した「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」について、景観や色彩の専門家で構成する静岡県景観懇話会の「公共空間高質化専門部会」の助言を得て、内容の充実及び運用の強化を図るとともに、行政職員や建設業者への説明会の開催や国等との意見交換を実施し、さらなる高質な公共空間形成を推進。
- 【景観まちづくり課】

イ 住民等と連携した主要な広域景観の形成

- ・富士山周辺、大井川流域・牧之原大茶園、伊豆半島、浜名湖など主要な広域景観の形成・保全を図るため、市町と県等で組織する広域景観協議会において様々な取組を実施。
- ・富士山周辺においては、世界文化遺産登録に向けて、富士山周辺の統一的な景観形成と保全を図るため、平成 24 年度に関係市町と連携し「富士山周辺景観形成保全行動計画」を策定。
- ・令和元年度は、自転車競技ロードレース沿線の違反野立て看板に対して是正指導に取組み、野外広告物対策を推進。
- ・伊豆半島においては、世界中の人々に賞賛され、住む人々が誇りと愛着を持つ美しい景観形成を目指して、平成 28 年度に伊豆半島景観協議会が「伊豆半島景観形成行動計画」を策定。
- ・令和元年度は、世界中からの来訪者を美しい景観でおもてなしするため、幹線道路沿いの違反野立て看板に対する是正指導等に前年度から継続して取組み、屋外広告物対策を推進。
- ・大井川流域・牧之原大茶園においては、良好な茶園景観を次世代へ継承していくため、平成 30 年度に「大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画」を策定。
- ・令和元年度は川根本町久野脇において、良好な茶園景観の保全のための修景モデル事業を実施。
- ・浜名湖周辺においては、世界を魅了し続ける多彩な“環浜名湖の景観づくり”を目指して、令和元年度に「浜名湖景観形成行動計画」を策定。

【景観まちづくり課】



伊豆半島での違反野立て看板の撤去例

ウ 富士山静岡空港周囲部の景観形成

- ・空港来訪者への「おもてなし」の観点から、空港アクセス道路沿いのシバザクラ等の維持管理など、空港周囲部を活用した景観形成の取組を推進。

【空港管理課】

エ 無電柱化の推進

- ・良好な景観の形成や安全で快適な道路空間の確保を図るため、市街地の幹線道路をはじめ良好な景観の形成が必要な地域では、電線類の地中化などの道路の無電柱化を推進。
- ・電線類を地中化することによって、前述した効果の他、台風・地震といった自然災害時の電柱倒壊や電線類の切断といった被害が軽減されるため、安定したライフラインが確保でき、火災延焼を遮断する防災空間も確保される等、防災機能も向上。

【道路企画課、街路整備課】



無電柱化の効果の例

(表Ⅳ-2-(5)-2) 令和元年度における許可等の状況(県許可分)

許可した広告物の数	905 個
簡易除却した広告物の数	119 個
屋外広告業登録件数	1,282 件

オ 違法な屋外広告物の削減

- ・屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を掲出する際の許可事務や、違反広告物に対する是正指導、電柱等に取り付けられた簡易広告物(はり紙・はり札類・のぼり・立看板類)を除却。
- ・違反広告物を削減するため、屋外広告業の登録制度により業者への指導・監督。(表Ⅳ-2-(5)-2)

【景観まちづくり課】

カ 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」による広報活動

- ・県内 35 市町が参加する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」と協力しながら、地域が、農地や美しい景観、伝統文化などの地域資源を保全・活用し、持続的発展に向けた様々な活動を展開する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」を支援。

【農地保全課】

キ 文化的景観の保全・再生活動の支援

- ・棚田等を保全するため、県内 9 地区の棚田保全組織と連携し、草刈りや田植え、稲刈りなどの保全活動を実施。
- ・菊川市「倉沢の棚田」では、地元農業者や棚田オーナー、静岡大学の棚田サークル、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員、「一社一村しずおか運動」に取り組む企業等による保全活動が行われているほか、棚田であぜ道アート等のイベントも開催。
- ・松崎町「石部の棚田」では、「棚田保全推進委員会」が募集する棚田オーナーのほか、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員等による活動も実施。【農地整備課・農地保全課】



棚田オーナーやボランティアによる田植え(松崎町)

ク 景観セミナーの開催

- ・社会総がかりの景観形成の必要性が高まる中、県民の景観意識の醸成を図るため、景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催し人材を育成。

【景観まちづくり課】

ケ 文化財の保全

- ・静岡県文化財保存活用大綱を策定し、文化財の保護と活用について、県の方針を明確化。

(ア) 県民の歴史的・文化的資産である文化財の保護

- ・県内文化財の調査を継続的に実施し、記録を作成するとともに、指定・登録を進めることによる文化資産の顕在化と保護、活用。
- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、文化財建造物の耐震診断結果に応じた耐震工事を支援。また、フランス・ノートルダム大聖堂や首里城の大火災を受け、文化財建造物等の防火設備の設置・更新について支援。
- ・災害時に速やかに文化財を救済するため、平成 24 年 3 月に「静岡県文化財等救済ネットワーク」を創設し、現在は行政、NPO、企業、大学など約 60 団体が加入。また、「静岡県文化財等救済支援

員」などの災害時ボランティア人材の育成を推進。

- ・埋蔵文化財包蔵地(遺跡)については、遺跡の有無や範囲を確認するための「試掘確認調査」、記録保存を目的とした「本発掘調査」を実施。現状保存が望ましい遺跡については、「重要遺跡確認緊急調査」を実施し、報告書を作成。【文化財課】

(イ) 地域固有の文化に誇りと愛着を持つ県民意識の醸成

- ・例年 11 月を中心に「しずおか文化財ウィーク」と銘打ち、県主催のシンポジウム「文化財クローズアップ」をはじめ、県内各地で文化財の公開、講演会等を開催。【文化財課】

(ウ) 文化財の価値の未来への継承

- ・文化財建造物の調査・耐震化などについて専門性を持った人材（静岡県文化財建造物監理士）を養成し、所有者や市町の求めに応じて紹介。【文化財課】

コ 景観形成に関する県民の意識向上

- ・魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図るため、都市、田園、農山漁村などを対象として、地域の個性を生かした良好な景観が形成されている地区や施設、住民が主体となっていて行っている景観形成活動などを表彰する「静岡県景観賞」を実施。【景観まちづくり課】

サ 桜の名所づくり

- ・平成 20～24 年度に桜の名所整備を実施し、現在は、静岡県さくらの会と連携し、植栽した桜の保護育成を支援。
- ・静岡県さくらの会と連携し、静岡県さくら写真コンクールの開催やさくら開花情報のインターネットでの公表などの情報発信を実施。【環境ふれあい課】

第3節 人と自然との関係を見つめ直す

(1) 自然ふれあい施設等の利用促進

《現状》

- ・県では、県立森林公園をはじめ県民の森、昭和の森、天竜の森等計9か所の自然ふれあい施設を設置。
- ・これらの施設は、自然観察や森林レクリエーションなど、身近に自然とふれあうことができる場として、多くの県民が利用。（表IV-3-(1)-1） 【環境ふれあい課】

(表IV-3-(1)-1) 県有自然ふれあい施設の概要(令和元年度末)

名称	所在地	開園	面積(ha)	利用者数(千人)	主な施設
県民の森	静岡市葵区岩崎外	S56.7	983	19	ログハウス、ロッジ
県立森林公園	浜松市浜北区尾野外	S40.4	浜北185 大草山30 計215	835	森の家、ビジターセンター、木工体験館、親水公園、吊橋
昭和の森	伊豆市湯ヶ島外	S55.7	1,600	20	昭和の森会館、寒天車道
天竜の森 (国際森林年記念林)	浜松市天竜区春野町外	H4.5	95	9	あずまや、展望台、避難小屋、林間広場
小笠山憩いの森	掛川市入山瀬外	S57.4	500	—	あずまや、吊橋、観察小屋
富士山ふれあいの森林	富士宮市栗倉	S61.8	160	—	あずまや、林間広場
天神山自然観察の森	富士宮市上井出	S46.4	3	—	あずまや、植生見本園
遊木の森	静岡市駿河区古宿外	H18.4	18	20	あずまや、作業小屋、学習歩道
榛原ふるさとの森	牧之原市切山	H18.4	25	—	あずまや、学習歩道、棚田
合計 9箇所			3,599		

《課題》

- ・施設の老朽化が進行しているため、利用者の安全確保と、施設の魅力向上のため緊急度の高いものから計画的に施設の更新を図る必要有。 【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 自然ふれあい施設等の適正な維持管理

- ・ビジターセンター、遊歩道、園地等、施設の維持補修・安全管理や、自然観察会や環境学習など利用者のニーズに対応した体験型のイベントを開催。
- ・県立森林公園のビジターセンターでは、雨水の貯留利用や、太陽光・風力のクリーンエネルギーを利用した発電システムを採用。 【環境ふれあい課】

イ 県立青少年教育施設における自然生活体験プログラムの実施

- ・自然の中での生活体験や冒険的体験を通して、自立心や忍耐力、協調性を養うとともに、生命や自然への畏敬の念をもって自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成をねらいとした、自然生活体験プログラムを実施。
- ・朝霧野外活動センターではキャンプやオリエンテーリング、焼津青少年の家では海洋活動(カヌー漕艇)やネイチャーハイキング、観音山少年自然の家では沢登りや観音山登山、三ヶ日青年の家で

は海洋活動（カッター漕艇）やウォークラリーなどの各施設の立地条件を生かした特色ある体験プログラムが用意され、青少年を中心とした利用者の目的にあった活動を実施。

【教育委員会社会教育課】

(2) エコツーリズム等の支援

≪施策の展開≫

ア 都市と農山漁村との交流促進

- ・農山漁村地域における滞在・交流の拠点施設となる農林漁家民宿の開業・運営支援を推進。
- ・各農林事務所に開業等に関する相談窓口を設置した結果、令和元年度は新たに10軒の農林漁家民宿が開業（合計44軒（令和元年度末））。
- ・農山漁村地域における自然、産業、文化を体験し、地域住民とのふれあいを重視した教育旅行の誘致を促進するため、受入地域と市町、県で「ふじのくに体験型教育旅行誘致促進協議会」を組織。
- ・国の農山漁村振興交付金を活用して、国が進める農山漁村滞在型旅行「農泊」を地域ぐるみで進める団体等に対し、アドバイザーの派遣や先進地視察研修会を開催。

【観光政策課】

イ ユネスコグローバルジオパーク再認定に向けた取組支援

- ・ユネスコグローバルジオパーク認定（平成30年4月）を受けた伊豆半島ジオパーク推進協議会の活動を支援。
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会が実施する高い専門性を必要とする学術調査のほか、地質遺産の価値を伝えるジオガイドの養成やジオツーリズムを通じた利活用による教育・普及活動や、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想の策定に向けた取組などを通じて、地域の持続的な発展を支援。

【観光政策課】

第4節 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮

(1) 里地・里山・里海の保全

《現状》

- ・里地・里山・里海には、国土の保全、生態系の保全、交流の場の形成などの多面的な機能があるが、里地・里山では中山間地域等の条件不利地域を中心に農業従事者の減少や高齢化の進行による、集落機能の低下に起因する荒廃農地や荒廃森林の拡大、里海では海流の変化や海水温の上昇、ウニやアイゴ等魚類による食害などが原因と考えられる磯焼けによる藻場の減少などにより、多面的機能の低下が懸念されている。【農地保全課、環境ふれあい課、水産振興課】

《課題》

- ・里地・里山・里海の多面的機能の維持・発揮のため、農林水産業の持続可能な事業展開や農山漁村の維持・発展を図ることが必要。
- ・里地・里山・里海の多面的機能の維持・発揮を図るため、農林漁業者のみならず、県民や企業、学校などの多様な主体の参画による保全活動に向けた取組や、農山漁村の維持・発展に向けて、地域が持つ資源を活用する取組が必要。【農地保全課、環境ふれあい課、水産振興課】

《施策の展開》

ア 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」による広報活動

- ・第4章第2節(5)カに掲載【農地保全課】

イ 文化的景観の保全・再生活動の支援

- ・農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、協働によって農地等の保全活動を行う「一社一村しずおか運動」を促進。
- ・令和2年3月末時点で48件の活動を認定。【農地保全課】
- ・「ふじのくに美農里プロジェクト」により、農業者や地域住民等で構成する活動組織が行う、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設の保全活動を支援。
- ・令和2年3月末時点で232組織が活動。【農地整備課】

ウ 水と緑のネットワークの拡大

- ・貴重な自然を保全するとともに、生物の生息・生育空間として農地の畦畔沿いの草地や樹林の連続性、農道沿いの排水路の自然環境の連続性を持たせ、水と緑のネットワークを拡大【農地計画課】

エ 農業・農村の持つ多面的機能の維持・増進

- ・農村地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、農業生産の持続性の確保と多様な主体の参画による自然環境の適切な保全を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を策定。
- ・農業農村整備事業の実施に当たっては、同指針に基づき、生物の生息や生育に配慮。【農地計画課】

- ・中山間地域等直接支払制度の周知や農業者等への働きかけの実施。
- ・令和元年度には、17市町、2,494haの農用地に対し、約2億4,728万円の交付金を支出。
- ・平成30年度から協定締結面積が3ha減少。
- ・交付金の66%は農業活動の継続に向けた農地の法面管理や農道整備、周辺隣地の下草刈り等の共同の取組活動に充てん。(表Ⅳ-4-(1)-1)
- ・国・市町と協調して農業者等が行う再生利用の取組等を支援した結果、令和元年度に195ha(平成21年度から累計で4,235ha)の荒廃農地を再生。

(表Ⅳ-4-(1)-1) 中山間地域等直接支払制度実施状況

項目 \ 年度	平成30年度実績 (17市町)	令和元年度実績 (17市町)
協定締結面積	2,497ha	2,494ha
交付総額	約2億4,563万円	約2億4,728万円

【地域農業課】

【農業ビジネス課】

オ 藻場・干潟の保全

- ・第4章第2節(1)カに掲載

【水産資源課】

カ 水産多面的機能を発揮するための活動支援

- ・漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が担ってきた多面的機能の発揮に支障が生じていることから、国・県・市町が交付金を支出し、漁業者等が行う藻場の保全やサンゴ礁の保全、海清掃、食害生物除去などの地域の取組を支援。

【水産振興課】

(2) 環境保全型農業の促進

《現状》

- ・環境問題に対する県民の関心が高まる中、農業においても環境と調和した持続可能な農業生産の取組を実施。

【地域農業課】

《課題》

- ・化学合成農薬・化学肥料等の削減や有機物を利用した土づくり等を実践・普及することにより、地域・作物に応じた環境保全型農業の一層の展開を図る必要。
- ・生産者の高齢化や茶価の低迷など農家の経営環境が厳しい中で、特に、担い手層を中心とした農業者への環境保全型農業の必要性のPRや、環境保全型農業を実践するための技術の普及や開発を進めることが必要。
- ・環境保全型農業の制度や取組が、消費者が求める安全・安心な農作物の生物・供給に必要な生産手段であるという社会全体の認識と理解が必要。

【地域農業課】

《施策の展開》

ア 環境保全型農業直接支払制度による支援

- ・環境保全型農業直接支払制度では、生産者団体の化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に対し助成。
- ・令和元年度は42件、387.7haで活用された。

【地域農業課】

イ 有機農業の推進及び食の安全確保

- ・「静岡県有機農業推進計画」に基づき、有機農業を推進するとともに有機農業者の紹介パンフレットの作成や、「ふじのくに環境に優しい農芸品・農業者ネットワーク」ポータルサイトを開設し、農業者と消費者を繋げる取組を実施。
- ・環境保全型農業直接支払事業では、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動を実施する生産者団体に対して助成を行うなど、有機農業者等を支援。【地域農業課】
- ・食品の安全性を確保し、県民の食に対する信頼確保を図るため、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」に基づき、県内産の農畜産物等について残留農薬の検査を実施。
- ・原子力災害対策本部の対応指針に基づいて策定した「静岡県農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づいて放射性物質の検査を実施。
- ・残留農薬については、令和元年度は72検体の県内農畜産物について検査を実施し、6検体から微量の農薬が検出されたものの、残留基準値超過検体はなし。令和2年度計画は57検体、約150種類の農薬について予定。
- ・放射性物質については、令和元年度は51検体の検査を実施し、野生きのこ2検体から基準値を超過する放射性物質を検出したため、引き続き、関係市町及び関係事業者に出荷自粛を要請。令和2年度計画は72検体について予定。(表Ⅳ-4-(2)-1、表Ⅳ-4-(2)-2) 【衛生課】

(表Ⅳ-4-(2)-1) 県内産農畜産物等における

令和元年度検査状況及び令和元年度計画

検査項目	令和元年度実績	令和2年度計画
残留農薬	72	57
放射性物質	51	72

(表Ⅳ-4-(2)-2) 令和元年度残留農薬の検出状況

検査対象物	農薬検出検体数	基準値超過検体数
いちご、枝豆	6	0

ウ 総合的病害虫・雑草管理の普及

- ・安全で消費者に信頼される農産物を安定生産するため、IPM（総合的病害虫・雑草管理）を推進。
- ・IPMの普及を図るため、令和元年度は2地区でIPM実践モデル事業を実施。
- ・指導者を養成するため研修会を3回開催。【地域農業課】

エ エコファーマーの育成等

- ・環境にやさしい持続可能な農業生産を進めるため、有機農業者や農協の部会などに持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号。以下、「持続農業法」)に基づくエコファーマー認証の取得を推進。
- ・令和元年度は1,534件、面積は82ha減少し、2,168ha。(表Ⅳ-4-(2)-3) 【地域農業課】

(表Ⅳ-4-(2)-3) エコファーマーの認定状況(令和2年3月末時点)(単位:ha、件)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
取組面積	2,980	2,942	2,975	2,853	2,753	2,650	2,498	2,250	2,168
認定件数	2,637	2,609	2,598	2,482	2,343	1,912	1,755	1,609	1,534

オ 地産地消の推進

(ア) 地産地消運動の実施

- ・第2章第2節(1)ウ(ア)に掲載

【地域農業課】

(イ) 学校給食における県産農産物の利用拡大

- ・第2章第2節(1)ウ(イ)に掲載

【地域農業課】

(ウ) 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進

- ・第2章第2節(1)ウ(ウ)に掲載

【お茶振興課】

(3) 森林の多面的機能の発揮

《現状》

- ・静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万7千ha、国有林が9万ha。
- ・森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全や水源の涵養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、県民の生活に密接に関係した多面的機能を有しており、これら社会的ニーズの発揮が求められている。

【森林計画課】

《課題》

- ・森林の多面的機能の向上を図るため、森林を適正に整備し保全していくことが必要。

【森林計画課】

《施策の展開》

ア 適正な森林整備

- ・間伐等の森林整備を着実に実施し、森林の水源涵養機能や土砂流出防止などの公益的機能の向上を図る。

【森林計画課】

イ 計画的な治山事業の推進

- ・第2章第1節(3)イに掲載

【森林保全課】

ウ 森の力再生事業の実施

- ・第2章第1節(3)ウに掲載

【森林計画課】

エ 森林認証取得の促進

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機に、非住宅分野を中心に森林認証材の需要拡大が見込まれることから、県営林を核とした森林認証林の拡大と認証材の安定供給体制の整備を促進。
- ・令和元年度は、協議会や県内森林認証管理団体の認証取得拡大を支援した結果、既存の認証林を核とした周辺森林の認証取得が促進された。

(表IV-2-(3)-1 県内の森林認証面積
(令和2年3月末現在)

森林認証面積	
区分	FM森林面積
FSC	55,022ha
SGEC	16,492ha
総計	71,059ha

出典：県森林計画課調べ

注) 総計については、重複分を除いた面積

- ・その結果、森林認証林は71,059haとなった。(表IV-2-(3)-1)

【森林計画課】

(4) 環境保全型漁業の普及

《現状》

- ・漁業では資源を適切に管理することにより、再生産を促進。
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく法的な規制による資源管理、並びに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく漁獲可能量(TAC)制度による管理のほか、水産種苗を人工的に生産して海域に放流する栽培漁業を振興。

【水産資源課】

《課題》

- ・自然と共生した水産業振興のため、これまでの施策を複合的に推進することが必要。
- ・より栽培漁業の効果を高めるため、漁期の制限や小型魚の再放流など、漁業者による自主的な漁獲制限が必要。
- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく漁獲可能量制度の対象となっている種については、適正に管理を行うための計画の策定や周知が必要。

【水産資源課】

《施策の展開》

ア 水産資源の適正管理

- ・漁獲可能量(TAC)制度に基づきクロマグロ、サンマ、マアジ、マイワシ、マサバ・ゴマサバ及びスルメイカの漁獲量を適正に管理。
- ・漁期の制限や小型魚の再放流など自主的な漁獲制限を促進し、水産資源を適正に管理。
- ・平成23年度から、「資源管理・収入安定対策」に基づき、漁業者による自主的な資源管理計画を実施。

【水産資源課】

イ 水産資源の維持・増大

- ・水産資源の維持・増大を図る栽培漁業を推進するため、平成27年3月に「第7次静岡県栽培漁業基本計画」を策定。
- ・マダイやヒラメなどの種苗放流は、資源量を増加させる積極的な手法として有効で、県内に水揚げされるマダイの約3割、ヒラメでは約2割が放流魚。
- ・同計画に基づいて、放流後も適切な管理を行うことにより、水産資源の維持・増大、沿岸漁業を振興。
- ・海面養殖業においては、残餌や糞による環境汚染軽減のため、飼育密度や適正給餌について指導。
- ・魚類養殖が盛んな沼津地区では、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁場改善計画を定め、漁場を持続的利用。
- ・養殖業における水産用医薬品の適正使用を指導。

【水産資源課】

第5節 良好な生活環境の確保

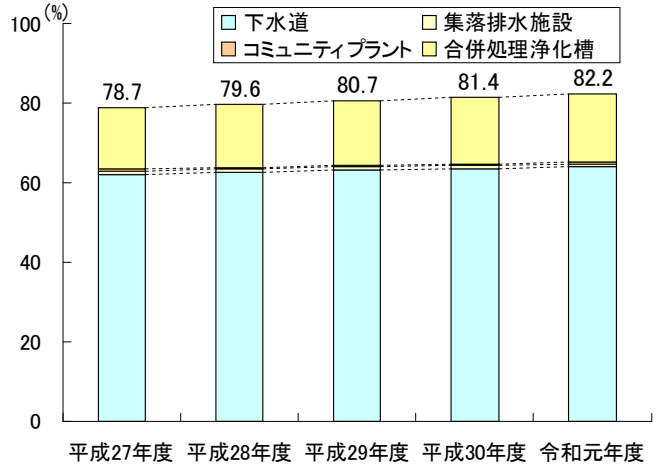
(1) 水・大気・土壌等の環境の保全

《現状》

(生活排水)

- ・炊事、洗濯、風呂など日常生活に伴って排出される生活排水は、河川や湖沼等の水質汚濁の主な原因であり、生活排水対策を実施し水質保全を図っていく。
- ・生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等、生活排水処理施設の整備が有効である。本県における汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は、令和元年度末において82.2%と、全国平均の91.7%を下回っている。（図IV-5-(1)-1）

（図IV-5-(1)-1）汚水処理人口普及率の推移



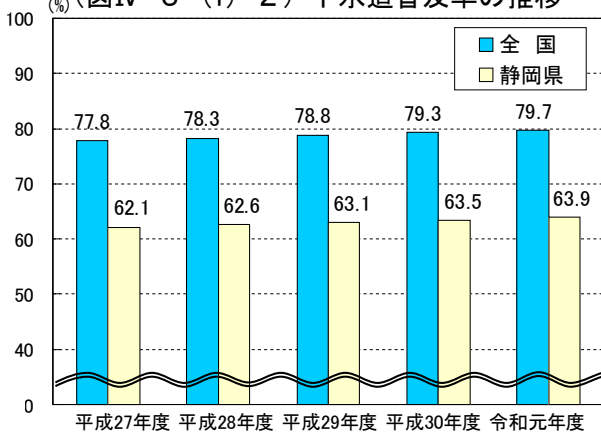
- ・下水道処理人口普及率（処理区域内人口／行政人口）は、令和元年度末で63.9%と前年度から0.4ポイント（処理人口で約7千人）増加したが、全国平均の79.7%に比べ低水準。（図IV-5-(1)-2）

【生活排水課】

- ・浄化槽が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要であることから、浄化槽法で義務付けられた維持管理を浄化槽管理者に周知。
- ・浄化槽の新規設置者を対象とする講習会やダイレクトメールの送付等により、保守点検、清掃、法定検査からなる適正な維持管理を促進。（表IV-5-(1)-1）

【生活環境課】

（図IV-5-(1)-2）下水道普及率の推移



（表IV-5-(1)-1）令和元年度立入指導等の実績

浄化槽立入指導	1,052 基
浄化槽保守点検業者立入指導	58 件
浄化槽関係講習会	48 回 受講者 867 人
法定検査実施件数	7 条検査 6,508 件 11 条検査 107,308 件
浄化槽協会衛生指導員による巡回指導	625 件

	H27	H28	H29	H30	R1
全国普及率(%)	77.8	78.3	78.8	79.3	79.7
県普及率(%)	62.1	62.6	63.1	63.5	63.9

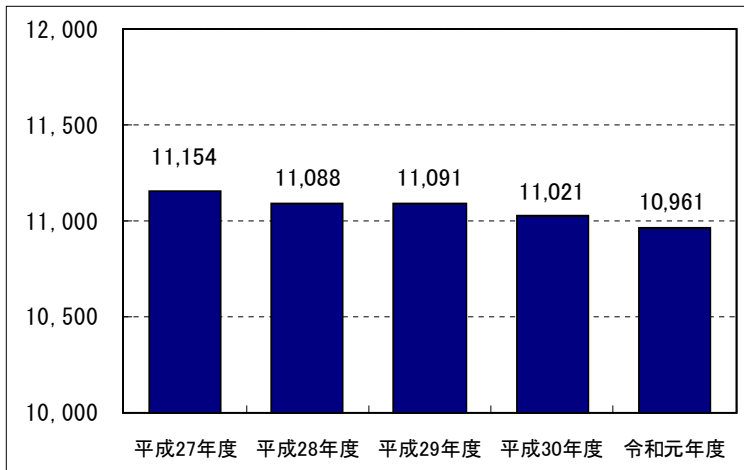
(注) 県交通基盤部都市局生活排水課調べ

(産業排水)

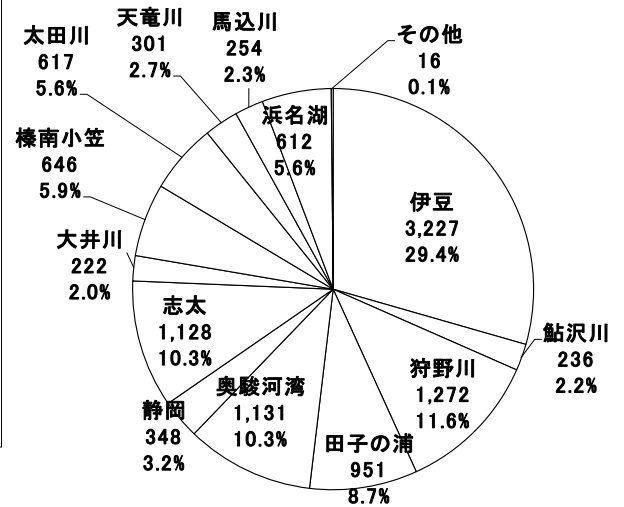
- ・国は、水質汚濁防止法に基づき、特定事業場（特定施設を設置する工場又は事業場）からの河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域への排水に全国一律の排水基準を設定。
- ・県は、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により、地域の状況を踏まえ、水域、業種等ごとに上乘せ基準を設定。
- ・令和元年度における県内の水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は10,961。（図IV-5-(1)-3、図IV-5-(1)-4）

【生活環境課】

(図IV-5-(1)-3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の推移



(図IV-5-(1)-4) 令和元年度水域特定事業場数(水質汚濁防止法第5条第3項有害物質使用特定事業場を除く)



- ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」に基づき、ゴルフ場からの排水の水質を調査。
- ・平成2年度から令和元年度までの調査の結果、ゴルフ場からの排水中の農薬濃度は、指針に適合。

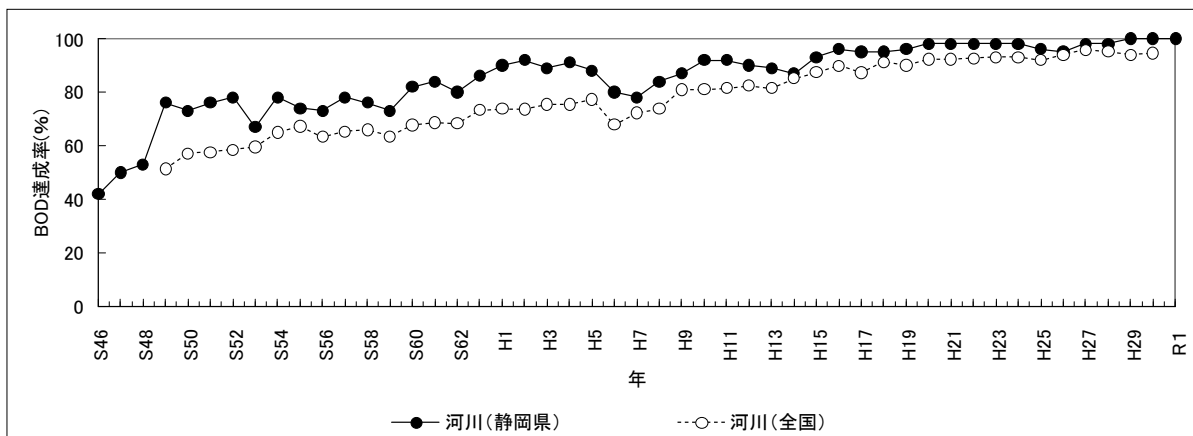
【生活環境課】

(公共用水域)

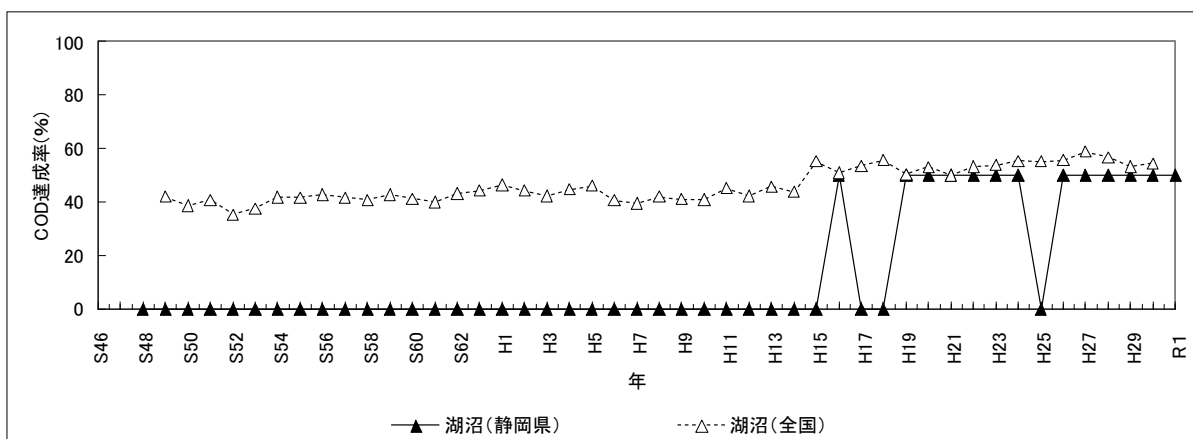
- ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、令和2年3月現在、健康項目として27項目、生活環境項目として13項目に対して設定。
- ・県では、水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況について常時監視を実施。
- ・健康項目について、令和元年度は、134地点で測定した結果、全測定地点、全項目で環境基準を達成。
- ・生活環境項目について、令和元年度は、120地点（河川64地点、湖沼2地点、海域54地点）で測定した結果、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）〈河川の指標〉又は化学的酸素要求量（COD）〈湖沼、海域の指標〉は、河川100%、湖沼50%、海域87%で環境基準を達成。（図IV-5-(1)-5～7）
- ・河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準の達成率は、平成29年度からは100%で推移。
- ・湖沼（2地点）の化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、平成25年度は0%、平成26年度から平成29年度は50%で推移。
- ・海域の化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、平成23年度に77%に低下した後、平成29年度は92%まで増加傾向で推移していたが、令和元年度は87%に低下。

【生活環境課】

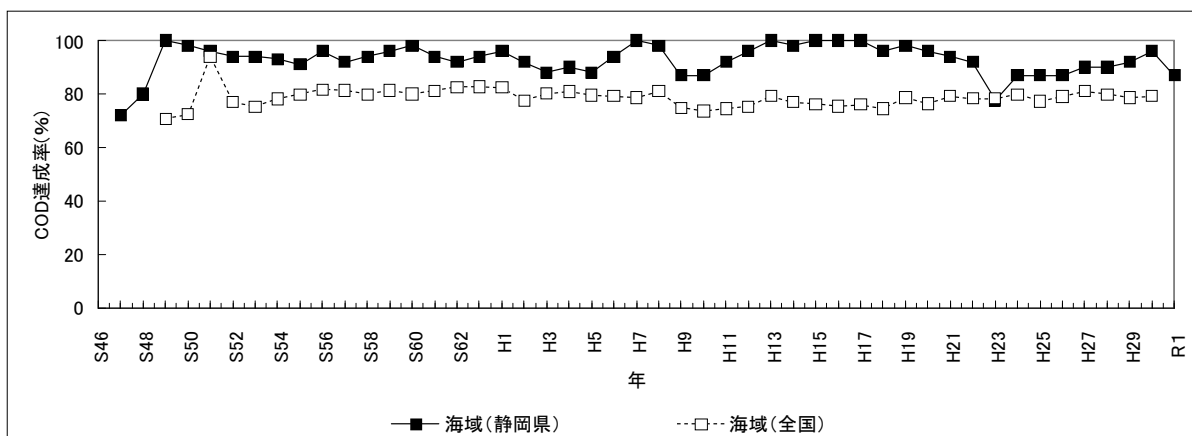
(図IV-5-(1)-5) 県内河川の生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準達成率の推移



(図IV-5-(1)-6) 県内湖沼の化学的酸素要求量 (COD) の環境基準達成率の推移



(図IV-5-(1)-7) 県内海域の化学的酸素要求量 (COD) の環境基準達成率の推移



(地下水)

- ・地下水の環境基準は、令和2年3月現在、28項目について設定。
- ・本県の令和元年度の環境モニタリングでは、調査した45地点のうち、トリクロロエチレンが2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準に不適合。
- ・汚染井戸について継続調査を実施している定点モニタリングでは、35地区(126地点)のうち、21地区(31地点)で環境基準に不適合。(表IV-5-(1)-2) 【生活環境課】

(土壌環境)

- ・近年、工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化。
- ・土壌は一度汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期化する特徴があるが、土壌中の有害物質は移動しにくいいため、人への摂取経路を遮断することで、健康被害の防止することが可能。
- ・土壌の環境基準は、令和2年3月現在、29項目について設定。
- ・令和2年3月現在、土壌汚染対策法に基づき、要措置区域に指定している土地は35か所、形質変更時要届出区域に指定している土地は74か所で、それぞれ25か所、48か所を指定解除。
- ・自主的な汚染調査が行われた場合は、土壌汚染対策法の適用を指導するほか、法に準じた措置対策や地下水汚染の有無の確認を実施。 【生活環境課】

(表IV-5-(1)-2) 地下水定点モニタリングにおける基準超過状況(令和元年度)

定点21地区(31地点)の内訳	
項目	地点数
砒素	6
トリクロロエチレン	6
テトラクロロエチレン	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11
ふっ素	1
クロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン	1
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	2
四塩化炭素・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	2
計	31

(工場・事業場からの大気汚染)

- ・ばい煙(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等)、粉じん、揮発性有機化合物、水銀等を多量に排出する施設(機器、装置等)のうち、大気汚染防止法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例に規定されている施設を設置するときは事前に届出。
- ・令和元年度末現在、ばい煙発生施設の大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数(施設数)は2,447(7,231)、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数(施設数)は91(522)。(表IV-5-(1)-3、表IV-5-(1)-4) 【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-3)大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		30年度	R元年度			30年度	R元年度
1	ボイラー	4,888	4,856	18	活性炭製造反応炉	0	0
2	ガス発生炉等	1	4	19	塩素反応施設等	41	40
3	金属焙焼炉等(除14該当)	11	11	20	アルミニウム精錬用電解炉	0	0
4	溶鋇炉等	0	0	21	肥料製造用反応施設等	1	1
5	金属溶解炉	173	184	22	ふっ素製造用施設	0	0
6	金属加熱炉	227	226	23	トリポリリン酸反応施設	0	0
7	石油加熱炉	0	0	24	鉛の第二次精錬用溶解炉等	3	3
8	触媒再生塔等	0	0	25	鉛蓄電池製造用溶解炉	8	9
8-2	燃焼炉等	0	0	26	鉛系顔料溶解炉等	0	0
9	窯業用焼成炉等	27	29	27	硝酸製造用吸収施設等	0	0
10	無機化学用反応炉等	14	14	28	コークス炉	0	0
11	乾燥炉	186	192	29	ガスタービン	275	275
12	電気炉	0	0	30	ディーゼル機関	1,099	1,125
13	廃棄物焼却炉	189	185	31	ガス機関	75	76
14	銅等の焙焼炉等	0	0	32	ガソリン機関	0	0
15	カドミウム用乾燥施設	0	0		不明	0	0
16	塩素急速冷却施設	0	0		施設数計	7,219	7,231
17	塩化第二鉄製造用溶解槽	0	0		工場・事業場数	2,447	2,427

(表Ⅳ-5-(1)-4)生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		30年度	R元年度			30年度	R元年度
1	パルプ・紙の製造に係る硫黄燃焼施設	0	0	5	食料品製造用湯煮施設	0	0
2	アルミニウムの溶解炉及び溶融メッキ施設	494	498	6	漂白施設	0	0
3	鉛の溶融メッキ・溶射施設	8	7		施設数計	519	512
4	ふっ素反応施設	17	17		工場・事業場数	92	91

・令和元年度末現在、一般粉じん発生施設の大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数(施設数)は285(1,082)、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数(施設数)は3,242(8,672)。(表Ⅳ-5-(1)-5、表Ⅳ-5-(1)-6)

(表Ⅳ-5-(1)-5)大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		30年度	R元年度			30年度	R元年度
1	コークス炉	0	0	4	破砕機等	187	184
2	堆積場	285	288	5	ふるい	91	85
3	コンベア等	532	525		施設数計	1,095	1,082
					工場・事業場数	284	285

(表Ⅳ-5-(1)-6)生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		30年度	R元年度			30年度	R元年度
1	破砕機等	262	255	8	打綿機	459	458
2	ふるい	96	95	9	乾式研磨機	550	550
3	木材チップ堆積場	43	43	10	木材加工用丸のこ盤等	4,169	4,162
4	コンベア等	195	201	11	吹付塗装施設	2,748	2,769
5	木材チップ風送施設	38	38	12	別珍コールド天仕上施設	30	30
6	穀物用製粉機	65	65		施設数計	8,661	8,672
7	石灰製品化施設	6	6		工場・事業場数	3,247	3,242

- ・平成18年4月1日から規制が開始された揮発性有機化合物排出施設は、令和元年度末で届出工場・事業場数（施設数）は55（196）。（表IV-5-(1)-7）

【生活環境課】

（表IV-5-(1)-7）大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設

施設名		施設数	
		30年度	R元年度
1	化学製品製造用に供する乾燥施設	21	21
2	塗装施設（吹付塗装）	32	34
3	塗装用の乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装を除く）	41	41
4	印刷回路用銅張積層版、粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	71	68
5	接着の用に供する乾燥施設	6	6
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷）	6	6
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷）	10	10
8	工業の用に供するVOCによる洗浄施設	1	1
9	貯蔵タンク	9	9
施設数計		197	196
工場・事業場数		55	55

平成30年4月1日から規制が開始された水銀排出施設は、令和元年度末で届出工場・事業場数（施設数）は108（173）。（表IV-5-(1)-8）

（表IV-5-(1)-8）大気汚染防止法に基づく水銀排出施設

施設名		施設数	
		30年度	R元年度
1	小型石炭混焼ボイラー	4	4
2	石炭燃焼ボイラー	1	1
3	一次施設（銅又は工業金）	0	0
4	一次施設（鉛又は亜鉛）	0	0
5	二次施設（銅、鉛又は亜鉛）	1	1
6	二次施設（工業金）	0	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	0	0
8	廃棄物焼却炉	170	167
9	水銀回収施設	0	0
施設数計		176	173
工場・事業場数		110	108

（アスベスト（特定粉じん））

- ・アスベストは、断熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの優れた特性から、昭和35年以降、建材、シール材、ブレーキ材など様々なものに昭和35年以降大量に使用されてきたが、製造工場等から大気環境中に飛散したアスベストを吸い込んだことが原因と見られる中皮腫などの被害が工場周辺の住民等から報告。
- ・県内の特定粉じん発生施設（解綿用機械、切断機械等）については、全ての廃止を平成18年に確認。
- ・吹付けアスベスト等を使用する建物の解体・改修作業については、大気汚染防止法に基づく届出及び作業基準遵守が必要。
- ・令和元年度の大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業届出件数は117件（30年度：110件）。

【生活環境課】

（大気環境）

- ・令和元年度末現在、県内に設置されている一般環境大気測定局57局、自動車排出ガス測定局10局の合計67測定局で大気汚染の常時監視を実施。

・一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成。微小粒子状物質については、有効測定局28局中27局で環境基準を達成。光化学オキシダントについては、依然として全ての測定局で環境基準を未達成。

(表IV-5-(1)-8)

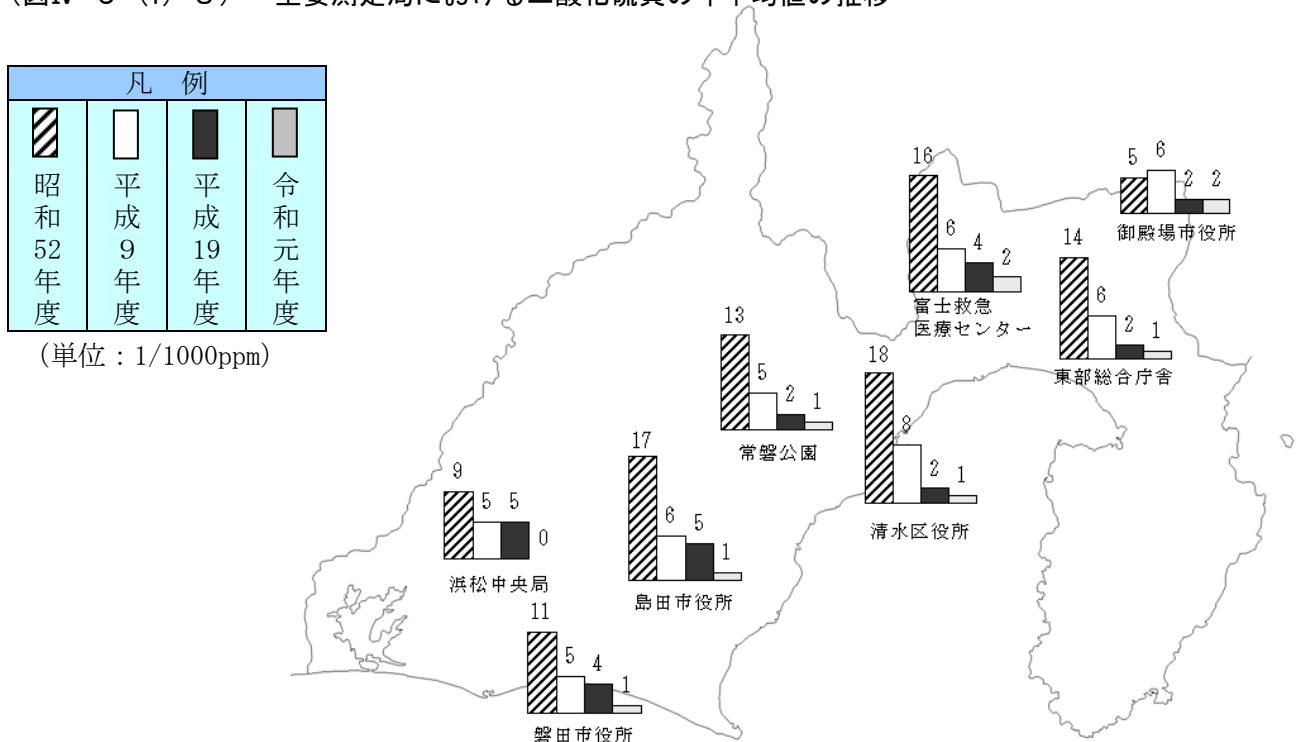
・自動車排出ガス測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、全ての測定局で環境基準を達成。

(表IV-5-(1)-8) 大気汚染に係る環境基準の達成状況

		一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
二酸化硫黄 (SO ₂)	有効測定局数	33	30	1	1
	達成局数	33	30	1	1
	達成率(%)	100	100	100	100
二酸化窒素 (NO ₂)	有効測定局数	46	45	10	10
	達成局数	46	45	10	10
	達成率(%)	100	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	有効測定局数	4	4	8	9
	達成局数	4	4	8	9
	達成率(%)	100	100	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	有効測定局数	42	41	10	9
	達成局数	42	41	10	9
	達成率(%)	100	100	100	100
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	有効測定局数	28	29	7	7
	達成局数	27	29	7	7
	達成率(%)	96	100	100	100
光化学オキシダント (O _x)	有効測定局数	43	43		
	達成局数	0	0		
	達成率(%)	0	0		

・二酸化硫黄は、一般環境大気測定局33局(有効測定局30局)、自動車排出ガス測定局1局(有効測定局1局)で測定の結果、全ての測定局で環境基準を達成。(図IV-5-(1)-8)

(図IV-5-(1)-8) 主要測定局における二酸化硫黄の年平均値の推移



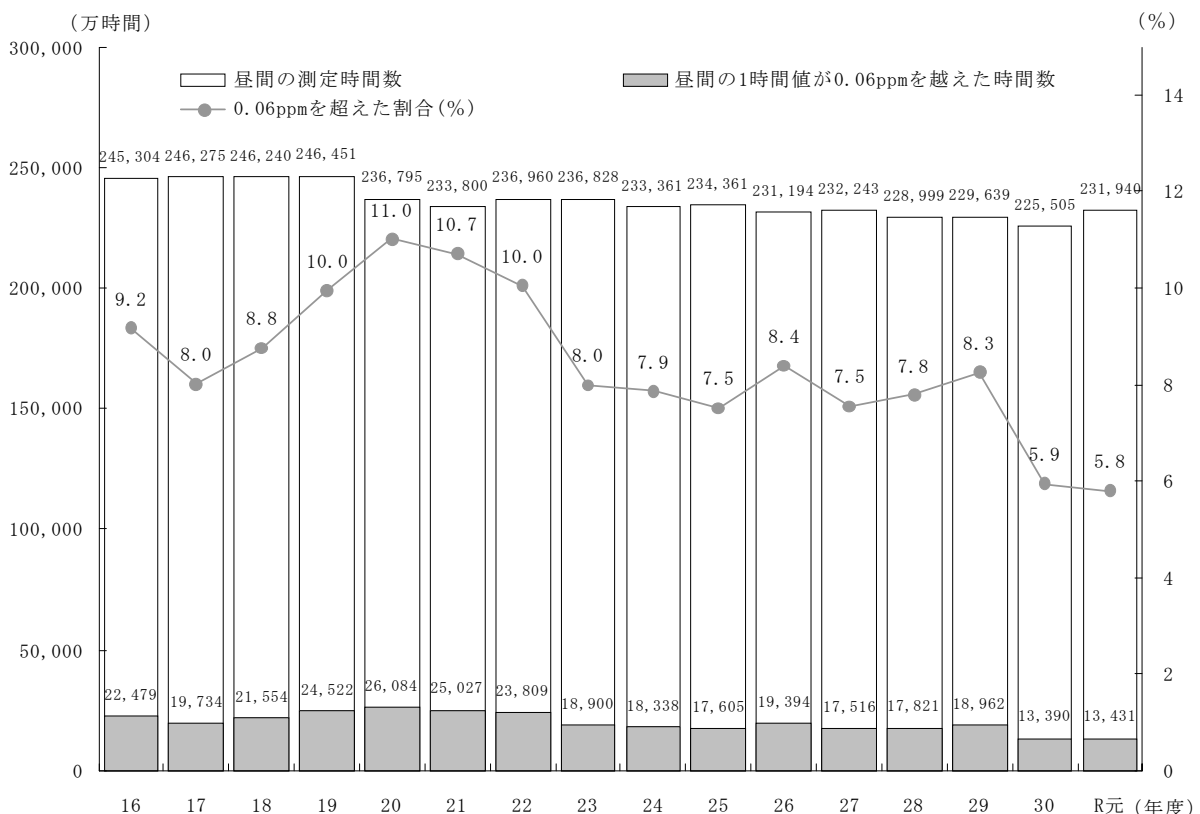
- ・二酸化窒素については、一般環境大気測定局48局（有効測定局45局）では、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局はなく、全ての測定局において環境基準を達成。自動車排出ガス測定局10局（有効測定局10局）においても、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局はなく、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の測定局もなく、全ての測定局において環境基準を達成。（表IV-5-(1)-9）
- ・静岡地域（静岡市（旧静岡市の一部））、清水地域（静岡市（旧清水市、旧由比町））及び富士地域（富士市（旧富士市、旧富士川町）、富士宮市（旧富士宮市、旧芝川町）、静岡市（旧蒲原町））を二酸化窒素の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの間にある地域として環境省が判定。現在、3地域の全ての一般環境大気測定局において、0.04ppm未満となっている。（表IV-5-(1)-9）

（表IV-5-(1)-9）二酸化窒素に係る各地域における環境基準との対比

地域名	年度	昭和54年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		0.04 ppm未満	0.04～0.06 ppm	0.06 ppmを超える	0.04 ppm未満	0.04～0.06 ppm	0.06 ppmを超える	0.04 ppm未満	0.04～0.06 ppm	0.06 ppmを超える	0.04 ppm未満	0.04～0.06 ppm	0.06 ppmを超える
静岡		8	1	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0
清水		8	2	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0
富士		12	5	0	13	0	0	13	0	0	14	0	0

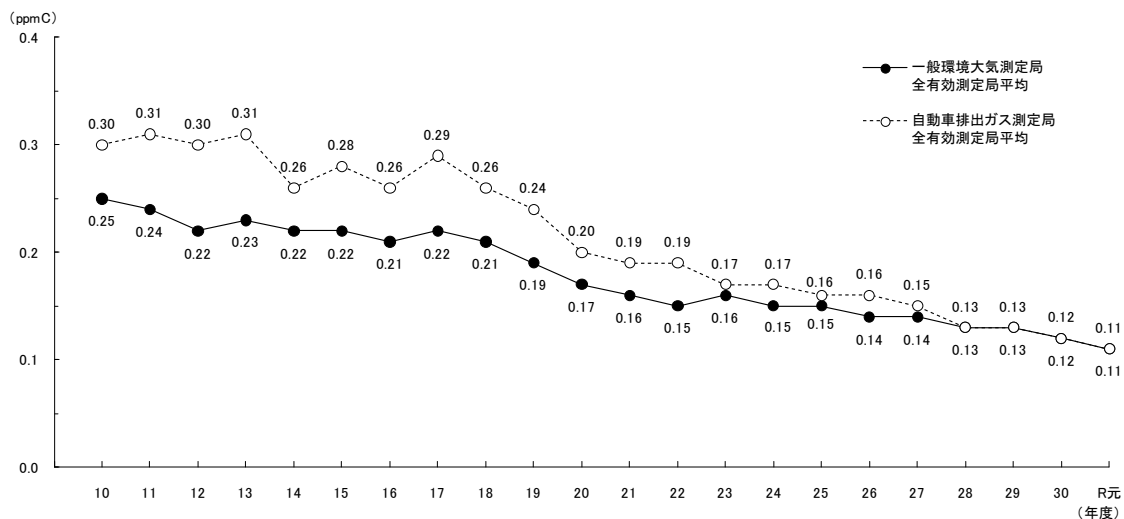
- ・一酸化炭素は、一般環境大気測定局4局（有効測定局4局）、自動車排出ガス測定局9局（有効測定局9局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成。
- ・浮遊粒子状物質（SPM）は、一般環境大気測定局43局（有効測定局41局）、自動車排出ガス測定局10局（有効測定局9局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成。
- ・光化学オキシダント（ O_3 ）は、一般環境大気測定局43局（有効測定局43局）で測定の結果、依然として全ての局で環境基準を未達成。（図IV-5-(1)-10）

（図IV-5-(1)-10）光化学オキシダントの昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間数の経年変化

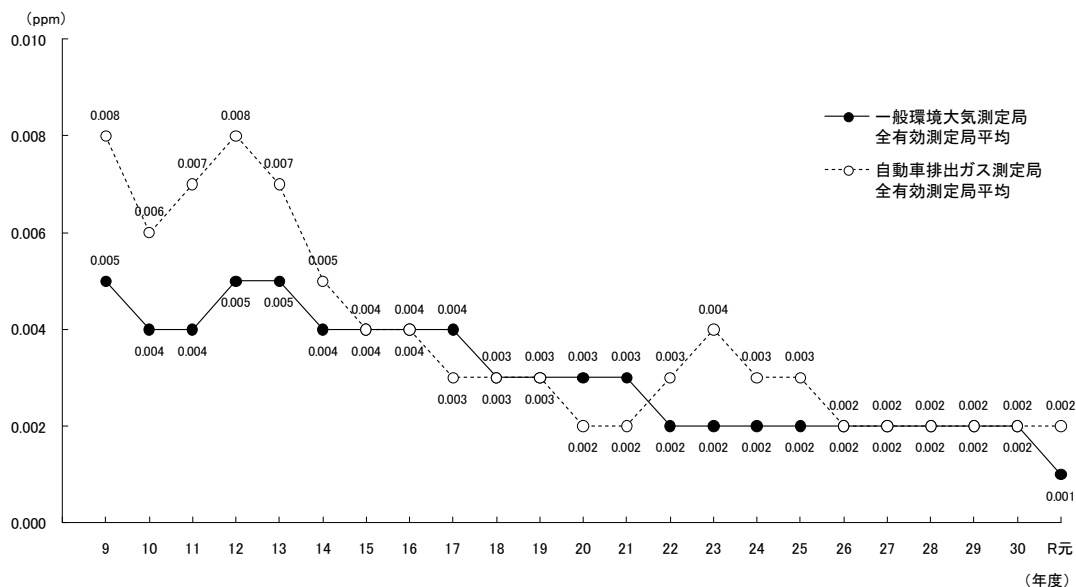


- ・微小粒子状物質 (PM2.5) については、平成21年9月9日に新たに環境基準が設定。令和元年度末現在、一般環境大気測定局30局、自動車排出ガス測定局7局に自動測定器を設置。令和元年度は、一般環境大気測定局32局 (有効測定局29局) 及び自動車排出ガス測定局7局 (有効測定局7局) で測定の結果、一般大気測定局は29局全てで、自動車排出測定局は7局全ての有効測定局で環境基準を達成。
- ・非メタン炭化水素は、一般環境大気測定局14局 (有効測定局13局) 及び自動車排出ガス測定局9局 (有効測定局8局) で測定の結果、一般環境測定局7局、自動車排出ガス測定局5局で、国が示した指針値 (光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値0.20~0.31ppmC) を超過。
- ・有害大気汚染物質の環境モニタリングを実施した結果、環境基準の定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては一般環境、沿道等の14測定地点の全てで環境基準を達成。
- ・自動車単体の大気汚染物質の排出量は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制の逐次強化に伴い、大幅に削減。自動車排出ガス測定局の主な大気汚染物質の年平均値の経年変化は、近年減少・横ばい傾向。(図IV-5-(1)-11~15)

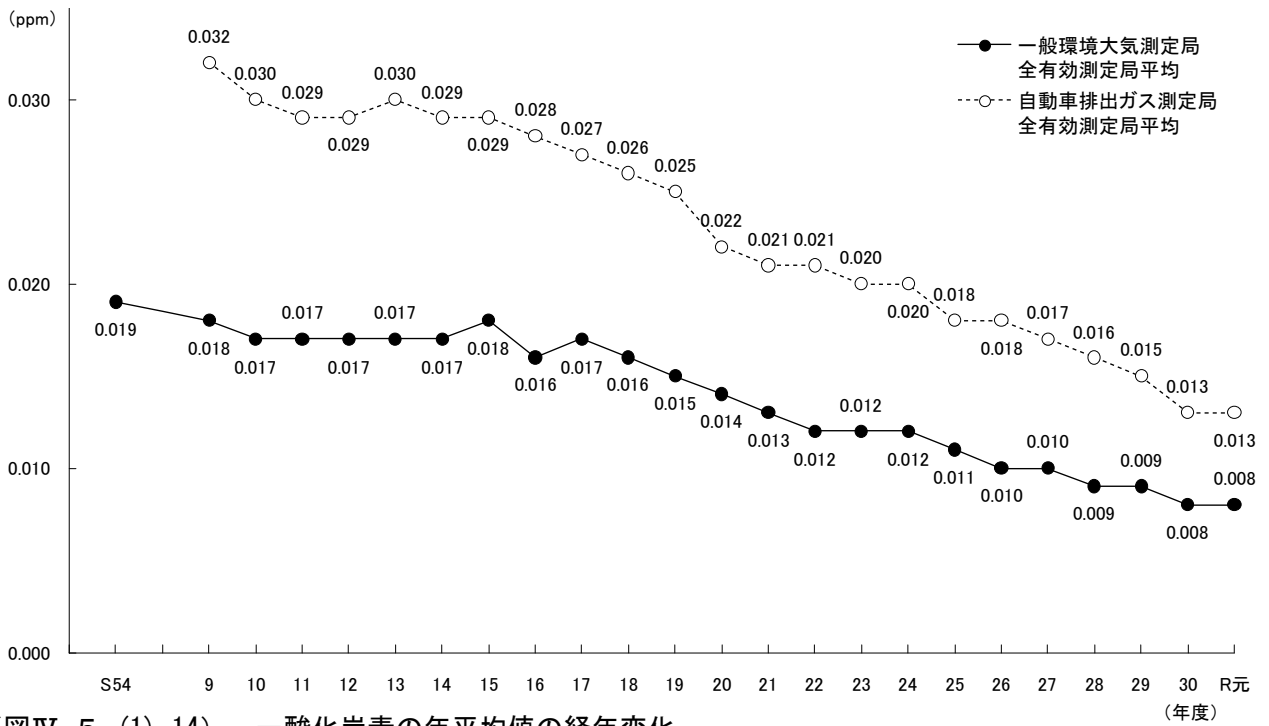
(図IV-5-(1)-11) 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化



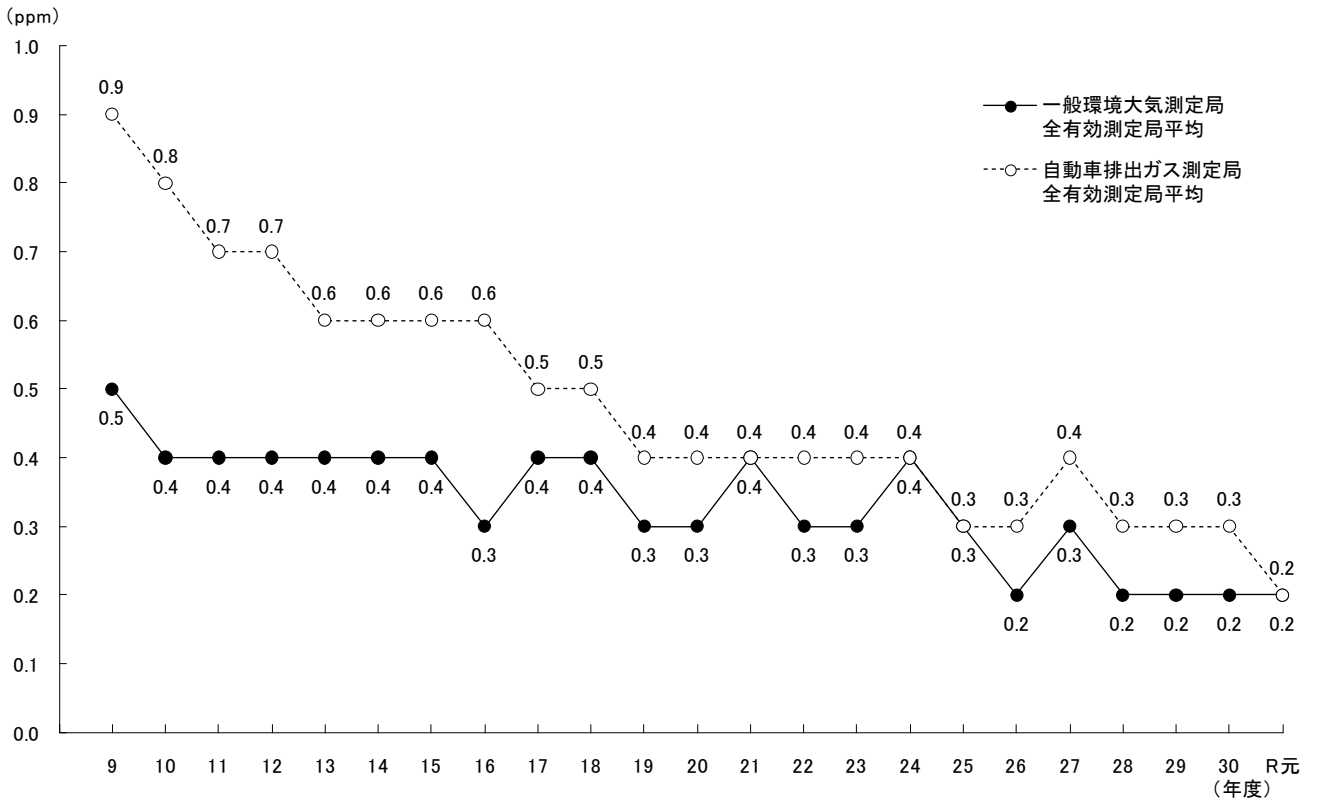
(図IV-5-(1)-11) 二酸化硫黄の年平均値の経年変化



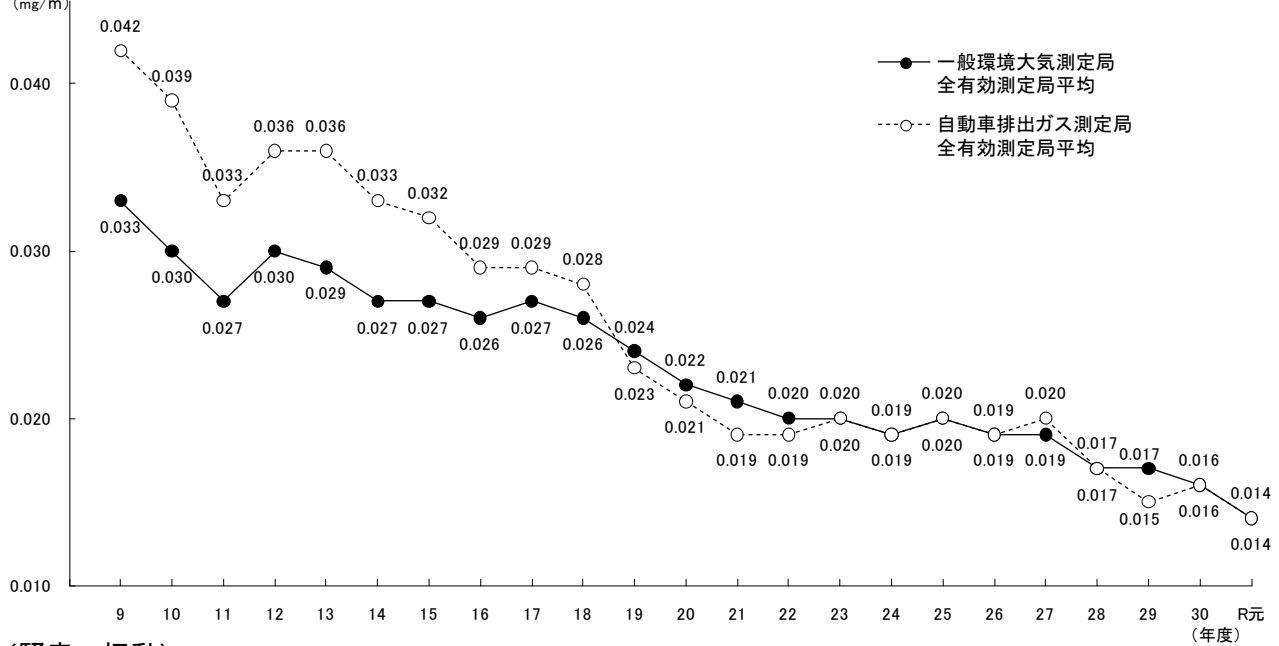
(図IV-5-(1)-13) 二酸化窒素の年平均値の経年変化



(図IV-5-(1)-14) 一酸化炭素の年平均値の経年変化



(図IV-5-(1)-15) 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化



(騒音・振動)

- ・ 著しい騒音（振動）を発生する施設のうち、騒音規制法（振動規制法）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により規定されている特定施設を設置する場合は、事前に届出。
- ・ 令和元年度末における著しい騒音を発生する施設（特定施設）数は合わせて 280,851 施設、特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）は合わせて 40,256 施設。（表IV-5-(1)-16）
- ・ 令和元年度末における著しい振動を発生する施設（特定施設）数は 93,390 施設、特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）は 13,300 施設。（表IV-5-(1)-17）

(表IV-5-(1)-16) 「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況 (令和元年度末)

特定施設の種類	特定工場等数				特定施設数			
	騒音規制法	生活環境保全条例	計	構成比 (%)	騒音規制法	生活環境保全条例	計	構成比 (%)
金属加工機械	3,780	7,569	11,349	28.2%	25,523	51,475	76,998	27.4%
空気圧縮機等	5,034	3,097	8,131	20.2%	30,475	23,509	53,984	19.2%
土石用破砕機等	225	91	316	0.8%	793	315	1,108	0.4%
織機	1,381	468	1,849	4.6%	28,840	24,771	53,611	19.1%
建設用資材製造機械	142	63	205	4.8%	240	129	369	0.1%
穀物用製粉機	22	34	56	0.1%	149	87	236	0.1%
木材加工機械	2,615	3,220	5,835	14.5%	7,872	9,431	17,303	6.2%
抄紙機	187	183	370	0.9%	692	803	1,495	0.5%
印刷機械	732	76	808	2.0%	2,784	3,738	6,522	2.3%
合成樹脂用射出成形機	540	140	680	1.7%	6,036	2,114	8,150	2.9%
鋳造型機	107	73	180	0.4%	417	335	752	0.3%
クーリングタワー	—	1,304	1,304	3.2%	—	4,234	4,234	1.5%
集じん機	—	957	957	2.4%	—	6,750	6,750	2.4%
冷凍機	—	8,186	8,186	20.3%	—	49,339	49,339	17.6%
県計	14,795	25,461	40,256	—	103,821	177,030	280,851	—
前年度比	97.0%	100.3%	99.1%	—	97.3%	102.2%	100.3%	—
(参考)平成30年度末	15,237	25,378	40,615	—	106,745	173,260	280,005	—

(注) 県生活環境課調べ
クーリングタワー、集じん機、冷凍機については、騒音規制法の規制対象外

(表IV-5-(1)-17) 「振動規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況
(令和元年末)

特定施設の種類の種類	特定工場等数				特定施設数			
	振動規制法	生活環境保全条例	計	構成比(%)	振動規制法	生活環境保全条例	計	構成比(%)
金属加工機械	3,114	727	3,841	28.9%	18,898	7,283	26,181	28.0%
圧縮機	3,887	2,085	5,972	44.9%	16,813	15,004	31,817	34.1%
破砕機等	252	88	340	2.6%	801	284	1,085	1.2%
織機	1,305	84	1,389	10.4%	20,448	1,738	22,186	23.8%
コンクリートブロックマシン等	44	10	54	0.4%	120	25	145	0.2%
木材加工機械	220	63	283	2.1%	397	194	591	0.6%
印刷機械	365	65	430	3.2%	2,330	252	2,582	2.8%
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機械	54	26	80	0.6%	167	135	302	0.3%
合成樹脂用射出成形機	574	190	764	5.7%	5,710	2,289	7,999	8.6%
鋳造型機	129	18	147	1.1%	443	59	502	0.5%
県計	9,944	3,356	13,300	-	66,127	27,263	93,390	-
前年度比	100.0%	105.0%	101.2%	-	100.8%	103.9%	101.7%	-
(参考) 平成30年度末	9,947	3,196	13,143	-	65,609	26,245	91,854	-

(注) 県生活環境課調べ

- ・建設作業のうち著しい騒音(振動)を発生する作業について、特定建設作業として騒音規制法(振動規制法)及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により事前に届出。
- ・令和元年度中の届出件数は、騒音が2,302件、振動が1,298件。(表IV-5-(1)-18、表IV-5-(1)-19)

(表IV-5-(1)-18) 令和元年度騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定建設作業の届出状況

作業の種類	騒音規制法	生活環境保全条例	合計
くい打機等を使用する作業	94	15	109
びょう打機を使用する作業	1	0	1
さく岩機を使用する作業	1,053	84	1,137
圧縮機を使用する作業	188	37	225
コンクリートプラント機等を設けて行う作業	8	3	11
バックホウを使用する作業	690	84	774
トラクターショベルを使用する作業	5	6	11
ブルドーザーを使用する作業	24	10	34
合計	2,063	239	2,302
前年度比(%)	103.2%	91.9%	101.9%
(参考) 平成30年度末	1,999	260	2,259

(注) 県生活環境課調べ

(表IV-5-(1)-19) 令和元年度振動規制法及び生活環境保全条例に基づく特定建設作業の届出状況

作業の種類	振動規制法	生活環境保全条例	合計
くい打機等を使用する作業	91	20	111
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0
舗装版破砕機を使用する作業	1	0	1
ブレーカーを使用する作業	1,084	102	1,186
合計	1,176	122	1,298
前年度比(%)	102.3%	107.9%	102.9%
(参考) 平成30年度末	1,149	113	1,262

(注) 県生活環境課調べ

- ・自動車騒音は、全市で騒音規制法に基づく常時監視を実施。令和元年度の面的評価の結果、265,501戸中256,345戸(適合率96.6%)で環境基準を達成。(表IV-5-(1)-20)
- ・騒音規制法において自動車騒音の限度として定められた「要請限度」の令和元年度の超過状況は、41地点測定したうち、全時間帯において超過した地点はなかった。(表IV-5-(1)-21)

(表IV-5-(1)-20) 令和元年度自動車騒音の環境基準達成状況

評価総 区間延長 (km)	対象戸数 (戸)	達成状況(戸)				達成状況(%)			
		昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
2,403	265,501	256,345	2,830	1,084	5,242	96.6	1.1	0.4	2.0

(注) 県生活環境課調べ。

(表IV-5-(1)-21) 令和元年度自動車騒音に係る要請限度の超過状況

区 分	測定数	昼間(6~22時)		夜間(22~6時)		全時間帯		
		超過数	超過率(%)	超過数	超過率(%)	超過数	超過率(%)	
区域別	区域1	1	0	—	0	—	0	—
	区域2	9	0	—	0	—	0	—
	区域3	31	0	—	0	—	0	—
	合計	41	0	—	0	—	0	—
※道路別	東名高速道路	2	0	—	0	—	0	—
	一般国道	20	0	—	0	—	0	—
	一般県道	16	0	—	0	—	0	—
	市町道	3	0	—	0	—	0	—
	合計	41	0	—	0	—	0	—

(注) 県生活環境課調べ

※ 要請限度は、連続する7日間のうち3日間の測定が必要。

- ・新幹線鉄道騒音は、軌道中心から25mの地点では26測点中16測点、50mの地点では26測点中23測点で環境基準を達成。(表IV-5-(1)-22)

(表IV-5-(1)-22) 令和元年度新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況

地域の類型 (環境基準)	地域の区分	軌道中心からの距離別達成状況			
		25 m		50 m	
		達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)
類型Ⅰ (70デシベル)	住居系地域	12 (22)	54.5	19 (22)	86.4
類型Ⅱ (75デシベル)	商工業系地域	4 (4)	100	4 (4)	100
合 計		16 (26)	61.5	23 (26)	88.5

(注) 静岡県、静岡市、浜松市、富士市調べ。

・新幹線鉄道に係る振動は、軌道中心から25m及び50mの測点では全ての地点で指針値を達成。(表IV-5-(1)-23)

(表IV-5-(1)-23) 令和元年度新幹線鉄道振動に係る指針値達成状況

指針値	軌道中心からの距離別達成状況			
	25 m		50 m	
	達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)
70デシベル	17 (17)	100	15 (15)	100

(注) 静岡県、静岡市、浜松市、富士市調べ。

- ・航空機騒音は、静岡空港周辺、航空自衛隊静岡基地周辺及び航空自衛隊浜松基地周辺の実態調査では、全ての地点で環境基準を達成。(表IV-5-(1)-24)

【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-24) 令和元年度航空機騒音に係る環境基準達成状況

【静岡空港周辺】

調査地点	環境基準の地域類型	基準値 (Lden)	測定値 (Lden)	達成状況
牧之原市坂口	Ⅱ	62	39	達成
吉田町神戸			49	達成

(注) 県生活環境課調べ。Lden は、平成 25 年度から施行された航空機騒音を評価するための指標で「時間帯補正等価騒音レベル」という。

【浜松基地周辺】

調査地点	環境基準の地域類型	基準値 (Lden)	測定値 (Lden)	達成状況
浜松市西区佐浜町	Ⅱ	62	61	達成
浜松市東区大瀬町	Ⅱ	62	61	達成

(注) 浜松市調べ

(悪臭)

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、悪臭苦情の特に発生しやすい施設を悪臭に係る特定施設として規定し、事前に届出。届出者は悪臭防止対策を実施。
- ・令和元年度末現在、719の工場・事業場において1,475の特定施設が届出。(表Ⅳ-5-(1)-25)

【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-25) 令和元年度生活環境保全条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況

特定施設の種類		工場等数	施設数
1	セロファン製膜施設	0	0
2	アスファルト含浸紙又はコールタール含浸紙の製造の用に供する連続式含浸施設	3	3
3	バルブ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	31	65
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設	8	27
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	22	131
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設	2	58
7	木材チップの堆積場であって、面積が 1,000 m ² 以上のもの	8	13
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設		
	(1) 蒸煮施設	3	6
	(2) 湯煮施設	2	2
	(3) 真空濃縮施設	3	3
	(4) 乾燥施設	97	125
9	鶏舎であって面積が 400 m ² 以上のもの	246	410
	豚舎であって面積が 150 m ² 以上のもの	351	622
10	サイズの製造の用に供する反応施設	2	10
計		719	1,475

(公害苦情・公害紛争処理)

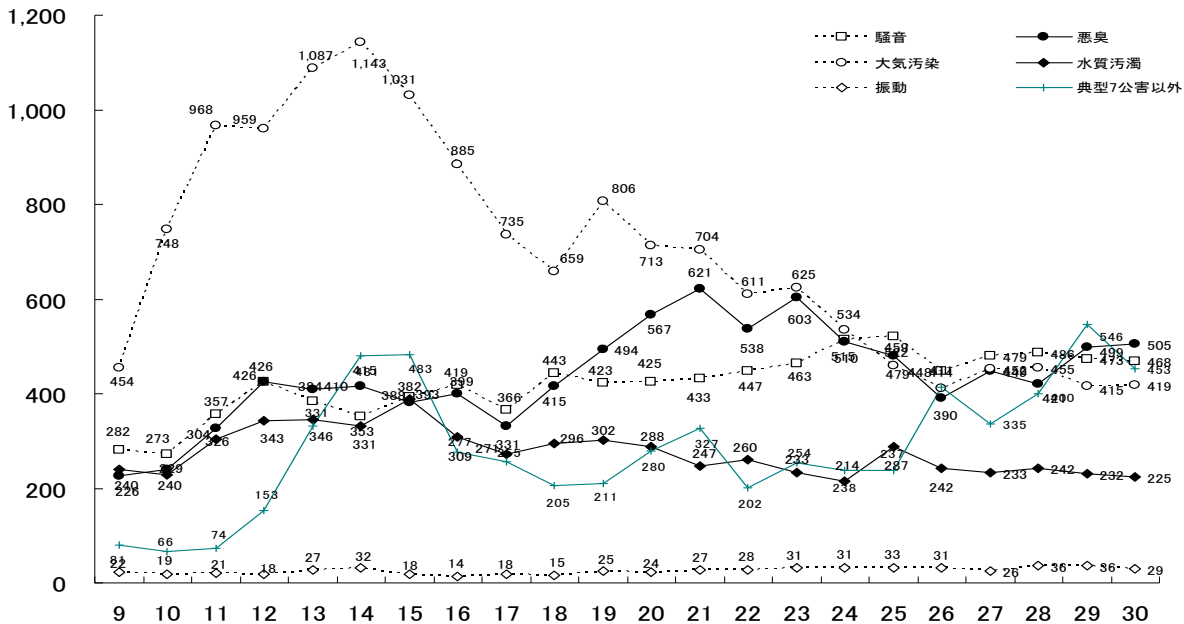
- ・最近の公害苦情の状況は、感覚的・心理的な被害が多く、住居地域における悪臭や騒音等近隣型の苦情が大きな割合を占有。
- ・平成30年度に市町が受理した公害苦情件数は2,099件で、前年度に比べて103件(4.7%)減少。平成30年度の大気汚染に関する苦情については、最も多かった平成14年度と比べると半分以下に減少。(図Ⅳ-5-(1)-26)
- ・種類別にみると、騒音が468件(22.3%)、悪臭が505件(24.1%)、大気汚染が419件(20.0%)、水質汚濁が225件(10.7%)、振動が29件(1.4%)、土壌汚染が0件(0.0%)、地盤沈下0件(0.0%)、その他典型7公害以外が453件(21.6%)。(図Ⅳ-5-(1)-27)
- ・市町別にみると、市の苦情件数は1,982件で全体の94.4%を占め、そのうち浜松市、牧之原市、富士

市、磐田市及び静岡市の上位5市の合計は1,100件で全体の52.4%。なお、県内35市町のうち公害苦情がなかったのは7町。(図IV-5-(1)-28)

- ・公害苦情の発生源としては、個人が621件(29.6%)と最も多く、次いで製造業が353件(16.8%)、建設業が154件(7.3%)、サービス業が119件(5.7%)。(図IV-5-(1)-29)

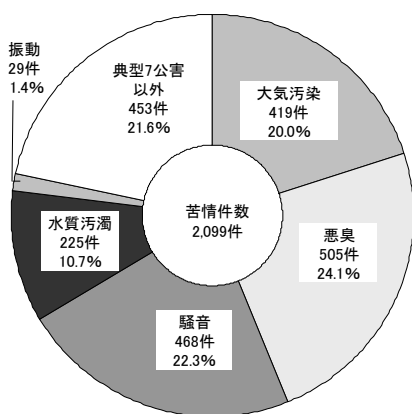
【生活環境課】

(図IV-5-(1)-26) 公害の種類別苦情処理件数の推移



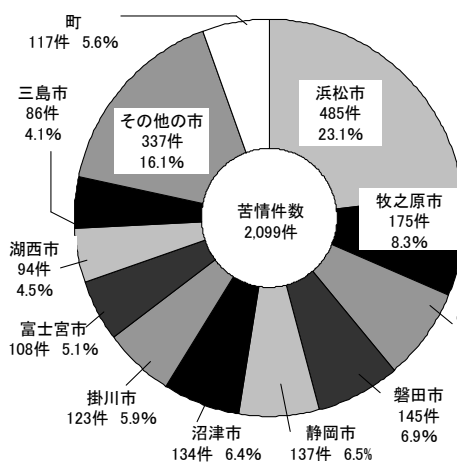
(図IV-5-(1)-27)

平成30年度公害の種類別の苦情件数



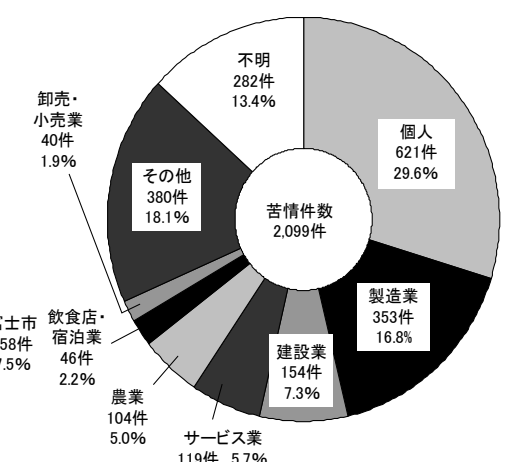
(図IV-5-(1)-28)

平成30年度公害の市町別の苦情件数



(図IV-5-(1)-29)

平成30年度公害の発生源別の苦情件数



《課題》

(生活排水)

- ・今後も、施設の整備を進めるとともに、整備済み区域については早期に施設へ接続して水質保全の効果を高めることが必要。

【生活排水課】

(産業排水)

- ・排水処理施設等の適正管理による排水基準の遵守が必要。

- ・排水の自主測定や工場、事業場からの漏えい事故の防止等自主的な取組を促進することが重要。

【生活環境課】

(公共用水域)

- ・一般家庭から排出される生活排水の影響を受けることで、水質の改善が見られない河川等もあるため、生活排水対策が極めて重要。
- ・県民の意識の向上、合併処理浄化槽や下水道の整備等の一層の推進が必要。
- ・特に、水質汚濁が進行しやすい閉鎖性の海域（浜名湖）や湖沼（佐鳴湖）については、生活排水対策、産業系排水対策、浄化対策など各種施策を総合的に推進することが必要。

【生活環境課】

(地下水)

- ・令和元年度の環境モニタリング調査の結果、新たに2地点でトリクロロエチレン、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が新たに判明し、汚染地点が増加。
- ・汚染が継続している地区では、地下水の水質の継続監視及び浄化に向けた対策が必要。

【生活環境課】

(土壌環境)

- ・土壌汚染対策は、法に基づき適切な対応を事業者等に指導しているが、自主調査により発見された土壌汚染についても法に準じた事業者の自主的な取組が必要。

【生活環境課】

(工場・事業場からの大気汚染)

- ・事業場からの汚染物質の排出は、大気汚染防止法や静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制されているため、排出基準の遵守状況を立入検査などにより確認するとともに、排出量の削減の指導が必要。
- ・一方、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどの大気汚染は、発生源から排出されるばかりでなく、二次的に生成されるなどその発生の機構が複雑であることから、事業者による窒素酸化物や非メタン炭化水素の削減など自主的な取組を促進することも重要。

【生活環境課】

(アスベスト（特定粉じん）)

- ・建築物の耐用年数などから、今後石綿含有建材が使用された建築物の解体が増加するため、アスベストが大気環境中へ飛散しないよう事業者へ法令遵守の徹底が必要。
- ・アスベストの大気環境への飛散防止は、アスベスト排出作業の監視、住民・事業者に対するアスベストの取扱い関係法令等の周知、国や建設・厚生関係等他部局との連携が重要。

【生活環境課】

(大気環境)

- ・工場・事業場に対する規制・指導と併せて、自動車排出ガスによる汚染の低減や事業者の自主的管理による有害物質排出抑制などの取組が必要。

【生活環境課】

(騒音・振動)

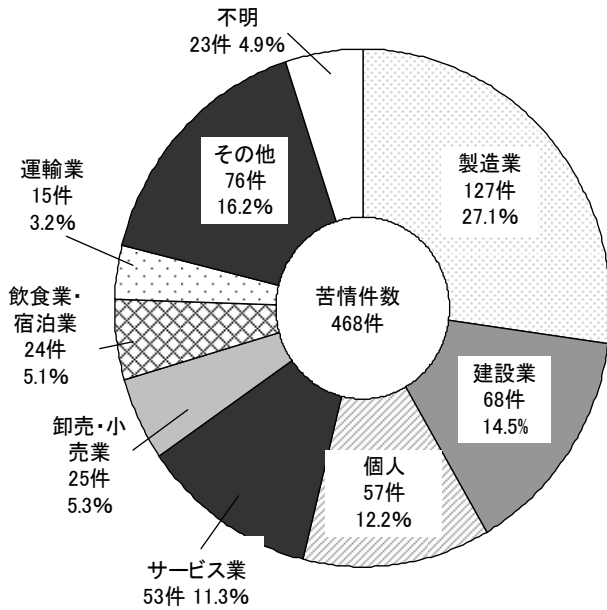
- ・公害苦情全体に占める騒音・振動苦情の割合は、騒音が22.3%、振動1.4%。騒音苦情に着目すると、その発生源の約4割は製造業と建設業。（図IV-5-(1)-30、図IV-5-(1)-31）
- ・自動車及び新幹線鉄道の交通騒音については、維持することが望ましい基準である環境基準を達成していない地点があるため、発生源ごとの実情を踏まえ、それぞれ適切な対策を講じる取組が必要。

【生活環境課】

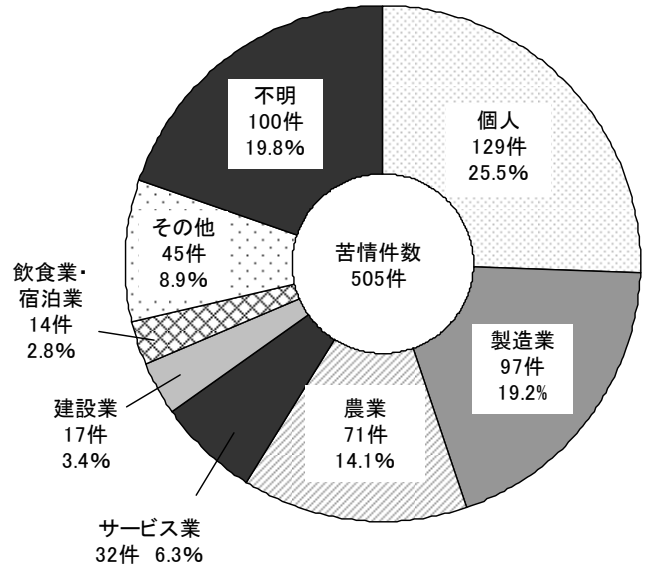
(悪臭)

- ・悪臭の苦情は公害苦情全体の24.1%。
- ・発生源は、製造業や農業、サービス業、家庭生活など多様で、問題解決が困難なものが増加。

(図IV-5-(1)-30) 平成30年度騒音に関する
公害苦情件数の発生源割合



(図IV-5-(1)-31) 平成30年度悪臭に関する
公害苦情件数の発生源割合



(公害苦情・公害紛争)

- ・公害苦情は、発生源が多様化する傾向にあり、苦情の内容もこれまでの産業型公害から住民の生活に密着した都市型・生活型公害に移行。
- ・苦情が長期化し、公害紛争状態となることを防ぐためにも、苦情対応の最前線にいる市町と県が連携しながら事案に対応し、柔軟に対応していくことが必要。

【生活環境課】

《施策の展開》

ア 大気汚染物質の常時監視体制の強化

- ・平成21年に環境基準が設定された微小粒子状物質について、県は、令和元年度末までに、21台の自動測定器を設置し常時監視を実施。
- ・令和元年度には、富士市及び掛川市に計2台の微小粒子状物質の自動測定器を整備。
- ・令和2年度以降も微小粒子状物質の自動測定器の整備を進め、県内の大気汚染の実態を把握するとともに、高濃度観測時における県民への注意喚起を適切に行うことができるよう、常時監視体制の強化を図る。

【生活環境課】

イ-1 工場・事業場への自主管理の促進や常時監視の強化

(ア) 工場・事業場の排水対策

- ・県では、水質汚濁防止法に基づき、一律の排水基準では環境基準の達成を維持することが困難な水域において、より厳しい上乘せ排水基準を設定。
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例では、ニッケルメッキの用に供する電気めっき施設等を特定施設に規定するとともに、ニッケル含有濃度については県独自の排水基準を設定。

- ・県及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）は、同法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例による特定事業場への立入検査を実施し、法・条例への違反等が判明した場合には、助言・指導又は命令等の処分を実施。
- ・令和元年度には、県及び水質汚濁防止法の政令市（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市）が実施した特定事業場への立入検査は807件で、うち指導件数は21件。（表Ⅳ-5-(1)-32）【生活環境課】

（表Ⅳ-5-(1)-32）令和元年度水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく特定事業場立入検査の実施状況

規制対象 事業場数	総立入 事業場数	採水を伴う 立入事業場数	行政処分		行政指導	合 計
			一時停止命令	改善命令		
2,403 (1,166)	807 (400)	582 (279)	0 0	0 0	21 (6)	21 (6)
業種						
製紙	128 (8)	126 (7)	0 0	0 0	2 (0)	2 (0)
メッキ・機械 器具製造	222 (108)	158 (81)	0 0	0 0	2 (0)	2 (0)
染色	3 (0)	1 (0)	0 0	0 0	0 (0)	0 (0)
食料品	137 (99)	101 (72)	0 0	0 0	9 (5)	9 (5)
旅館	64 (50)	38 (29)	0 0	0 0	0 (0)	0 (0)
その他	251 (133)	157 (89)	0 0	0 0	5 (1)	5 (1)

（注）（ ）内は県管轄（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く県域）の実数

(イ) 公共用水域における環境基準の水域類型の設定・変更

- ・42河川・2湖沼・全前面海域について環境基準の水域類型を設定。
- ・環境基準が既に設定されている河川についても、各水域の水質の状況や将来の予測を考慮し、環境基準の見直しを実施（平成6年度から平成21年度までに、36水域を調査・解析し、うち18水域を上位類型に変更、さらに、平成29年度から4水域も上位類型に変更）。
- ・水生生物の保全に係る水質環境基準について、平成17年から平成23年までに40河川1湖沼、58水域を調査・解析し、平成25年度までにこれらの水域について類型を設定。浜名湖水域は、平成28年度から類型を設定。 【生活環境課】

(ウ) 地下水汚染対策

- ・県、国土交通省及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）では、「地下水の水質測定計画」を策定し、これに基づき、県内全域の状況を把握するための環境モニタリング及び汚染が判明した地区を監視する定点モニタリングを実施。
- ・環境モニタリングや事業場による自主調査により地下水汚染が判明した場合には、周辺井戸の調査や飲用指導を実施するとともに、原因事業場等の土壌や地下水の汚染浄化措置の指導を実施。
- ・硝酸性窒素による汚染は、事業所に起因する従来の汚染と異なり、農用地への施肥が原因となることもあるため、地域農業課と協力して施肥削減対策を推進。 【生活環境課】

(エ) 土壌汚染対策

- ・水質汚濁防止法に基づき、有害物質を取り扱う事業所に対して立入検査を実施し、汚染の未然防止や除去等について指導を実施。
- ・土壌汚染対策法の施行（平成15年）から平成30年度末までの、県内における法に基づく指定区

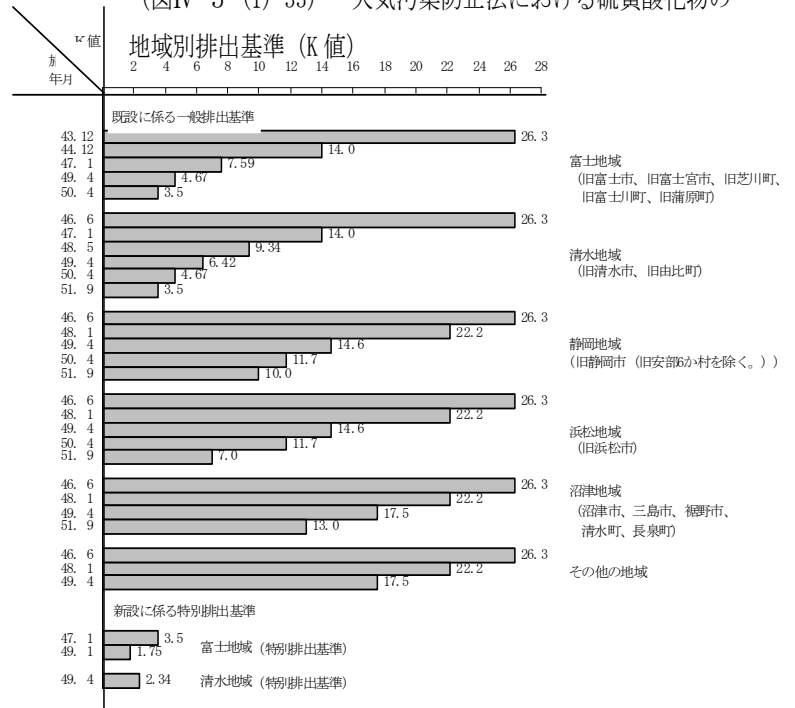
域(土壌が指定基準を超過して汚染があった土地)の指定は 109 件 (そのうち汚染の除去等により指定を解除したものは 73 件)。(表IV-5-(1)-33) 【生活環境課】

(表IV-5-(1)-33) 「土壌汚染対策法」に基づく指定区域(平成 30 年度末現在)

	県内						全国 (29 年度)
	県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	計	
指定した区域	43	19	23	20	4	109	4,199
うち全部解除した区域	33	4	13	19	4	73	1,805

- (オ) 工場・事業場からの大気汚染の防止
- 工場・事業場から排出される大気汚染物質に対しては、その汚染物質に応じた規制を実施。
 - 硫黄酸化物の規制は、各地域の汚染の程度と施設の排出口の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量(K値規制)により実施。(図IV-5-(1)-33)
 - K値規制のみでは環境基準の達成・維持が困難な地域については、総量規制が導入され、本県では富士地域で適用。(表IV-5-(1)-34)
 - 燃料中の硫黄分については、県の低硫黄化指導基準により、地域を定めて指導を実施。(表IV-5-(1)-35)

(図IV-5-(1)-33) 大気汚染防止法における硫黄酸化物の



(表IV-5-(1)-34) 硫黄酸化物に関する総合削減計画並びに総量規制基準及び燃料使用基準

地域	市町名	硫黄酸化物総量削減計画 硫黄酸化物量 (Nm ³ /h)		既設 新設別	規制基準	
					総量規制基準 特定工場等	燃料使用基準 (特定工場等以外)
富士地域	旧富士市	1号総量	1,630.2	既設	Q = 2.8W ^{0.8}	燃料中の 硫黄分 0.5%
		2号総量	1,393.8			
		3号総量	515.9	既設	Q = 2.8W ^{0.8} + 0.3 × 2.8 × { (W + W _i) ^{0.8} - W ^{0.8} }	
		4号総量	488.8			
静岡地域	旧富士宮市	1号総量	224.8	既設	Q = 3.0W ^{0.8}	燃料中の 硫黄分 0.8%
		2号総量	167.2			
	旧富士川町 旧蒲原町	3号総量	119.5	新設	Q = 3.0W ^{0.8} + 0.5 × 3.0 × { (W + W _i) ^{0.8} - W ^{0.8} }	
		4号総量	86.9			
地域全体の削減量		65.8%				

(表IV-5-(1)-35) 低硫黄化指導基準及び実施時期

地域	対象規模	燃料中硫黄分	実施時期
沼津・三島	燃料使用量 15,000kg/h 以上の 2 工場	0.8% 以下	52.7
	燃料使用量 1,500kg/h 以上 ~ 15,000kg/h 未満 又は 2,000 トン/年以上	1.0% 以下	
清水 (旧由比町を除く。)	燃料使用量 1kl/日以上	1.0% 以下	51.12
	上記以外中小工場	1.5% 以下	
浜松	燃料使用量 900kg/h 以上	1.5% 以下	51.12

- ・窒素酸化物の排出規制は、施設の種類及び規模ごとに全国一律で行われており、26種類のばい煙発生施設を規制。
- ・ばいじんは、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められており、大気汚染防止法で27種類、静岡県生活環境の保全等に関する条例で1種類のばい煙発生施設を規制。
- ・一般粉じんは、大気汚染防止法で5種類、静岡県生活環境の保全等に関する条例で12種類の一般粉じん発生施設を規制しており、施設ごとに構造及び管理基準を設定。
- ・揮発性有機化合物は、施設の種類に応じ許容される炭素換算した排出濃度により規制。
- ・県、大気汚染防止法上の政令市（静岡市、浜松市）及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第54号）により一部権限移譲されている市（沼津市、富士市）が、大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に規定するばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して、煙道測定及び重油抜き取り検査などの立入検査を実施。
- ・令和元年度には、県及び上記4市合わせて、498件の立入検査を実施。（表Ⅳ-5-(1)-36）
- ・化学物質（ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質）については規制措置ではなく、「大気汚染防止法」による国・地方自治体・事業者・国民の役割分担に基づく、自主管理を推進。

【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-36) 令和元年度ばい煙発生施設等に係る立入検査の実施及び措置状況

実施主体	立入事業所数（施設数）	行政処分	行政指導	計
県	281(1,301)	0	1	1
政令市（静岡市・浜松市）	160(710)	0	42	42
特例市（沼津市・富士市）	57(194)	0	14	14
計	498(2,205)	0	57	57

(注) 県生活環境課調べ

(カ) 大気環境に係る対策の実施

- ・大気汚染防止法第22条に基づき、県内の環境大気の状態について環境基準項目を中心に常時監視を実施。
- ・令和元年度末現在、静岡県内には、一般環境大気測定局57局と自動車排出ガス測定局10局の合計67の測定局を設置。（図Ⅳ-5-(1)-37、表Ⅳ-5-(1)-38）
- ・監視・測定の結果は、毎年度定期的に公表。

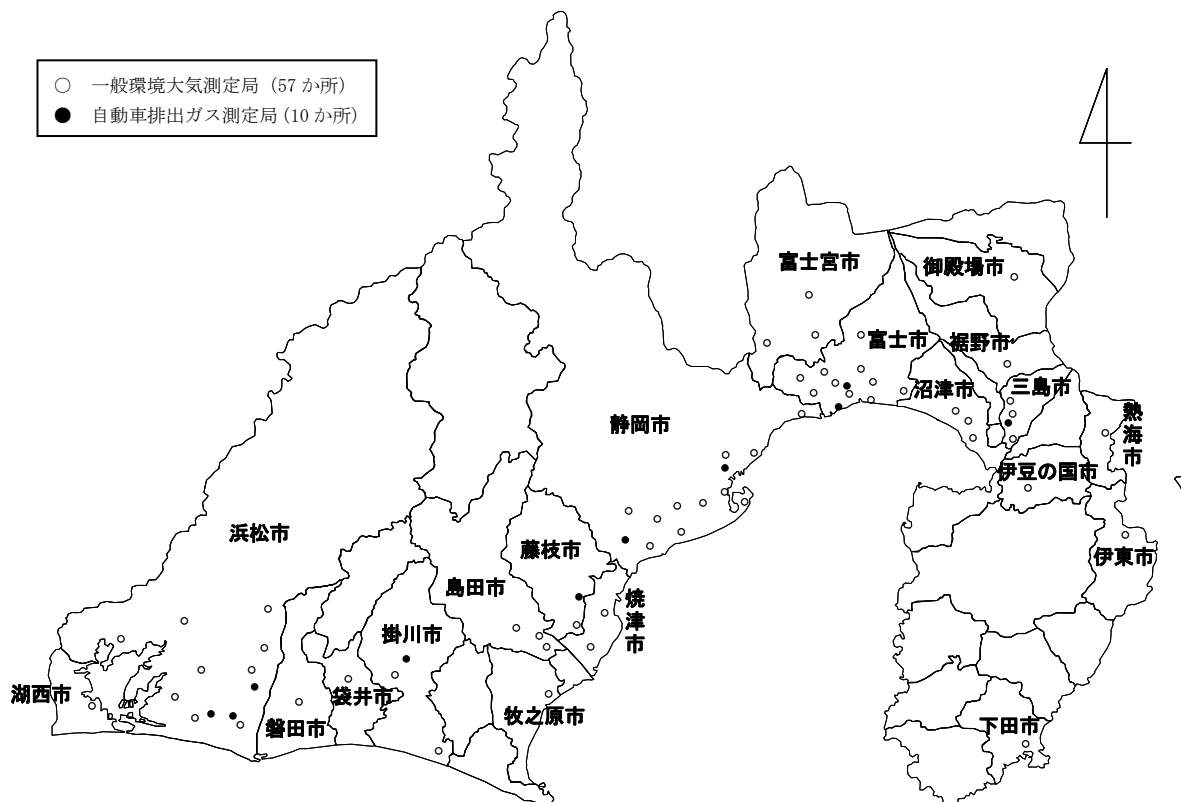
【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-37) 大気監視項目別の測定地点数

(令和元年度末現在)

監視項目	一般環境大気 測定地点数	自動車排出ガス 測定地点数
二酸化硫黄	31	1
二酸化窒素	47	10
一酸化炭素	4	9
浮遊粒子状物質	43	10
微小粒子状物質	32	7
光化学オキシダント	43	0
非メタン炭化水素	14	9

(図Ⅳ-5-(1)-38) 大気監視の状況 (令和元年度末現在)



(キ) 騒音・振動対策

- ・騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、著しい騒音や振動を発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定工場）を対象に発生する騒音や振動を規制。
- ・同様に、建設作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）を対象に発生する騒音や振動を規制。
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例により、深夜の騒音に係る営業時間や、拡声機の使用について制限を設定。
- ・特定工場・特定建設作業における騒音・振動対策等の届出の受理、計画変更勧告、改善勧告及び改善命令等については市町の事務であり、県では、これらの市町に対し、研修等を通じて事務的、技術的支援を実施。

【生活環境課】

(ク) 悪臭対策

- ・市町では、悪臭を発生させている工場その他の事業場に対して、悪臭防止法などに基づく立入検査等により指導を実施。
- ・複数の原因物質が介在する複合臭については、特定悪臭物質の濃度が基準値以下であっても悪臭苦情が発生することがあるため、物質濃度規制では対応できない場合は、人間の嗅覚で感知される悪臭の程度に関する値である「臭気指数」による規制を導入。
- ・県内 20 市 8 町で物質濃度規制に代わって臭気指数規制を導入。

【生活環境課】

イ-2 適切な生活排水処理施設整備の推進

(ア) 静岡県生活排水処理長期計画の推進

- 生活排水課が中心となり「静岡県生活排水処理長期計画」（下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水等の処理施設の整備）を着実に推進。

【生活排水課】

(表IV-5-(1)-22) 合併処理浄化槽の設置状況

(国の交付金を活用した市町村の補助事業による設置基数)

年度	実施市町村	設置基数
平成27年度	22市11町	4,539基
平成28年度	22市11町	4,546基
平成29年度	22市11町	4,584基
平成30年度	22市11町	4,716基
令和元年度	22市10町	4,356基

(イ) 合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理の確保

(注) 県生活排水課調べ

- し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、下水道とほぼ同等の性能を持ち、短期間で設置できるため、下水道等の集合処理が不向きな地域や下水道整備に長期間を要する地域における生活排水処理施設として、河川等公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上に有効。
- 県では、国の浄化槽設置整備事業（交付金）に併せ県費補助事業により、設置を促進（政令指定市は除く）。
- 令和元年度には、32市町が国の交付金を活用して4,356基に対して補助を実施。（表IV-5-(1)-39)

【生活排水課】

- 生活排水処理施設が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要であり、特に設置者個人が管理責任を負う合併処理浄化槽については、浄化槽法に基づく適切な維持管理の確保が課題。
- このため、大型浄化槽等の立入指導や新規設置者を対象とする講習会等により、保守点検、清掃、法定検査による適正な維持管理を推進。

【生活環境課、生活排水課】

(ウ) 農業・漁業集落排水施設の整備

- 農業・漁業集落における生活環境の向上と、河川・海洋の水質保全の確保を図るため、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設を整備する集落排水（下水道）事業を着実に推進。

なお、農業集落排水施設における新規整備は完了し、今後は改築・更新やストックマネジメントなどにより、適正な維持管理を推進する。

【生活排水課、漁港整備課】

(エ) 下水道の整備と維持管理

- 市町が実施する公共下水道事業は、令和元年度末現在29市町で実施中であり、その全ての市町で供用を開始。（表IV-5-(1)-40)

【生活排水課】

(表IV-5-(1)-40) 令和元年度下水道事業実施市町及び下水道普及状況

令和2年3月31日現在

市町の別	事業実施・未実施の別	供用・未供用の別	市町名	人口 (人)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	人口普及率 (%)	県内順位
市 (23市)	事業実施中 (22市)	供用中 (22市)	静岡市	696,367	588,288	8,954.9	84.5%	1
			浜松市	800,870	649,733	14,096.7	81.1%	4
			沼津市	194,207	117,731	2,039.2	60.6%	11
			熱海市	36,437	24,766	781.8	68.0%	9
			三島市	109,205	91,759	1,333.0	84.0%	3
			富士宮市	131,853	71,266	1,494.4	54.0%	13
			伊東市	68,150	26,233	594.5	38.5%	21
			島田市	98,041	11,500	228.7	11.7%	29
			富士市	252,605	195,287	4,272.0	77.3%	6
			磐田市	169,673	143,279	3,298.8	84.4%	2
			焼津市	139,217	30,102	550.4	21.6%	28
			掛川市	117,383	39,224	1,250.8	33.4%	23
			藤枝市	144,249	62,674	1,103.3	43.4%	17
			御殿場市	87,681	32,877	619.9	37.5%	22
			袋井市	88,316	39,437	950.0	44.7%	15
			下田市	21,080	10,085	287.1	47.8%	14
			裾野市	51,347	22,169	367.7	43.2%	18
			湖西市	59,560	25,879	572.2	43.5%	16
			伊豆市	30,036	16,330	609.8	54.4%	12
	御前崎市	32,067	13,804	754.1	43.0%	19		
菊川市	48,474	12,989	314.1	26.8%	26			
伊豆の国市	48,279	33,274	798.7	68.9%	8			
	事業未着手(1市)			45,350				
市計				3,470,447	2,258,686	45,272.1	65.1%	
町 (12町)	事業実施中 (7町)	供用中 (7町)	南伊豆町	8,109	2,248	118.6	27.7%	24
			函南町	37,639	27,351	478.7	72.7%	7
			清水町	32,192	21,485	372.7	66.7%	10
			長泉町	43,457	33,656	475.9	77.4%	5
			小山町	18,123	3,994	202.2	22.0%	27
			吉田町	29,559	11,379	281.7	38.5%	20
	森町	18,142	4,884	175.0	26.9%	25		
	事業未着手(5町)			39,759				
町計				226,980	104,997	2,104.9	46.3%	
県計 (35市町中29市町事業実施)				3,697,427	2,363,683	47,376.9	63.9%	

※行政人口は、H24.7法改正により住民基本台帳人口は「外国人込み」

処理人口は供用開始公示済み人口であり、令和2年4月1日公示分を含む。

ウ 浜名湖の水環境の保全

(ア) はまなこ環境ネットワークの活動

- ・浜名湖流域で活動している環境保全団体等の交流を促進することを目的に発足した「はまなこ環境ネットワーク」では、平成 30 年度は、会員間の連携と交流促進を図るための交流会の開催や、子供を含む一般住民を対象とした環境意識の啓発のための環境教育プログラムを実施するなど、住民行動による浜名湖づくりを促進し、浜名湖の環境保全を推進。【自然保護課】

(イ) 浜名湖クリーン作戦

- ・「浜名湖の水をきれいにする会」（会長浜松市長）では、毎年 6 月に、浜名湖一斉清掃を実施。平成 30 年度は 6 月 3 日（日）に開催され、19,726 人が参加。【自然保護課】

エ 鉄道騒音等の監視

(ア) 新幹線鉄道騒音・振動対策

- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準や振動に係る指針値の達成状況を把握するため、実態調査を実施。【生活環境課】

(イ) 航空機騒音対策

- ・航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、県が航空自衛隊静岡基地周辺及び富士山静岡空港周辺で、浜松市が航空自衛隊浜松基地周辺で実態調査を実施。【生活環境課】

(ウ) 騒音低減に係る要望

- ・新幹線鉄道騒音・振動や航空機騒音が環境基準等を超過した場合には、各事業者に対して騒音・振動の低減対策の実施を要望。【生活環境課】

オ 富士山静岡空港周辺地域の生活環境・自然環境保全対策

- ・空港周辺地域の環境を保全するため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づき航空機騒音などの環境監視を行うとともに、自然環境保全対策を実施。
- ・周辺地域と調和した魅力あふれる空港を目指し、地元 N P O 法人との協働による自然環境活用や景観形成の取組を実施。

【空港管理課】

カ 自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減

(ア) 自動車排出ガス対策

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例において、県民等の努力義務として低公害車の導入を規定。
- ・神奈川県、東京都と合同で自動車排出ガス対策推進キャンペーンを実施。

【生活環境課】

(イ) 騒音の監視

- ・県内全市において、幹線道路における常時監視を実施し、環境基準の適合状況を調査。調査結果は、公表するとともに「静岡県自動車交通公害対策推進協議会」を通じて国、県の関係部局等で情報を共有し、対策を推進。【生活環境課】

(ウ) 道路の渋滞緩和・解消

- ・バイパス整備や交差点改良など交通流の円滑化などにより、自動車排出ガスによる大気汚染の低減を推進。【道路企画課】

キ アスベストの飛散防止

(ア) 解体・改修作業の監視

- ・大気汚染防止法に基づいて、吹付けアスベスト等使用建物の解体・改修作業を事前に届出。届出者は、作業基準を遵守。
- ・令和元年度は、県に届出のあった117件の作業現場のうち、91件の立入検査を実施。

【生活環境課】

(イ) アスベストの取扱いに関する知識の普及啓発

- ・住民向けやビルオーナー向けのパンフレットを配布し、アスベストに関する正しい知識と適切な対応について啓発活動を実施。

【生活環境課】

(ウ) 静岡県アスベスト対策連絡会議の設置

- ・アスベストによる環境汚染問題は、健康被害問題、既存建物の安全対策問題、解体・改修工事の問題など様々な分野に関係しているため、他部局との連携・調整を図るための「静岡県アスベスト対策連絡会議」を設置。

【生活環境課】

(エ) 県有施設の吹付けアスベスト使用実態調査

- ・国内で未使用とされていた3種のアスベスト（トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト）を含む建材が平成20年に東京都等で発見されたため、県有施設の吹付けアスベストの使用状況を6種について調査。
- ・調査の結果、吹付けアスベストを含有する県有施設について、アスベストの除去等の未措置の施設が8施設あったが、いずれも立入禁止等の対策を実施（平成30年4月）。

【生活環境課】

(オ) 国・市町との連携

- ・作業者保護の観点から、アスベスト使用建物の解体・改修作業の届出事務を所管する厚生労働省労働局と連携して、アスベスト解体・改修作業現場の立会い確認を実施。
- ・大気汚染防止法に定められた作業基準の遵守の観点から解体作業の届出を受理する市町に対し、事業者からアスベストの使用の有無を確認するよう要請。

(表IV-5-(1)-41) 水質事故発生状況

区分	魚のへい死	油の流出	その他	計
平成24年度	18	55	12	85
平成25年度	24	55	17	96
平成26年度	29	55	23	107
平成27年度	22	65	21	108
平成28年度	17	65	18	100
平成29年度	28	59	18	105
平成30年度	17	73	23	113
令和元年度	15	52	17	84

ク 環境汚染の未然防止や汚染の拡大防止

(ア) 水質汚濁事故対応

- ・事故等により、公共用水域に汚染物質が漏洩・拡散した場合には、国や市町等の関係機関と連携の上、原因者等に対して流出物の回収等の措置を指導。（表IV-5-(1)-41）

【生活環境課】

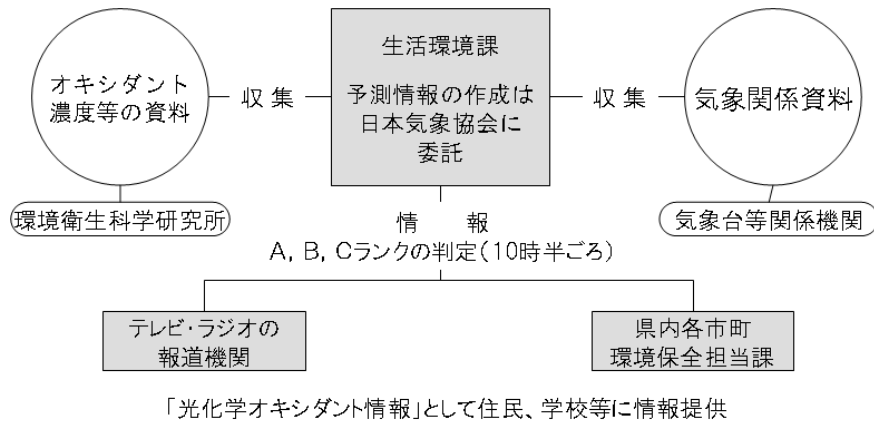
(イ) 光化学オキシダントの監視

- ・紫外線が強くなり気温も高くなる5月から9月までの間は、光化学オキシダントが発生しやすいことから、市町の協力を得て、光化学オキシダントの監視体制を強化。
- ・期間中は、光化学オキシダントの発生状況を予測し、その内容を「光化学オキシダント情報」として県内市町等に提供。（図IV-5-(1)-42）
- ・県民の健康被害の未然防止の観点から、光化学オキシダントが高濃度になった場合は、大気汚染

防止法で規定された緊急時の措置(注意報の発令等)を実施。

【生活環境課】

(図IV-5-(1)-42) 光化学オキシダントに関する情報連絡網



	内容	オキシダント濃度
Aランク	発生するおそれ	オキシダント濃度0.12ppm以上
Bランク	発生しやすい	オキシダント濃度0.10ppm以上0.12ppm未満
Cランク	発生しない見込	オキシダント濃度0.10ppm未満

(ウ) 公害防止計画の策定・推進

- ・ 公害防止計画は、既に公害が著しい又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、知事が作成。
- ・ 平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を計画期間とする富士市における第 10 次富土地域公害防止計画及び公害防止対策事業計画について、進捗を確認するため現況調査を実施。(表IV-5-(1)-43)

【生活環境課】

(表IV-5-(1)-43) 第 10 次富土地域公害防止計画 (平成 30 年度～令和 2 年度)

策定日	平成 30 年 3 月 28 日	
対象地域	富士市	
目標	ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準達成
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田子の浦港の底質汚染対策 ・ 田子の浦港のダイオキシン類による底質汚染の防止を図る。 	

ケ 公害紛争に関する処理

- ・ 公害苦情への対応については、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされており、初期の段階での公害苦情の相談窓口については市町が担当。
- ・ 県では、広域的な苦情や市町において処理が困難な苦情について、測定等の技術協力をはじめ、関係機関との連絡調整・情報提供等を実施。
- ・ 公害に関する紛争の処理については、弁護士・医師・大学教授等の学識経験者 12 人からなる「公害審査会」において、紛争の解決を図るため、あっせん・調停・仲裁を実施。

【生活環境課】

コ 環境負荷低減のための事業者の総合的・自主的な取組支援

- ・ 一定規模以上の工場又は事業場の新設又は環境負荷の増加を伴う特定施設等を設置する場合には、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、関係法令に基づく届出の前に、県と協議(ただし、

静岡市、浜松市、沼津市、富士市については、それぞれの市と協議)。

- ・協議の内容は、公害の防止に関する事項だ(表IV-5-(1)-44) 令和元年度事前協議実施件数(県扱い分) だけでなく、廃棄物の発生抑制や環境マネジメントシステムの導入等を含めた環境全般。
- ・環境への配慮を系統的に進めていると認められるISO14001又はエコアクション21の認証を取得している工場又は事業場は、協議免除届を提出することにより協議を免除。
- ・令和元年度の協議実施件数(県扱い分)は、9件で事前協議が1件、協議免除届が8件であった。(表IV-5-(1)-44) 【生活環境課】

区 分	事前協議 実施件数	ISO14001等 取得による 免除届出数	合 計
食料品製造業	0	0	0
繊維工業	0	0	0
紙・パルプ製造業	0	0	0
化学工業	0	0	0
金属製品製造業	0	1	1
鍍金工業	0	0	0
電気機械器具製造業	0	0	0
輸送用機械器具製造業	0	4	4
その他	0	3	4
合 計	1	8	9

(2) 化学物質の適正管理

《現状》

- ・私たちの生活は、さまざまな化学物質によって支えられているが、その中には、ダイオキシン類や環境ホルモンのように、適切な管理が行われない場合に深刻な環境汚染を引き起こしたり、また、長期間の蓄積により人の健康や生態系に重大な影響を及ぼしたりする物質が存在。

(表IV-5-(2)-1) ダイオキシン類環境実態調査結果

媒体	平成30年度 適合数/測定地点数	令和元年度 適合数/測定地点数
大気	23/23	20/20
水質	42/42	42/43
土壌	27/27	21/21
底質	40/40	41/41
地下水	19/19	19/19

- ・ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量(人の体重1kg当たり4pg(pg-TEQ/kg/日))、環境基準値、排出基準値等が定められ、総合的なダイオキシン類削減対策を推進。
- ・平成30年度における全国排出量は、117~119g-TEQ/年となっており、平成9年に比べて約99%削減。
- ・県内の大気や水質等のダイオキシン類の調査の結果、令和元年度は水質の1地点で環境基準を超過。
(表IV-5-(2)-1) 【生活環境課】

《課題》

- ・化学物質の有害性の有無や影響の仕組みに係る知見の集積や科学的な解明が必要。
- ・化学物質取扱い事業所に対するより一層の化学物質の適正管理の指導が必要。 【生活環境課】

《施策の展開》

ア 排出基準遵守の指導や環境モニタリング調査の実施

- ・市町のごみ焼却施設について、法令による排出ガス規制に対応できるよう、指導を実施。
【廃棄物リサイクル課】
- ・廃棄物焼却施設の排出ガスや焼却灰等の埋立地の放流水について、施設の構造基準や維持管理基準

に従い、ダイオキシン類の排出基準を遵守するよう立入調査等により指導。

【生活環境課、廃棄物リサイクル課】

- ・ 県立高校等、県有施設の小型廃棄物焼却炉202基について、周辺環境汚染の未然防止を図るため、平成17年度から24年度までの8年間で全て解体撤去。（表IV-5-(2)-2）

【生活環境課、廃棄物リサイクル課】

（表IV-5-(2)-2） 県の小型焼却炉解体撤去

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 24 年度	計
解体撤去 基数	67	66	63	5	1	202

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、廃棄物焼却施設等のダイオキシン類の自主測定（年1回以上）の実施及び測定結果の知事への報告等を事業者に対して指導し、県ホームページで公表。

【生活環境課、廃棄物リサイクル課】

- ・ 野焼きや小規模焼却炉による焼却について、廃棄物処理法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例による規制を遵守するよう事業者等を指導。

【生活環境課、廃棄物リサイクル課】

- ・ ダイオキシン類の発生源対策として、広域化の推進による小規模施設の集約化を支援。

【廃棄物リサイクル課】

- ・ 未然防止対策として、ダイオキシン類の主な排出原因は廃棄物の焼却行為であるため、廃棄物の発生抑制やリサイクル等を推進。

【廃棄物リサイクル課】

イ 化学物質が検出された場合の原因究明や継続監視

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌等について、ダイオキシン類の環境モニタリングを実施。

【生活環境課】

- ・ 田子の浦港における環境基準を超える底質ダイオキシン類含有土砂は、「田子の浦港底質（ダイオキシン類）浄化対策事業計画」に基づき、平成16年度から浚渫除去に着手。

- ・ 令和元年度も引き続き浚渫除去を実施。

【港湾整備課】

- ・ 環境基準を超える水質・底質ダイオキシン類が検出された巴川遊水地第4工区においては、対策基本計画に基づき、平成19年度から対策へ着手し、平成24年度に対策工事を完了。平成25年度より対策の効果を検証するためのモニタリング調査を開始し、平成29年度からはフォローアップ委員会において提言された浄化対策工へ着手した。

- ・ 本年度は引き続き水質調査及び浄化対策工を進めるとともに、対策工の効果の検証を行っていく。

【河川海岸整備課】

- ・ 愛知県境（境宿地区）におけるダイオキシン類大気環境調査結果が高濃度を示したことを受け、越境汚染の影響も勘案し、平成22年度から環境調査を実施し、環境基準に適合していることを確認。

【生活環境課】

ウ 未規制化学物質等による環境汚染の実態調査

(ア) 内分泌かく乱化学物質

- ・ 魚類への内分泌かく乱作用の疑いがあるとされた、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールAの2物質について5地点で調査を実施。

【生活環境課】

(イ) 残留性有機汚染物質（POPs条約規制物質）

- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びその塩、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）及びその塩の2物質について5地点で調査を実施。【生活環境課】

(ウ) 有機スズ化合物

- ・トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物について、環境省が定めた水質評価指針値（0.01 $\mu\text{g/L}$ ）を過去5年間の調査で超過した港湾2地点について隔年で1地点ずつ継続調査を実施。【生活環境課】

(エ) 環境省委託事業

- ・環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、環境中の化学物質の残留状況を調査。【生活環境課】

エ リスクコミュニケーションの推進

(ア) 化学物質適正管理の推進

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、排出量等の情報を県民に対して提供。
- ・人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の事業者による自主的な削減を推進。【生活環境課】

(イ) リスクコミュニケーションを通じた地域との情報交換

- ・化学物質排出量の多い物質、業種別や大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、グラフ表示化など分かりやすくまとめ、県ホームページ等で周知。
- ・令和元年度には県内3か所で事業者、地域住民、行政が参加した環境対話集会や「化学物質管理セミナー」を開催。
- ・行政、事業者、地域住民が相互の情報交換を通じて、リスクに対する情報や認識を共有することによって、化学物質に対する正しい理解と工場等での化学物質排出削減対策を促進。【生活環境課】

オ 公害防止管理者を対象とした再教育研修の実施

- ・県内の事業場において選任されている公害防止管理者を対象に、毎年度、県東部及び県西部の2か所で研修会を開催。【生活環境課】

(3) 花と緑のうるおいある魅力的なまちづくりの推進

《現状》

- ・魅力的な空間を創る緑化活動を促進するため、「静岡県緑化推進計画」（H30.3策定）の基本方針の一つに「花と緑による地域の魅力向上」を位置づけ、平成30年度から駅前や観光地に「花と緑のおもてなし空間」の整備を、令和元年度から日陰でも育成しやすい芝生を用いた「芝生休憩地」の整備を進めている。【環境ふれあい課】

《課題》

- ・「花と緑のおもてなし空間」や「芝生休憩地」について、更なる事業PRを行い、整備を推進してい

く必要がある。また、その際、地域らしさが光る計画づくりや継続的な維持管理のため、(公財) 静岡県グリーンバンクが実施する研修で養成した「緑化コーディネーター」等の人材を活用していく仕組みが必要である。 【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 魅力的な空間を創る緑化活動の促進 (表IV-5-(3)-1) グリーンバンク事業の主な実績 (単位: 千円)

区分	平成 30 年度		令和元年度	
	事業量	事業費	事業量	事業費
おもてなし空間の整備	4 箇所	4,780	3 箇所	3,577
芝生休憩地の整備	-	-	2 箇所	5,855
指導者研修等人材育成	7,090 人	13,958	7,715 人	14,881
緑化現場の育成管理指導	30 箇所	1,179	32 箇所	1,421
緑化団体への種子等配布	4,633 団体	19,959	4,194 団体	17,951

・「静岡県緑化推進計画」に基づき、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催地や交流拠点等を重点エリア

とする「花と緑のおもてなし空間」の整備の充実や実施箇所の拡大に取り組むとともに、養成した緑化コーディネーター等による「人材バンク」の活用等、地域の人材の活用を働きかけていく。(表 IV-5-(3)-1) 【環境ふれあい課】

イ 芝生文化創造プロジェクトの推進

・芝生を活用した都市緑化を促進するため、平成 24 年度から「芝生文化創造プロジェクト」を実施しており、農林技術研究所(磐田市)内に設置した芝草研究所を中心にして、「研究調査」と「普及促進」により芝生地の拡大を目指す。「研究調査」ではスポーツターフに適した芝種の選定や管理手法の確立、「普及促進」では(公財)静岡県グリーンバンクとともに、研究成果を活かした低コスト・省力化した管理手法の普及や園庭・校庭の芝生化の推進に取り組む。 【環境ふれあい課】

ウ 都市公園・緑地の整備や道路などの緑化の推進

・第 2 章第 1 節(1)エに掲載 【公園緑地課】

エ 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進

・“ふじのくに”ならではの多様なライフスタイルやライフステージに対応し、生活と自然が調和した快適な暮らし空間の実現を図るため、一定要件を満たした住宅地を「豊かな暮らし空間創生住宅地」として認定し支援する。

・通学路等の沿道の住宅等を対象に、危険なブロック塀の撤去を進めながら、生垣や植樹などにより沿道の快適性を高め、安全で美しい「いえなみ」の形成を支援する。 【住まいづくり課】

オ 協働による美化活動の推進

・第 1 章第 2 節(2)ウに掲載 【道路保全課】

・令和元年度は、ふれあい花壇オーナー制度による花壇の管理・運営(浜名湖ガーデンパーク)、花壇コンクール(吉田公園)、学校の奉仕活動やボランティアの受け入れによる花壇づくり、自然体験教室の開催(各公園)、外部団体による植栽祭(富士山こどもの国)等を実施。 【公園緑地課】

(4) 環境影響評価の実施の指導

《現状》

- ・生活環境や自然環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業に当たり事業者が実施する環境影響評価における各段階の手続について、静岡県環境影響評価審査会への諮問等により審査することで、事業者に対し環境影響の回避、低減に配慮した開発事業の実施について指導、助言。
- ・県は、環境影響評価法の対象事業に加え、静岡県環境影響評価条例により、法対象外の事業についても、環境への影響が懸念される場合には、環境影響評価の対象とすることで、幅広く環境影響評価手続の実施を指導。【生活環境課】

《課題》

- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）を背景とする、太陽光発電所や風力発電所の建設事業の急増と大規模な森林伐採や発電施設の稼働や存在による自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすおそれ。【生活環境課】

《施策の展開》

ア 環境影響評価の推進

(ア) 環境影響評価手続の実施の指導

- ・令和元年度は、発電所の建設3件と道路の建設1件について、環境影響評価手続を通じ、事業者に対し環境の保全の見地から意見。【生活環境課】

(5) 調査・研究の充実

《現状》

- ・科学技術の進歩や産業の発展等により、現在の環境問題は複雑かつ多様化。
- ・各試験研究機関が行う、調査や研究、技術開発の成果が複雑かつ多様化する環境問題の解決に貢献。【産業イノベーション推進課・商工振興課・農業戦略課・水産振興課】

《課題》

- ・民間事業者等による調査・研究の支援にとどまらず、国や大学、民間事業者等との連携を図りつつ、地域のニーズに応じた調査・研究を進めていくことが必要。【産業イノベーション推進課・商工振興課・農業戦略課・水産振興課】

《施策の展開》

ア 農林技術研究所

- ・「場の力」を活用した地域経済の活性化、豊かさを支える農林業の強化、住んでよし訪れてよし豊かな農山村に向け研究を推進。（表IV-5-(5)-1）【農業戦略課】

（表IV-5-(5)-1）令和元年度の主な環境関係研究テーマ

本所	蒸気処理防除機の活用による水田の病害虫・雑草等管理技術の確立
	施設園芸作物における進化型 IPM を構成する要素技術の開発
	圃場の健康診断に対応したネギ病害虫予防的管理技術の開発
	難防除病害虫の防除効果安定化とイチゴ果実の輸出促進にむけた IPM 体系の確立
	新しい農薬の適応選抜
	牛ふん堆肥ベースの新肥料および土壌中蓄積窒素の活用による効率的施肥管理技術の開発

	メタン発酵消化液の農作物への利用技術の開発
茶業研究センター	メタン発酵消化液を利用した茶施肥管理技術の開発
	茶草施用が樹体に与える影響
	省力的かつ効率的なチャ病虫害防除技術の確立
果樹研究センター	カンキツ園における生物多様性の機能を活用した害虫管理技術の開発
森林・林業研究センター	シカ個体数削減過程で生じる捕獲効率低下の抑制に関する研究
	果樹園での加害獣判別と捕獲技術の確立およびイノシシの成獣捕獲技術の開発

イ 畜産技術研究所

- 畜産物の生産活動に伴う環境負荷を低減するため、家畜排せつ物の適正処理と資源としての有効利用技術の開発等を実施。（表IV-5-(5)-2） 【農業戦略課】

（表IV-5-(5)-2） 令和元年度の主な環境関係研究テーマ

本所	輻射熱分解炉による家畜ふんの減容化とエネルギー回収技術の可能性調査
中小家畜研究センター	豚舎からの悪臭除去技術の開発
	養豚浄化槽で発生する高活性アナモックス菌の特性の解明
	活性汚泥モデルと新規窒素除去反応アナモックスの利用による畜産廃水処理技術の高度化

ウ 水産・海洋技術研究所

- 「海・川の恵みの持続的利用の確保」に向け研究を推進。（表IV-5-(5)-3） 【水産振興課】

（表IV-5-(5)-3） 令和元年度の主な環境関係研究テーマ

しずおかの海と資源を守るための基盤的研究
静岡県沿岸沖合域における海洋研究
複合移植によるサガラメ藻場回復研究

エ 工業技術研究所

- 環境分野をビジネス戦略と考える県内企業を育成するため、環境関連技術の研究開発を実施。（表IV-5-(5)-4） 【商工振興課】

（表IV-5-(5)-4） 令和元年度の主な環境関係研究テーマ

本所	静岡版メタン発効プラントによる食品バイオマスのエネルギー利用
	生産基盤拡大に繋がる家畜ふん尿の乾燥及びエネルギー転換技術の開発
	農林業のニーズに応える低コスト・高効率バイオマスガス化発電の要素技術である前段処理装置と一体化炉の開発

オ 環境衛生科学研究所

- 試験検査、調査研究、危機管理、技術指導、環境教育、情報の収集・成果の公表等を実施。（表IV-5-(5)-5） 【環境政策課】

（表IV-5-(5)-5） 令和元年度の主な環境関係研究テーマ

未規制化学物質の分析法に関する研究
大井川流域における地下水熱交換システム適地評価に関する研究
海岸域におけるマイクロプラスチック等の実態調査に関する研究
西駿河湾海域への汚濁負荷量の把握
大気環境常時監視テレメータシステムに関する調査研究
光化学オキシダント濃度推移に係る検証

カ 試験研究機関の連携による研究の推進

- ・本県の新たな成長に貢献し、重要な政策課題を技術的に解決するため、異なる技術分野の相互連携による分野横断型の「新成長戦略研究」を実施。（表Ⅳ-5-(5)-6）【産業イノベーション推進課】

（表Ⅳ-5-(5)-6）新成長戦略研究の環境関係研究テーマ

研究テーマ	研究期間	中核研究機関
生産基盤拡大に繋がる家畜ふん尿の乾燥及びエネルギー転換技術の開発	平成30年 ～令和2年 度	畜産技術研究所

キ 国や他の地方公共団体、民間の研究機関等との連携の強化

- ・県試験研究機関は、科学技術の急速な進歩や行政課題の多様化などを背景に、国の研究機関、国立研究開発法人、大学・高専等の外部研究機関や民間企業との共同研究に積極的に取り組み、産学官の連携を強化。【産業イノベーション推進課】

ク 成果の普及

- ・調査・研究成果の普及に向け、研究発表会の開催や情報誌の発行、インターネットのホームページを通じた情報発信等を実施。
- ・新成長戦略研究の成果集を年1回発行。
- ・農林技術研究所では、研究発表会を開催するとともに、「研究報告」、「試験成績概要集」（本所及び各センター年1回発行）、「試験研究成果情報」、「あたらしい農業技術」、「あたらしい林業技術」、「農林技術研究所 NEWS」を発行。
- ・畜産技術研究所では、関係業界に対する研究発表会に加え、新たに消費者を対象とした成果発表会を開催。また、「研究報告」、「試験研究成果情報」、「あたらしい農業技術」、「畜技研だより」、「研究トピックス」などを発行。
- ・水産・海洋技術研究所では、毎年、研究発表会を開催するとともに、「研究報告」、「試験研究成果情報」、「あたらしい水産技術」、「事業報告」を年1回発行するほか、4種類の広報誌を発行。
- ・工業技術研究所では、環境関連技術を含んだ技術講習会を開催。また、「研究報告」、「研究成果事例集」、「静岡県工業技術情報」、「研究所各科紹介チラシ」及び「各工業技術支援センターニュース」などを発行。【産業イノベーション推進課・商工振興課・農業戦略課・水産振興課】
- ・環境衛生科学研究所では、業務研究発表会を開催するとともに、各種学会や研究発表等での発表報告や、論文発表を実施。また、環境衛生科学研究所情報誌「環衛レポート」を年3回発行するほか、「静岡県環境衛生科学研究所報告」を年1回発行。【環境政策課】